

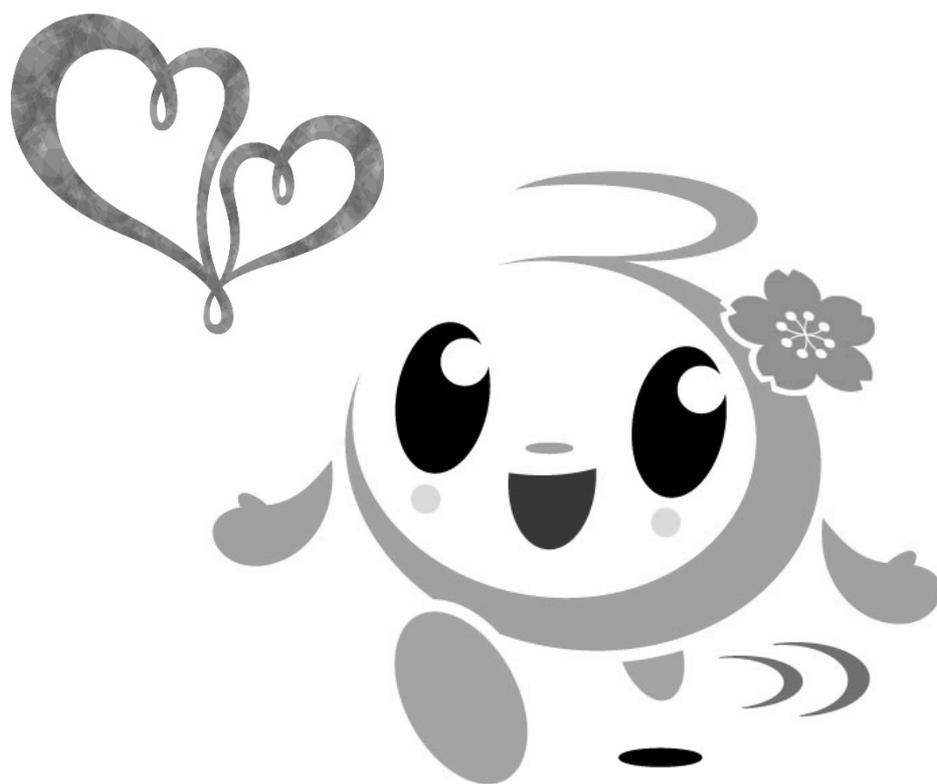
いきいきふっつ障害者プラン

第3次基本計画

【平成30年度（2018年度）～平成38年度（2026年度）】

第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）

【平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）】



平成30年3月

富津市



あいさつ



本市の障がい者福祉施策は、いきいきふつつ障害者プラン（第2次基本計画及び第4期障害福祉計画）に基づき順調に推移しており、市民の皆様のご理解とご協力に心より感謝を申し上げます。

平成26年4月に障がい保健福祉サービスの新たな枠組みを定めた「障害者総合支援法」が全面施行され、また平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人への総合的な支援が進められています。

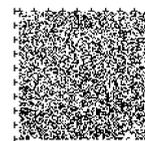
また、精神障がいや発達障がいなどの増加とともに、本人や家族の高齢化、障がいの重度化や重複化などの傾向が進んでおり、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」、「障害者雇用促進法」が一部改正され本年4月に施行されるなど、国も障がいのある人が地域で自立した生活ができるための体制づくりに取り組んでいるところであります。

このような動向や法改正などに的確に対応するために、平成30年度を始期とする、いきいきふつつ障害者プラン第3次基本計画・第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）を策定いたしました。このプランでは、これまでの基本理念『障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち』を踏襲しつつ、本人やその家族が地域で安心して暮らせるよう総合的な支援を実施いたします。また、今後も社会情勢や障がいのある人のニーズを的確に把握し、必要に応じてサービス量の検討や見直しを行い施策の充実に取り組んでまいります。

本計画を策定するにあたってご審議をいただきました富津市障害者総合支援協議会委員の皆様や、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、並びに関係機関・団体の皆様に、心より厚くお礼申し上げます。

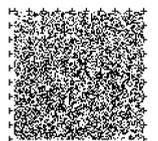
平成30年3月

富津市長 高橋 恭市



目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定の概要.....	2
第2章 計画の背景.....	9
第3章 計画の策定体制と推進.....	16
第4章 計画の方向性.....	21
第2部 基本計画.....	26
基本目標1 地域での生活を総合的に支えます.....	27
1-1 相談支援と権利擁護の推進.....	27
1-2 生活支援サービスの充実.....	32
1-3 保健・医療の充実.....	37
基本目標2 多様な支援で社会参加を支えます.....	41
2-1 教育・療育の充実.....	41
2-2 雇用・就労の充実.....	45
2-3 社会参加の促進.....	48
基本目標3 地域一体でのまちづくりを目指します.....	51
3-1 とともに支えあうまちづくりの推進.....	51
3-2 安心・安全の生活環境づくりの推進.....	55
第3部 障害福祉計画（障害児福祉計画）.....	60
第1章 計画の体系.....	61
第2章 障害福祉計画（障害児福祉計画）の基本目標.....	62
第3章 障害福祉サービスの給付実績と今後の見込み.....	66
第4章 地域生活支援事業.....	81
資料編.....	96
1 障がいのある人を取り巻く状況.....	97
2 障がいのある人に対する実態調査から.....	102
3 計画策定組織と経過.....	120
4 用語解説.....	127



本計画書を読むにあたっての注意事項

■ S Pコードの表記について

本計画書では、視覚障がいのある方のために、文章などの文字情報をバーコード化し、専用機械を通じ音声を聞けるようにする「S Pコード」をページ下部に記載しています。

■ 「障害」と「障がい」について

「障害」が本人の意志でない生来のもの、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すときに少しでも不快感を与えないよう、「障がい」とひらがな表記をしています。ただし、法律、条令や固有名詞等については、「障害」と記載しています。

■ 基本計画中の、横棒グラフを含む記載について

施策・事業に関連性の高い実態調査（アンケート調査）の項目がある場合には、その結果を掲載しています。

■ 障害福祉計画（障害児福祉計画）の見込量等の単位について

サービス見込量は、サービスごとの各年度末における1か月当たりの量を見込んだものです。

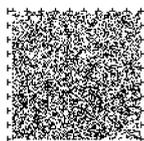
「時間／月」… 月間の延べサービス利用時間

「人日／月」… 「月間の実利用者数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」で算出される延べサービス量

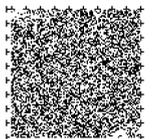
例) 10人が1か月に平均して20日利用する場合、

⇒200人日／月

「人／月」… 月間の実利用者数



第 1 部 総論



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

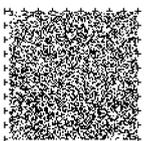
本市では、平成12年(2000年)3月に「ふれあいふっつ障害者プラン」を策定し、これに基づき、障がいのある人が地域社会において自立して生活できるよう、すべての市民とともに支え合う社会を目指した障がい福祉施策に取り組んできました。また、平成18年度(2006年度)に施行された障害者自立支援法に基づき、平成21年(2009年)3月には「いきいきふっつ障害者プラン」(第2期障害福祉計画を含む。)を策定し、『障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち』を基本理念に、障がい福祉施策の推進と、障害福祉サービス等の提供体制の構築に努めてまいりました。

わが国において平成26年(2014年)に国連の「障害者の権利に関わる条約(障害者権利条約)」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われ、平成23年(2011年)には「障害者基本法」が改正されるとともに、平成24年(2012年)6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」に基づき、平成25年(2013年)4月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、平成24年(2012年)10月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行、平成28年(2016年)4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行するなど障がいのあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

本市でも「いきいきふっつ障害者プラン」の障がい福祉計画部分を改定し、平成24年(2012年)4月からは「いきいきふっつ障害者プラン第3期障害福祉計画」を、平成27年(2015年)4月からは「いきいきふっつ障害者プラン第4期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供状況の評価と見直しを進めてまいりました。

この度、本市では、「いきいきふっつ障害者プラン第4期障害福祉計画」の計画期間の終了に伴い、第2次基本計画の期間の前倒しを行い、現行計画の進捗状況を整理するとともに、将来の需要を的確に把握し、計画的な施策の推進とサービス提供体制の確保のために、新たに「いきいきふっつ障害者プラン第3次基本計画・第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)」を策定しました。新たな計画では、平成38年度(2026年度)までの本市の障がい者福祉全般の取り組みを定めるとともに、平成32年度(2020年度)までの各年度の障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量などの具体的な取り組みを定めます。



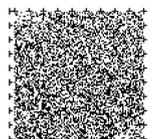
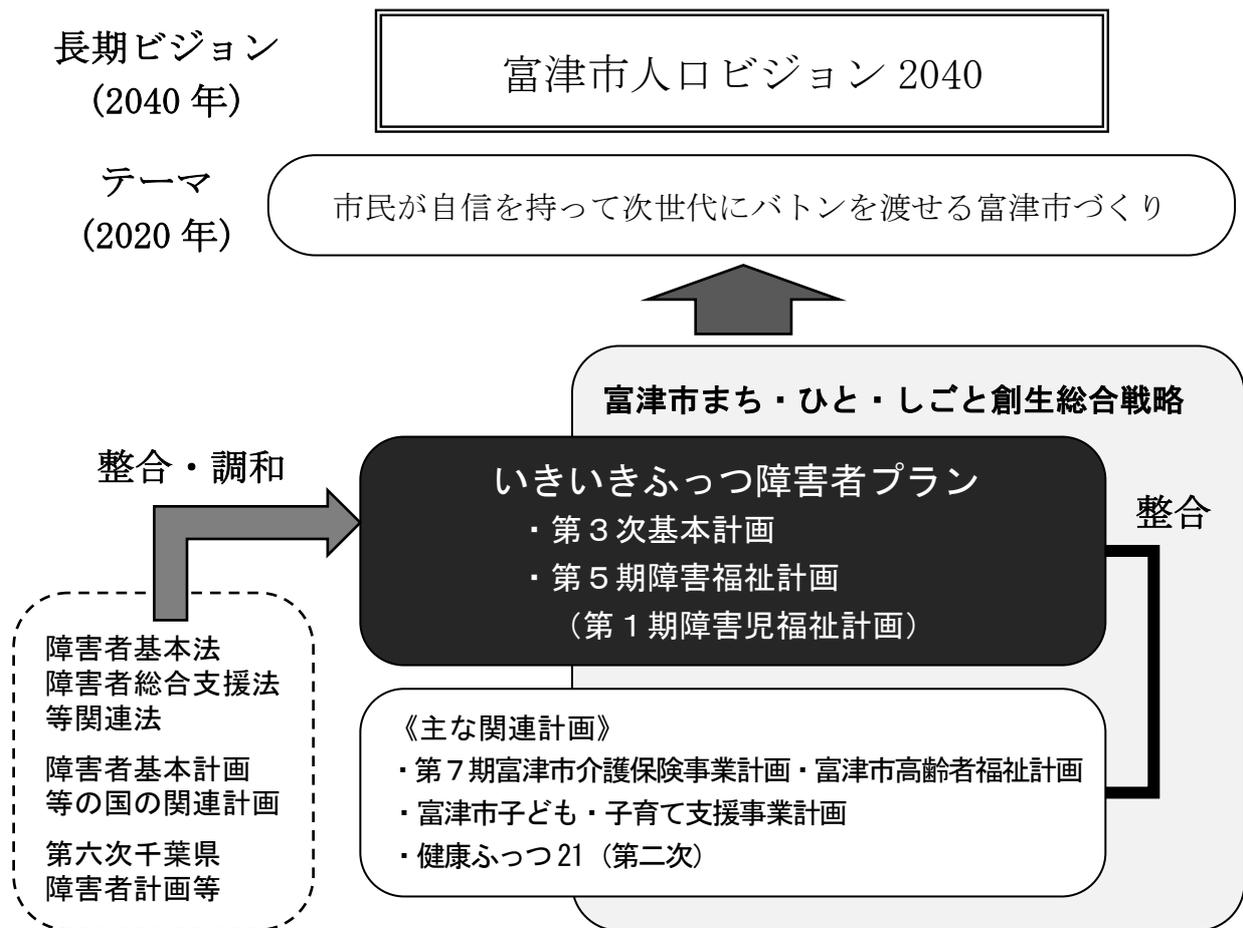
2 計画の位置付け

いきいきふっつ障害者プランは、「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

「市町村障害者計画」として位置づけられる「第3次基本計画」は、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画で、施策を推進するための基本理念を定め、今後の施策の推進を図る指針となるものです。

「市町村障害福祉計画」として位置づけられる「第5期障害福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための方策等を示す実施計画となります。また、この計画には児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を内包しています。

なお、この計画は、国の障害者基本計画や基本指針、第六次千葉県障害者計画を踏まえるとともに市政における基本としての計画である「富津市人口ビジョン 2040」や「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、介護保険事業計画・高齢者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画等、他の関連する計画と整合を図ります。



■障害者基本法（障害者基本計画等）

第十一条（一部抜粋）

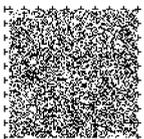
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法（市町村障害福祉計画）

第八十八条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(以下省略)



■児童福祉法（障害児福祉計画）

第三十三条の二十（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

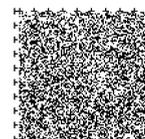
4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成しなければならない

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

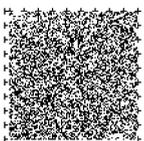
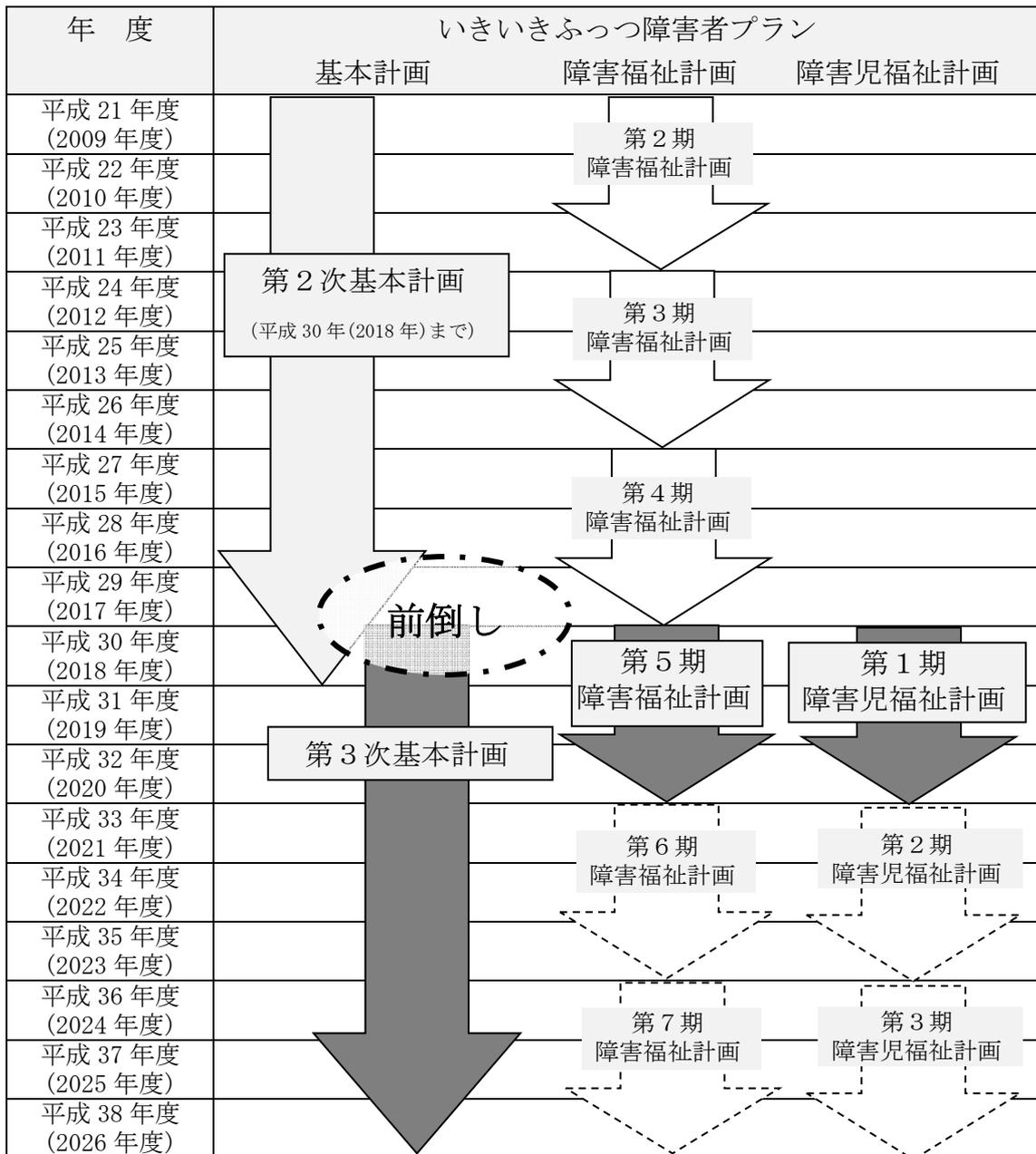
7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(以下省略)



3 計画期間

基本計画の期間は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 38 年度(2026 年度)の 9 年間とします。また、障害福祉計画の期間は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 3 年間とします。計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。



4 計画の対象者

この計画の対象者は、障害者基本法（第2条）、障害者総合支援法（第4条）、児童福祉法（第4条）及び発達障害者支援法（第2条）等の関連法に規定される障害者すべてとしています。

また、この計画の推進にあたっては、障がいのある人やその家族はもとより、行政関係機関や社会福祉法人、民間のサービス事業者及び市民各層が共通の認識と目標のもとに一層の理解と協力を求めるものです。

■障害者基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

■障害者総合支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

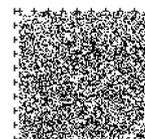
- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

■身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表（※）に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

※別表に定められている障害の種類

- ①視覚障害 ②聴覚又は平衡機能の障害 ③音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
- ④肢体不自由 ⑤内部障害



■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

■発達障害者支援法

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

■知的障害者福祉法

第一条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

■児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

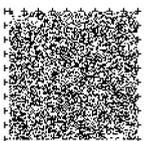
2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

■障害者の権利に関する条約

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

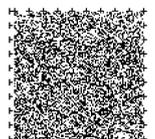
障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であつて、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。



第2章 計画の背景

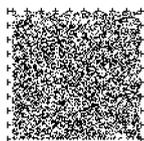
1 障がい者施策に関する主な国の動き

平成 18 年(2006 年)「障害者自立支援法」の施行(4 月一部施行、10 月全面施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 障がい(身体・知的・精神)のサービスを一元化 ・ 精神障がい者をサービスの対象に追加 ・ 利用者負担額を応益負担に変更 ・ 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入等
平成 19 年(2007 年)4 月「改正障害者基本法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村障害者計画の義務化
平成 19 年(2007 年)9 月「障害者権利条約」に署名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容(全 50 条) 障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等の規定 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ・ 障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)を禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が社会に参加し、包容されることを促進 ・ 条約の実施を監視する枠組みを設置等
平成 21 年(2009 年)12 月「障害者制度改革推進本部」の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障がい者制度の集中的な改革
平成 22 年(2010 年)12 月「障害者自立支援法」の一部を改正する法律の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい障がい者自立支援法の対象になることを明確化
平成 23 年(2011 年)8 月「改正障害者基本法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者制度改革推進本部が改正案を決定 ・ 目的を共生社会の実現
平成 23 年(2011 年)10 月「障害者自立支援法」の一部を改正する法律の施行	<p>地域における自立した生活のための支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループホーム、ケアホーム利用の際の助成を創設 ・ 重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス(同行援護)の創設
平成 24 年(2012 年)4 月「障害者自立支援法」の一部を改正する法律の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担を応益負担から応能負担を原則に変更 ・ 相談支援の充実(基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会を法律上位置づけ等) ・ 障がい児支援の強化(通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等)
平成 24 年(2012 年)10 月「障害者虐待防止法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に対する虐待の禁止 ・ 障がい者虐待の予防及び早期発見、その他障がい者虐待防止等に関する国等の責務を規定 ・ 障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護者及び自立支援のための措置 ・ 養護者に対する支援のための措置
平成 25 年(2013 年)4 月「障害者総合支援法」の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の範囲に難病を追加 ・ 地域生活支援事業の追加(障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等) ・ サービス基盤の計画的整備(基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化等)



(つづき)

平成 25 年(2013 年) 4 月「障害者優先調達推進法」の施行
<ul style="list-style-type: none">・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等・障害者就労施設等の受注の機会を確保するための必要な事項等を規定
平成 26 年(2014 年) 1 月「障害者の権利条約」を批准
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等
平成 26 年(2014 年) 4 月「障害者総合支援法」の全面施行
<ul style="list-style-type: none">・障害支援区分の創設・重度訪問介護の対象拡大・共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化・地域移行支援の対象拡大
平成 28 年(2016 年) 4 月「障害者雇用促進法」の一部を改正する法律の一部施行
<ul style="list-style-type: none">・雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止・障がい者が職場で働くに当たっての支援を改善するための措置(合理的配慮の提供)を規定・精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に追加等の措置
平成 28 年(2016 年) 4 月「障害者差別解消法」の施行
<ul style="list-style-type: none">・障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止・社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止・国による啓発・知識の普及を図るための取組
平成 28 年(2016 年) 5 月「成年後見制度利用促進法」の施行
<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の総合的かつ計画的な推進
平成 28 年(2016 年) 5 月「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
<ul style="list-style-type: none">・一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会の実現
平成 28 年(2016 年) 8 月「発達障害者支援法」の一部を改正する法律の施行
<ul style="list-style-type: none">・発達障がい者の早期発見・学校教育の支援、就労の支援等の自立及び社会参加のための全般にわたる支援の推進
平成 30 年(2018 年) 4 月「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行
<ul style="list-style-type: none">・医療的ケアを要する障がい児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の一層の推進
平成 30 年(2018 年) 4 月「障害者雇用促進法」の一部を改正する法律の施行
<ul style="list-style-type: none">・雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務・精神障がい者の法定雇用率の算定基礎に追加
平成 30 年(2018 年) 4 月「障害者総合支援法」の一部を改正する法律の施行
<ul style="list-style-type: none">・自立生活援助と就労定着支援の新設・重度訪問介護について、医療機関への入院時も適用・長期間障害福祉サービスを利用している低所得の高齢障がい者の利用負担の軽減



2 国における障害者基本計画のポイント

※障害者基本計画より抜粋

1) 基本理念

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

2) 基本原則

■地域社会における共生等

- ・社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- ・言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

■差別の禁止

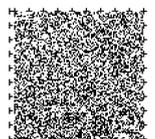
障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置をとることが求められていること、また、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供される必要がある。

■国際的協調

国際協力及びその促進の重要性について規定されていること、また、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑みれば、国際的な協調の下で共生社会の実現が図られる必要がある。

3) 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ③ 当事者本人の総合的かつ分野横断的な支援
- ④ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤ 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ⑥ P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進



4) 各分野における障害者施策の基本的な方向

①安全・安心な生活環境の整備

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。

②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

③防災、防犯等の推進

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する。

④差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や国民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図る。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進する。

⑤自立した生活の支援・意思決定支援の推進

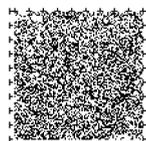
自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。

また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

さらに、障害者及び障害のある子供が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子供への支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。

⑥保健・医療の推進

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行う。



障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。

また、優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品等の開発を促進するとともに、最新の知見や技術を活用し、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。さらに、質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。

あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。

⑦行政等における配慮の充実

障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う。また、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努める。さらに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う。

⑧雇用・就業、経済的自立の支援

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。

また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する。

⑨教育の振興

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

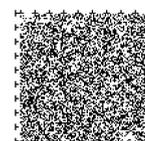
⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努めるとともに、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。

⑪国際社会での協力・連携の推進

条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に誠実に対応するとともに、障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組に積極的に参加する。また、開発協力の実施に当たっては、SDGs^{*}の達成に向けて、条約が規定するように、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保するとともに、能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援することなどに取り組む。さらに、文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害者の国際交流等を推進する。

※SDGsとは、「国連持続可能な開発サミット」で採択された、持続可能な開発目標。



3 千葉県障害者施策の取り組み

※第六次千葉県障害者計画より抜粋

1) 入所施設等から地域生活への移行の推進

- ①地域における居住の場としてのグループホームの整備を促進、充実、地域生活支援の機能を強化するために、地域生活支援拠点の整備を図る。
- ②グループホーム利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行う。
- ③待機者や重度化・高齢化の状況について地域の実態把握に努めるとともに、障害者支援施設等が利用できるよう、情報の提供や体制づくりについて、関係者の理解を得ながら検討する。
- ④福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人について、入所者の特性に応じてグループホーム、障害者支援施設等への円滑な移行に取り組む。
- ⑤千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園については、利用者の民間施設や地域への移行を促進していく。

2) 精神障害のある人の地域生活の推進

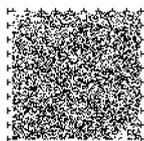
- ①障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、保健・医療・福祉関係者・訪問看護事業者・当事者・家族等との重層的な連携による支援体制を構築する。
- ②精神科病院の長期入院患者の地域移行を促進していく。

3) 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- ①合理的配慮について、国や地方公共団体等の行政機関に提供が義務付けられるとともに、民間事業者に対しては提供の努力義務が課せられたことを踏まえ、関係者への周知・啓発を図る等の取り組みを進めていくこととした。
- ②成年後見を必要とする人本人の状態や生活状況に十分配慮した適切な支援の下に成年後見制度の利用が促進されるよう、市町村の地域における体制づくりに対する支援策の検討を行う。
- ③子どものころから障害のある・なしに関わらず活動を共にすることは、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことは重要な機会であると考えられることから、子どもたちへの福祉教育に関する取り組みを位置付ける。

4) 障害のある子どもの療育支援体制の充実

- ①平成30年度末までに、県全域及び各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケアが必要な障害のある子どもに対する総合的な支援体制を構築する。
- ②主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、市町村に働きかける。



5) 障害のある人の相談支援体制の充実

- ①地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについて、市町村にモデルを示し、その設置促進を支援する。
- ②相談支援事業所のバックアップや人材育成、関係機関の連携など、基幹相談支援センターが果たす役割について、市町村と連携した研修会等の開催により情報共有を図り、市町村の設置を支援する。

6) 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

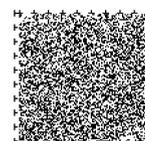
- ①障害者就業・生活支援センターを設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練の斡旋などを行い、精神障害や発達障害等、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図る。
- ②障害のある人の能力を活用する工夫や職場において合理的配慮が講じられるよう雇用管理上のアドバイスを行う企業支援員を各障害保健福祉圏域に配置する。また、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなどの支援機関の役割や機能の企業側への周知を図るとともに、積極的な活用を働きかける。
- ③就労定着支援事業については、事業の実施体制や人材の確保・育成など関係機関と協議しながらその役割を明確にし、企業への周知に努める。

7) 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

地域の支援施設・機関では通常に対応が難しい障害について、支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めていく。

8) 様々な視点から取り組むべき事項

- ①平成 30 年 4 月に創設される共生型サービスについて、指定を受ける事業所の増加に向けた普及啓発を行う。
- ②障害のある人が適切な医療サポートを受けることができるよう、医療関係者との連携などを進めて行く。
- ③総合難病相談支援センターおよび県内 8 箇所に設置した地域難病相談支援センターを拠点として、相談支援の実施、患者家族の交流促進、難病への理解促進等を図る。
- ④「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」、「災害時における避難所運営の手引き」等をもとに障害のある人などの要配慮者に係る市町村の取組を促していく。



第3章 計画の策定体制と推進

1 計画策定の体制と方法

この計画の策定に当たっては、次のような組織体制のもとに検討を重ねるとともに、障がいのある人やその家族をはじめ、広く市民各層の意見反映に努めるため、以下のような市民参画の手法を取り入れました。

1) 「富津市障害者総合支援協議会」による検討

障がい者団体関係者や保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などからなる「富津市障害者総合支援協議会」において審議しました。

2) 「いきいきふつつ障害者プラン検討委員会」(庁内)による検討

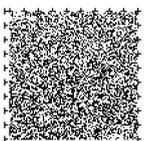
庁内組織として、関係各部署で構成された「いきいきふつつ障害者プラン検討委員会」を設置し、施策の調整、計画案の検討を行いました。

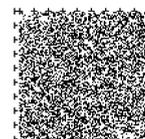
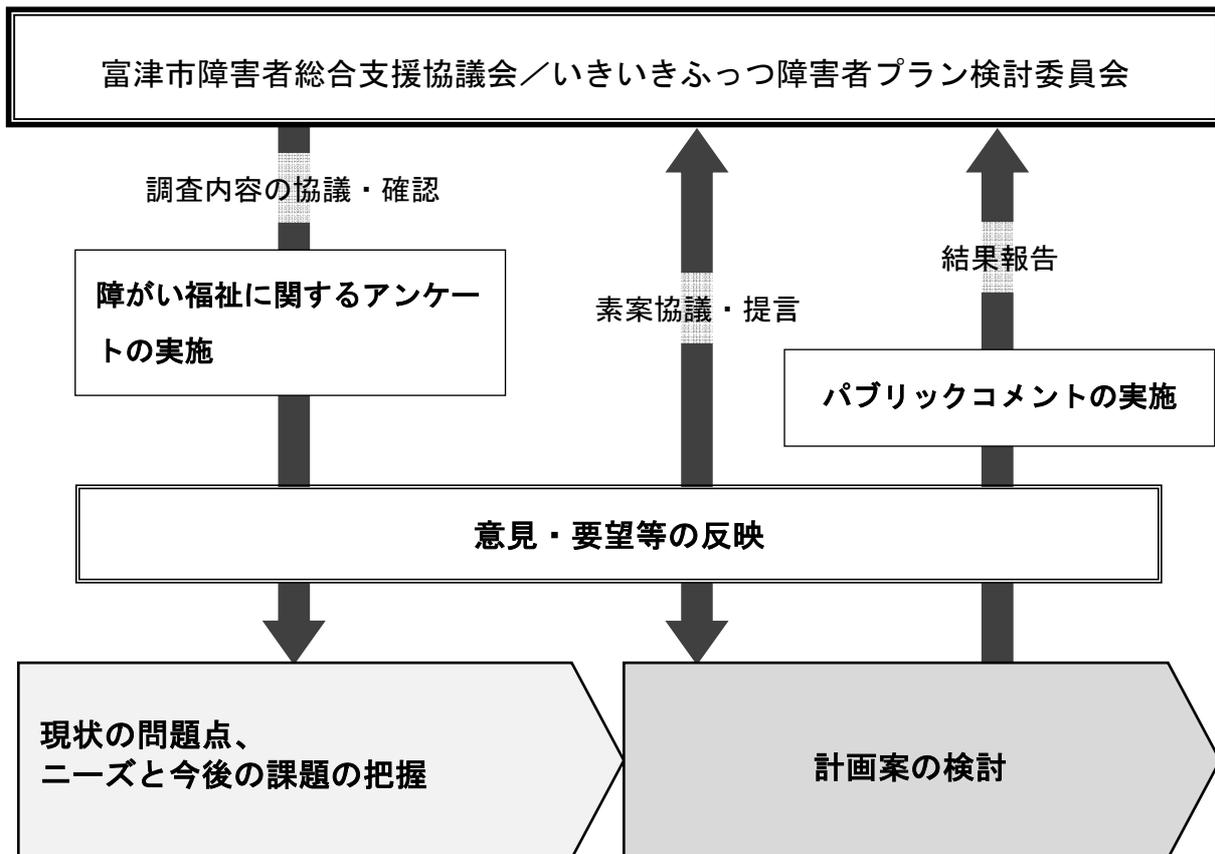
3) 障がいのある人に対する実態調査の実施

障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある人を対象として「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました(概要は資料編)。

4) パブリックコメント

計画への意見を広く一般から募るため、案がまとまった段階でパブリックコメントを実施しました。





2 計画の推進と進行管理

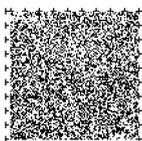
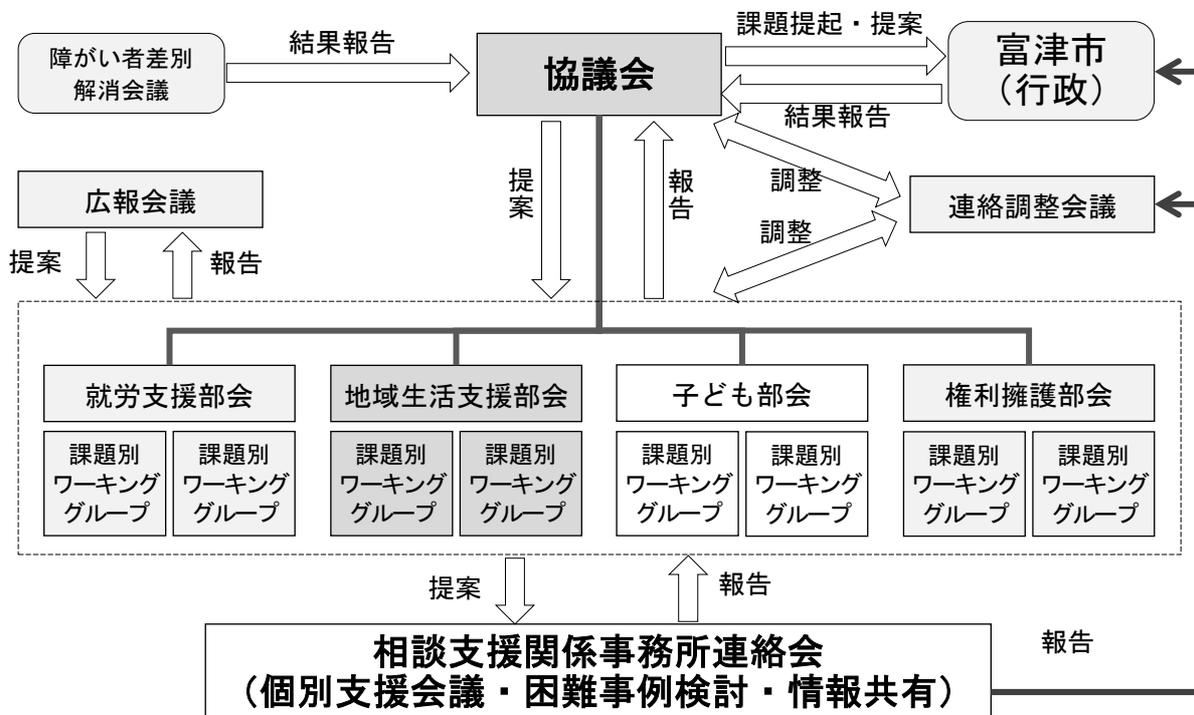
(1) 富津市障害者総合支援協議会による検討

「富津市障害者総合支援協議会」において、本計画の的確な進行管理に努めます。また、本市におけるサービス提供基盤整備のあり方について福祉、保健・医療、教育、就労等関連分野での協議・調整や、サービス提供事業者単位では対応困難なケースを総合的に対応する調整の場として「富津市障害者総合支援協議会」で具体的な検討を図り、地域全体で障がいのある人の自立生活を支援する体制を整備します。

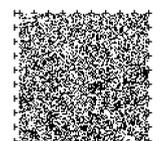
■富津市総合支援協議会の基本機能

- 情報機能 … 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信
- 調整機能 … 地域の関係機関等によるネットワークの構築困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
- 開発機能 … 地域の社会資源の開発・改善
- 育成機能 … 構成員の資質向上の場としての活用
- 権利擁護機能 … 権利擁護に関する取り組みの展開
- 評価機能 … 公平な視点からの検討
- 計画策定機能 … 障害福祉計画の策定及び進行管理

■富津市障害者総合支援協議会基本構図



会議・部会名称、開催	協議・検討内容	構成
協議会 ◆年2回開催予定	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること ◆障害福祉サービスの円滑な実施に関すること ◆地域における相談支援体制の整備に関すること ◆障がいへの差別に関すること ◆その他、障害福祉サービスを円滑に実施するために必要と認められること 	協議会委員・委託相談支援事業所・社会福祉課
連絡調整会議 ◆月1回開催予定	<ul style="list-style-type: none"> ◆協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能 <ul style="list-style-type: none"> ・各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認 ・研修の企画、調整 ・市内社会資源状況の調査 ・会長から指示のあった事項の検討 	協議会長・協議会副会長・各部部长、副部长・中核地域生活支援センター・委託相談支援事業所・社会福祉課
障がい者差別解消会議 ◆必要に応じて開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること 	協議会長・協議会副会長・部会員・委託相談支援事業所・社会福祉課・その他必要に応じて
広報会議 ◆必要に応じて開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報に関すること 	部会員・委託相談支援事業所・社会福祉課
就労支援部会 ◆必要に応じて開催 ◆研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労困難者および市内企業（障がい者雇用）に対する調査・研修に関すること ◆障がい者一人ひとりの適性にあった就労支援を効果的に推進するためのシステムづくりに関すること ◆関係機関とのネットワーク構築に関すること ◆その他、障がい者就労のために必要となる事項に関すること 	障がい者支援施設・公共職業安定所・中核地域生活支援センター・障がい者就業・生活支援センター・障がい者雇用企業・商工会・関係行政機関
地域生活支援部会 ◆必要に応じて開催 ◆研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆法律や制度等の社会資源に特化した調査・研修に関すること ◆圏域内に点在する障がい者用トイレの地図づくりに関すること ◆関係機関とのネットワーク構築に関すること ◆その他、地域生活支援のために必要となる事項に関すること 	市社協・障がい者団体・障がい者支援施設・民生委員・特別支援学校・関係行政機関
子ども部会 ◆必要に応じて開催 ◆研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい児を地域で育てるシステム構築のための調査・研究に関すること ◆ライフステージごとの各関係機関の連携を図るための調査研究に関すること ◆その他、障がい児支援のために必要となる事項に関すること 	障がい者（児）団体・障がい児保護者・障がい児関係支援事業所・保育所（園）・幼稚園・学校・民生委員・関係行政機関
権利擁護部会 ◆必要に応じて開催 ◆研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者虐待防止法に関する調査・研究に関すること ◆権利擁護に関する地域課題の調査と整理 ◆関係機関とのネットワーク構築に関すること ◆権利擁護のために必要となる事項に関すること 	市社協・医療機関・法曹関係・障がい者団体・障がい者支援施設・権利擁護団体・民生委員・関係行政機関
相談支援関係事業所連絡会 ◆必要に応じて開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆個別支援計画に関すること ◆困難事例検討に関すること 	委託相談支援事業所・相談支援関係事業所



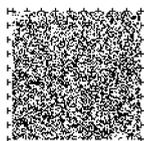
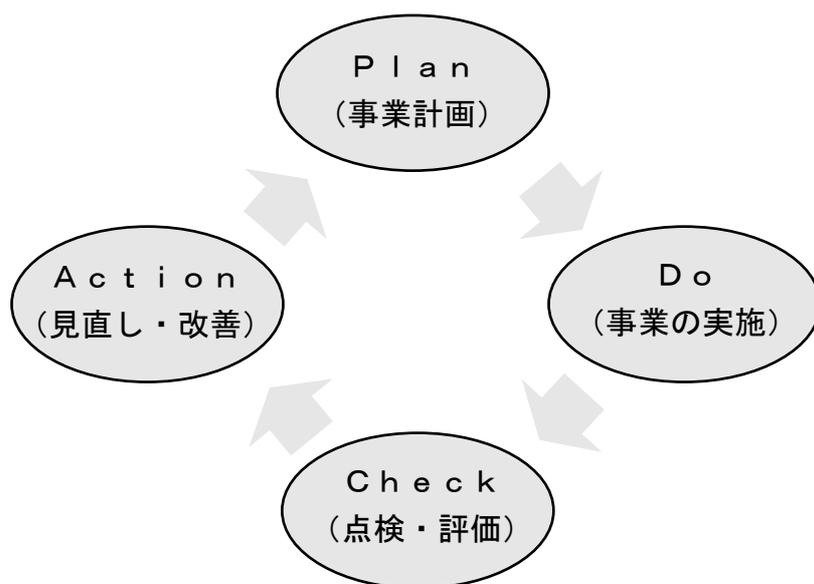
(2) 庁内関係部署の連携強化

本計画に基づく事業を円滑に実施するため、庁内関係部署による連携体制を確立し、施策・事業の調整に努めます。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画は、掲げた施策及び事業を効果的に推進するためにP D C Aサイクル(事業計画(P l a n) ⇒事業の実施(D o) ⇒点検・評価(C h e c k) ⇒見直し・改善(A c t i o n))により、障がい者施策や障害福祉サービスの利用状況のほか、入所施設から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標について、富津市障害者総合支援協議会で点検・評価を行い公表します。その評価の結果等を受け、計画期間中でも必要と認められるときには、その計画の見直しを行います。

■P D C Aサイクル



第4章 計画の方向性

1 本市の現状と課題

(1) 障がいのある人の現況から見える現状と課題

市の総人口は、昭和60年(1985年)に最多となり、その後は減少が続き、平成29年度(2017年度)は45,743人となっています。高齢化率も進んでおり、平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)にかけて、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は平成24年度(2012年度)の14,366人から平成29年度(2017年度)の16,148人と増加しています。

障がいのある人は、平成25年度(2013年度)に2,633人と一時増加したものの、平成29年度(2017年度)は2,466人と減少しています。障がい別で見ると、身体障がいのある人は減少傾向となっている一方、知的障がいや精神障がいのある人が増加傾向となっています。

■課題■

- 全体として障がいのある人は減少傾向にあるものの、知的障がいや精神障がいのある人は増加していることから、知的障がいや精神障がいのある人のニーズが増えることが予想され、それらに対応した多様な障がい者施策に取り組む必要があります。

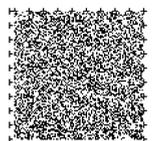
(2) 障がいのある人へのアンケートから見える現状と課題

障がいのある方の介護者が介助できなくなった場合について、「どうするか決めていない・わからない」が最も多く、次いで「グループホーム、福祉入所施設を利用する」、「家族・親戚に頼む」が多くなっています。また、現在の介護者の年齢では、約3割が「65～74歳」となっており、「75歳以上」を併せると約半数が高齢者であり、障がいのある方を支える側の高齢化が進んでいます。

障がい者福祉サービスの中で比較的多く利用されているサービスは、「生活介護」、「施設入所支援」、「グループホーム」、「居宅介護」となっています。サービスに関して不満や困っていることについては、「特にない」が最も多い一方で、「サービスに関する情報が少ない」や「利用したいサービスがあっても利用しづらい」との回答も多くあります。

障がいのある人の日中の活動について、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」との回答が多い一方、「特に何もしていない」も多くなっています。

障がいのある人の就労支援に必要なこととして、「障がいや病状に応じた勤務体制」や「障がいについての職場での理解促進」、「自分に合った仕事を見つける支援」、「自分に合った仕事や求人情報」、「仕事の内容や職場の人間関係などの就労に関する総合的な相談支援」が挙



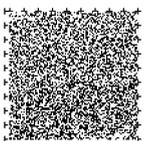
げられており、企業や従業員の障がいへの理解とともに、障がいのある人それぞれに応じた支援が必要とされています。

障がいのある人が、日常生活で差別・偏見や疎外感を感じることについては、「仕事の収入」や「近所付き合い」、「交通機関の利用」、「お店での対応」と多岐にわたっています。

市の障がい福祉施策で力を入れてほしいものとして、身体障がいのある人では、バリアフリーのまちづくりや住宅の整備、改修などによる、障壁（バリア）の除去（フリー）を希望する声が多くなっています。知的障がいのある人では、従来の障害福祉サービスの更なる利用と就労の場の提供、障がいへの理解促進が多くなっています。精神障がいのある人では、「経済的な援助」や「働く場の提供」等の自立した生活を送るための支援が多くなっており、それぞれの障がい特性によって要望が異なっています。

■ 課 題 ■

- 障がいのある人がそれぞれにふさわしい日常生活を営むことができるように、障害福祉サービスを含めた総合的な支援の周知と提供を推進する必要があります。
- 障がいのある人の自立及び社会参加を促進するために、障がいの特性に応じて社会的障壁の除去を推進し、障がいのある人が利用しやすい環境整備が必要となっています。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるように、障がいのある人への理解を深め必要な配慮を行うとともに、施設や設備のバリアフリー化など、障がい特性に関わらないあらゆる面で環境づくりの必要があります。



2 基本理念と目標

富津市では、長期人口ビジョンとして、「富津市人口ビジョン 2040」を策定し、市民が幸せを感じられるまちを実現するための実施計画として「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。人と人がつながる街として、市民・行政・地域がそれぞれの役割を果たし、密に連携を取ることが重要だと考えられています。

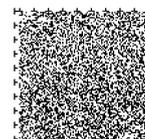
本計画においても、障がいがある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間として、人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選び、あらゆる面で権利が擁護される、選択の自由を持てる暮らしであることに加え、地域の中でライフステージ・障がいに応じた自立や社会参加ができる環境を支えていくことが重要だと考えられており、これは現行の計画の基本理念を引き継いだものであります。障がいのある人が地域とつながりを持ち、多くの人と触れ合うことによって、互いが学び、尊敬し、支え合っていく中で、自分らしさを見つけ、地域でいきいきと暮らしていくことを目指し、本計画においても、引き続き「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」を目指します。

また、この基本理念を実現化する取り組みの目標として、次頁の3つの基本目標を掲げます。

基 本 理 念

障がいがあってもその人らしく、

ともにいきいきと暮らせるまち



基本目標 1 地域での生活を総合的に支えます

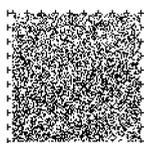
高齢化や障がいの重度化・多様化が進む状況に対応し、障がいのある人が地域の中で一生を通じ安心して心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの総合的な連携のもとに地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進します。

基本目標 2 多様な支援で社会参加を支えます

誰もが「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができることを基本に、障がいのある子どもの教育・療育体制の充実から地域自立生活の柱となる就労の促進に至るまで、障がい特性やライフステージに応じた重点課題を設定し、一人ひとりの自立と社会参加を支援する施策を一体的に推進します。

基本目標 3 地域一体でのまちづくりを目指します

地域が一体となって、多様な支えあいの理解や活動、交流をうながすとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及啓発をはじめ、誰もが安心して暮らせる安心・安全の環境づくりに取組み、障がいのあるなしに関係なく、市民のすべてが互いを尊重しあいながら、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。

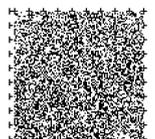
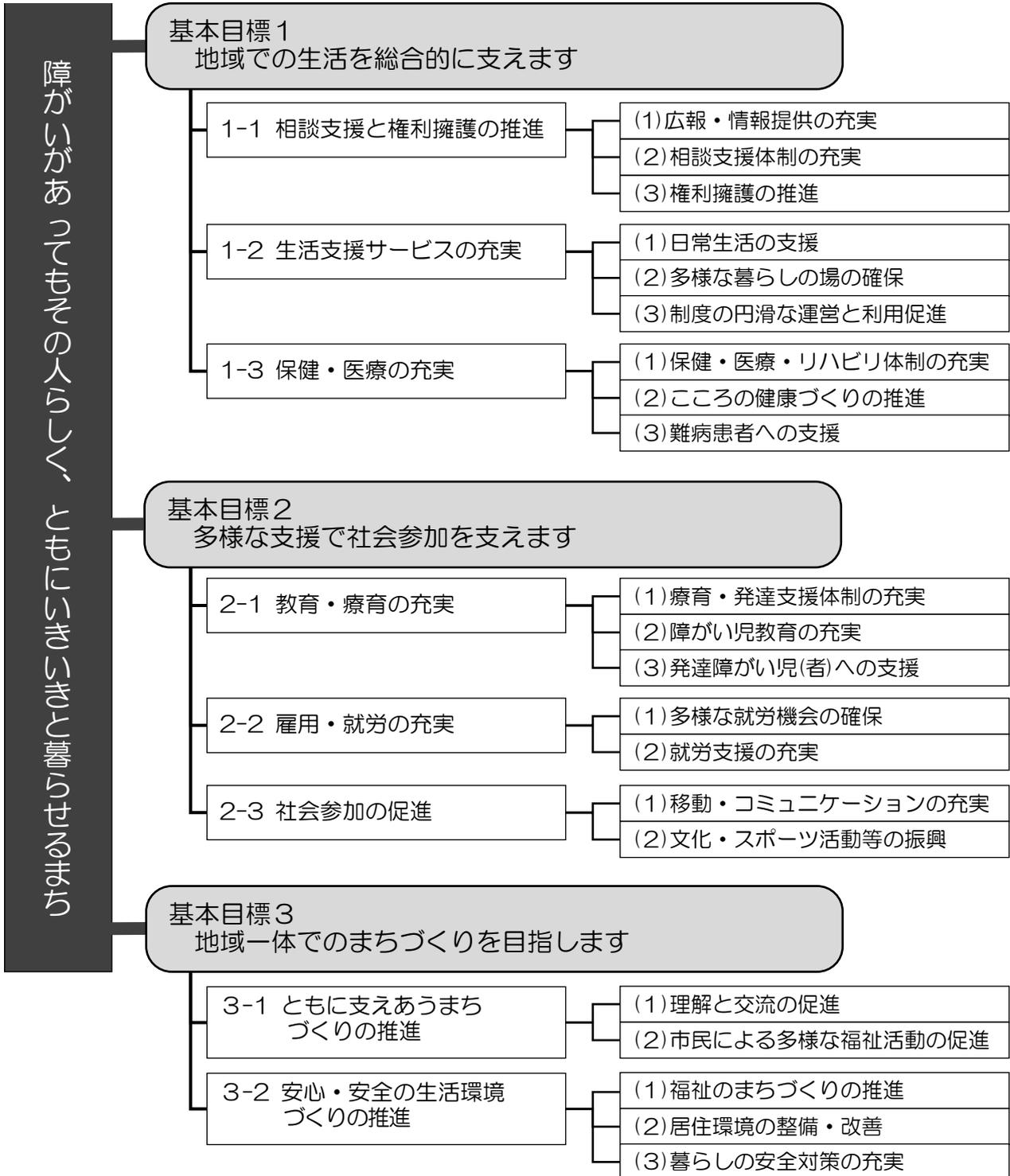


3 施策の体系

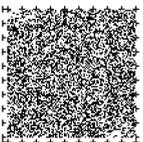
基本理念

施策目標

具体的な施策・事業

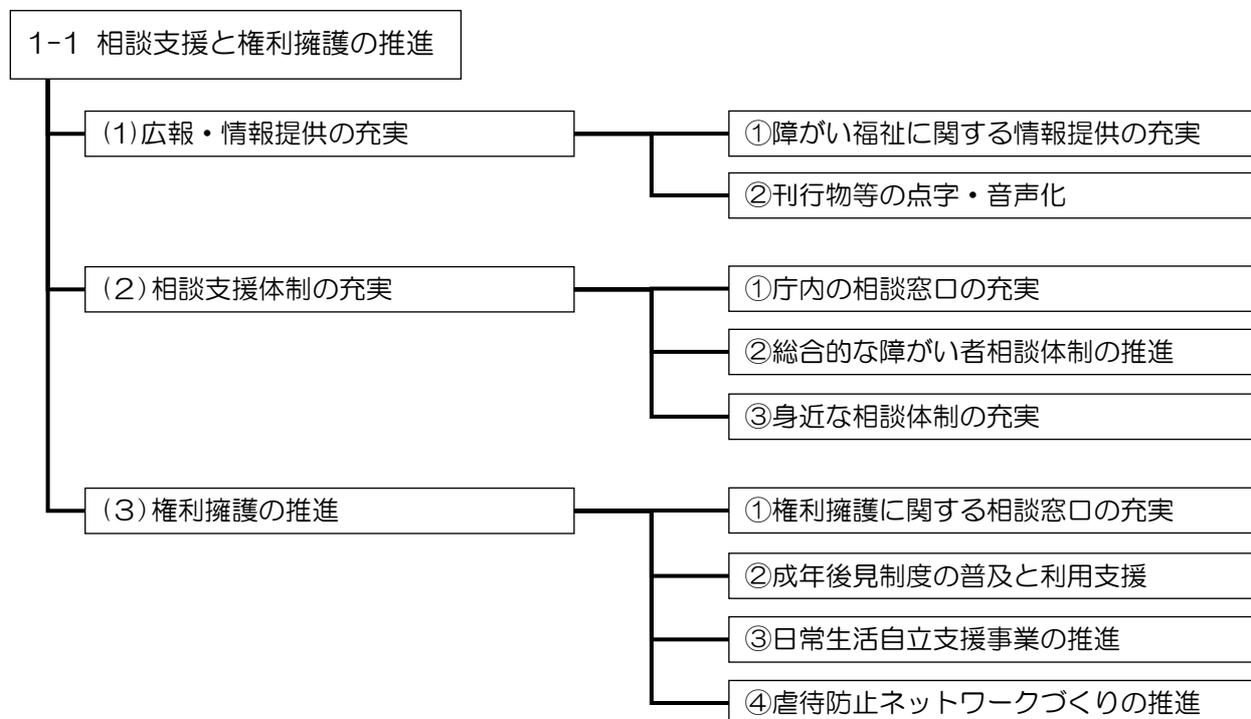


第2部 基本計画



基本目標 1 地域での生活を総合的に支えます

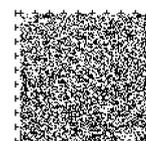
1-1 相談支援と権利擁護の推進



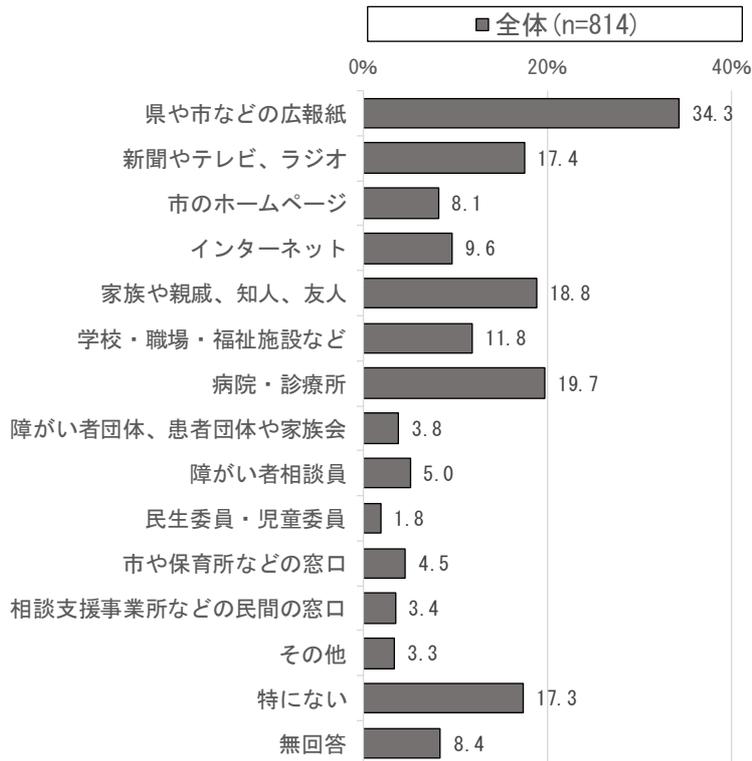
(1) 広報・情報提供の充実

【施策目標】

広報やインターネットのホームページなどの活用を通じた的確な情報の迅速な提供に努めます。また、各種福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動など生活にかかわる行政情報について、点字化や音声化も考慮しながら障がいのある人やその家族にとってわかりやすく、利用しやすい情報提供を目指します。



■福祉関連情報の入手方法



◎障がい福祉サービス等に関する情報の入手手段としては、「県や市などの広報紙」が最も多くなっています。一方、「市や保育所などの窓口」は少なくなっています。

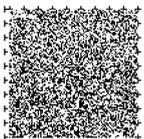
【具体的な施策・事業】

①障がい福祉に関する情報提供の充実

内容	市の担当課
各種の障がい者支援制度やサービスの内容・利用方法、また関係機関・施設の案内等についてわかりやすく紹介できるように、広報ふつつやホームページへの掲載、福祉・国保・介護ガイドブックなどの発行や、新聞未購読世帯や若い世代をターゲットにスマートフォンで広報紙が読める「マチイロ」の配信など、多様な媒体の内容充実と活用を図ります	社会福祉課 秘書広報課

②刊行物等の点字・音声化

内容	市の担当課
文字による情報入手が困難な障がいのある人に配慮し、日常生活にとって必要度の高い情報を中心に、ボランティアの協力も得ながら広報ふつつなどの刊行物の点字化・音声化などによる提供に努めるとともに、SPコードの導入を検討します。	社会福祉課 秘書広報課

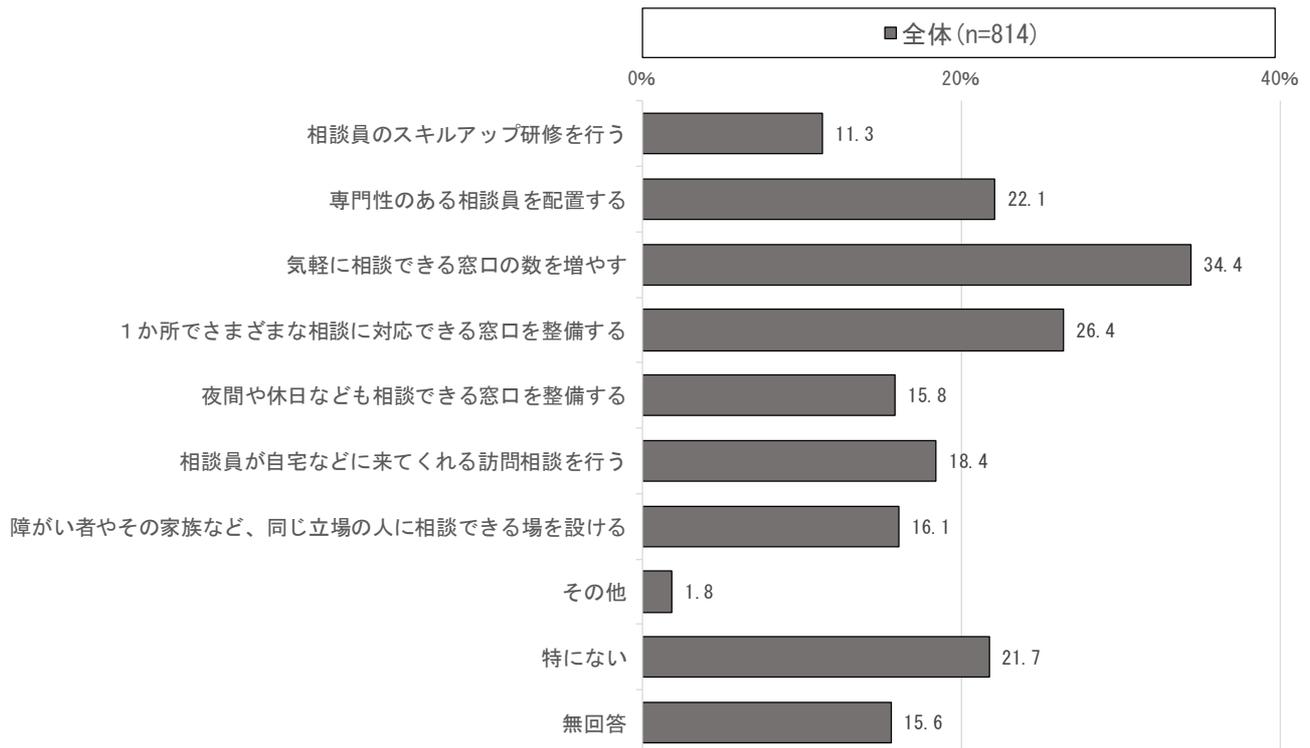


(2) 相談支援体制の充実

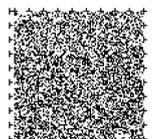
【施策目標】

障がいのある人や家族介助者などからのさまざまな相談内容に応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、市の相談窓口の充実を図るとともに、関係機関・団体や事業所などとの連携を密にし、身近な相談先から専門的な相談体制に至る総合的な相談支援体制づくりを目指します。

■相談事業の充実のためにすべきこと

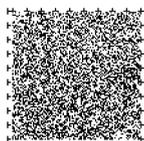
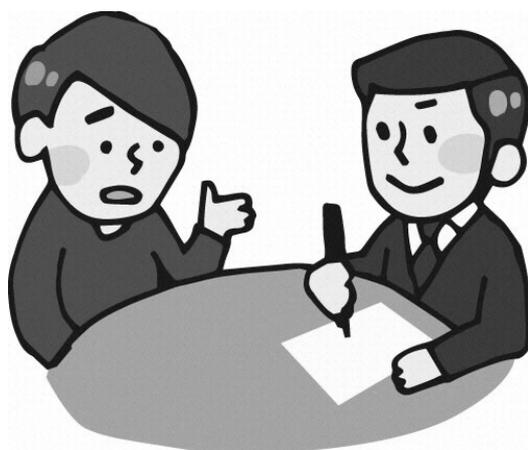


◎相談事業の充実のためにすべきこととして、「気軽に相談できる窓口の数を増やす」が最も多く、次いで「1か所で様々な相談に対応できる窓口を整備する」「専門性のある相談員を配置する」と続いています。



【具体的な施策・事業】

①庁内の相談窓口の充実	
内 容	市の担当課
<p>保健・医療・福祉・教育・就労など多分野にわたる障がいのある人やその家族からの相談に的確に対応できるよう、「地域包括支援センター」や「子育ての話何でも聴きます窓口」等、各課窓口の充実や庁内各部局の連携を図り、障がいのあるなしにかかわらず気軽に相談できる相談支援体制づくりに努めます。</p>	<p>社会福祉課 子育て支援課 介護福祉課 健康づくり課 学校教育課 商工観光課 市民課 国民健康保険課</p>
②総合的な障がい者相談体制の推進	
内 容	市の担当課
<p>障がいのある人やその家族等の相談ニーズに応じて、一般相談支援事業所の活用や同じ立場にある障がい者が相談に応じるピアカウンセリングの実施、地域包括支援センターとの連携強化などを通じて、介護相談をはじめ住まいや雇用、保健、医療のネットワークによる、日常生活の支援に係る総合的な相談体制の推進に努めます。</p>	<p>社会福祉課 介護福祉課</p>
③身近な相談体制の充実	
内 容	市の担当課
<p>身近な地域における相談者となる身体障害者相談員や知的障害者相談員、あるいは民生委員・児童委員等の活動を支援するとともに、相談員制度の周知を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>

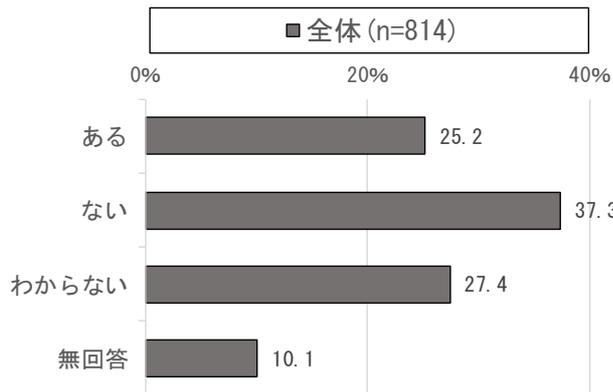


(3) 権利擁護の推進

【施策目標】

障害者基本法が求める「ノーマライゼーション」の理念や障害者権利条約の主旨をふまえ、障がいのある人の人権を侵す不当な差別や偏見の解消、虐待防止のための市民運動としての取り組みを進めるとともに、関係機関と連携し、判断能力が十分でない障がい者などあらゆる人の権利擁護の推進に取り組みます。

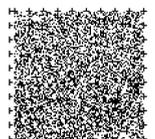
■障がい者への差別や疎外感を感じた経験の有無



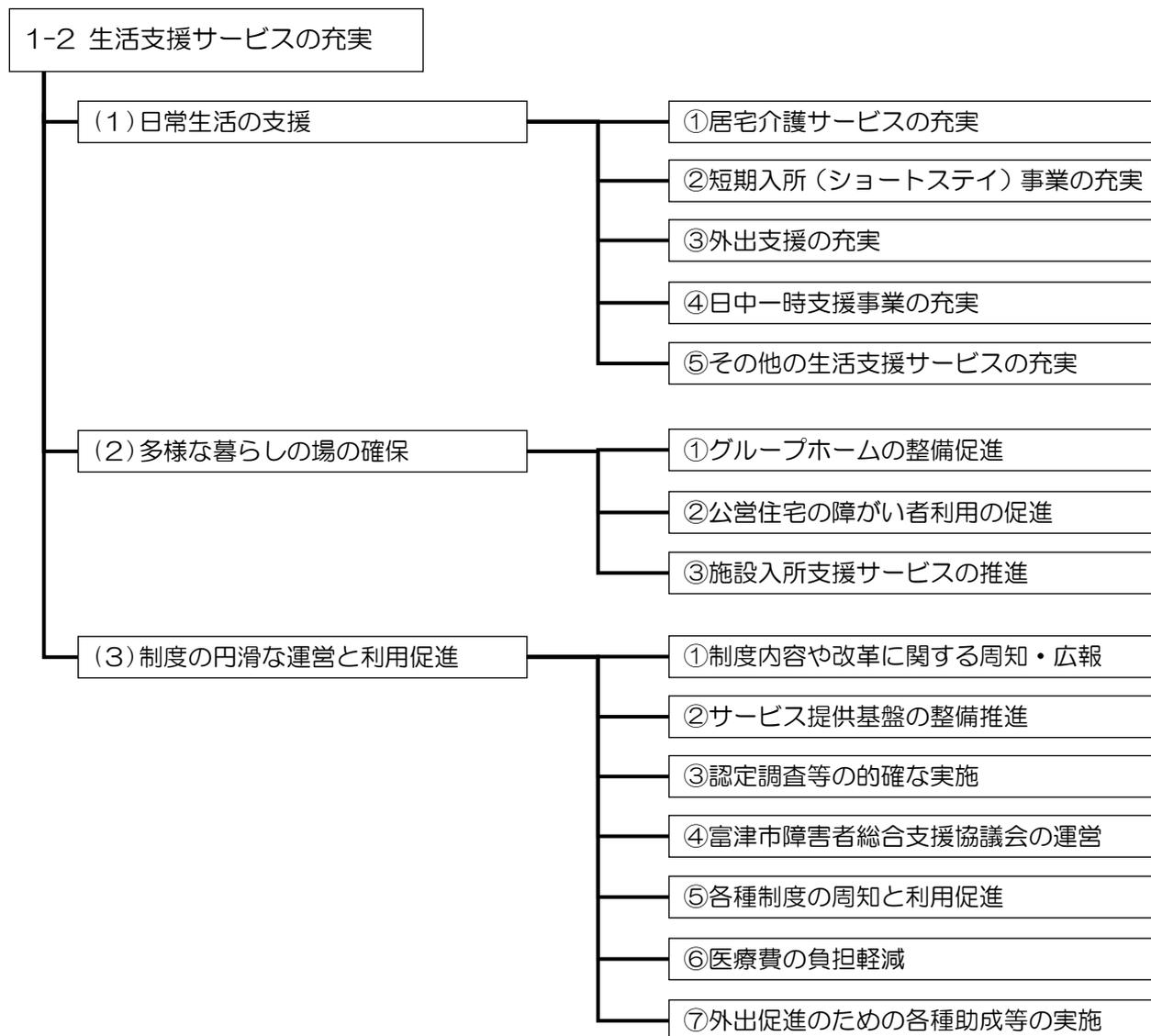
◎日常生活で差別や疎外感を感じた経験について「ない」が最も多いものの、「ある」も約4人に1人回答しています。

【具体的な施策・事業】

①権利擁護に関する相談窓口の充実	
内容	市の担当課
障がいのある人や高齢者などの権利擁護に関する専門的な相談窓口の設置や庁内のネットワーク、消費者被害をはじめとする権利侵害全般にわたる救済支援など、権利擁護のための体制や支援策などの具体的な検討を進めます。	社会福祉課 介護福祉課
②成年後見制度の普及と利用支援	
内容	市の担当課
判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度について、周知を図るとともに、利用支援に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
③日常生活自立支援事業の推進	
内容	市の担当課
富津市社会福祉協議会との連携を密にし、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	社会福祉課
④虐待防止ネットワークづくりの推進	
内容	市の担当課
高齢者を含めた虐待防止ネットワークの活用など関係部署や関係機関との連携のもとに、障がいのある人に対する虐待の未然防止、早期発見のための体制づくりを進めます。	社会福祉課 子育て支援課 介護福祉課 学校教育課



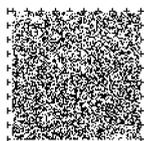
1-2 生活支援サービスの充実



(1) 日常生活の支援

【施策目標】

障がいのある人が地域の一員として安心して自立した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、障害者総合支援法に基づく新体系サービスへの移行を促進するとともに、地域生活支援事業を充実し、地域での自立した生活の一層の向上に努めます。



【具体的な施策・事業】

① 居宅介護サービスの充実	
内 容	市の担当課
<p>日常生活を営むことが困難な障がいのある人が地域社会の中で自らの選択・決定のもとに、主体的な生活が送れるよう、利用ニーズの的確な把握に努めながら、居宅介護の充実を図ります。</p> <p>県と連携し、精神障がいのある人などを含め障がい特性を理解し、的確に対応できる人材の確保や資質の向上に努めます。</p>	社会福祉課
② 短期入所（ショートステイ）事業の充実	
内 容	市の担当課
<p>一時的に家庭での介護が困難になった場合や、家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、受入れ体制の充実を図るなど、必要なときに利用できるようなサービス提供に努めます。</p>	社会福祉課
③ 外出支援の充実	
内 容	市の担当課
<p>行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業など、障がいのある人の外出を支援するための事業・サービスの重層的な実施に努めます。</p>	社会福祉課
④ 日中一時支援事業の充実	
内 容	市の担当課
<p>障がいのある児童や知的障がいのある人を対象に、日中活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、宿泊を伴わない日中利用の事業を「日中一時支援事業」として引き続き実施します。</p>	社会福祉課
⑤ その他の生活支援サービスの充実	
内 容	市の担当課
<p>障がいのある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具や日常生活用具の給付など、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。</p>	社会福祉課

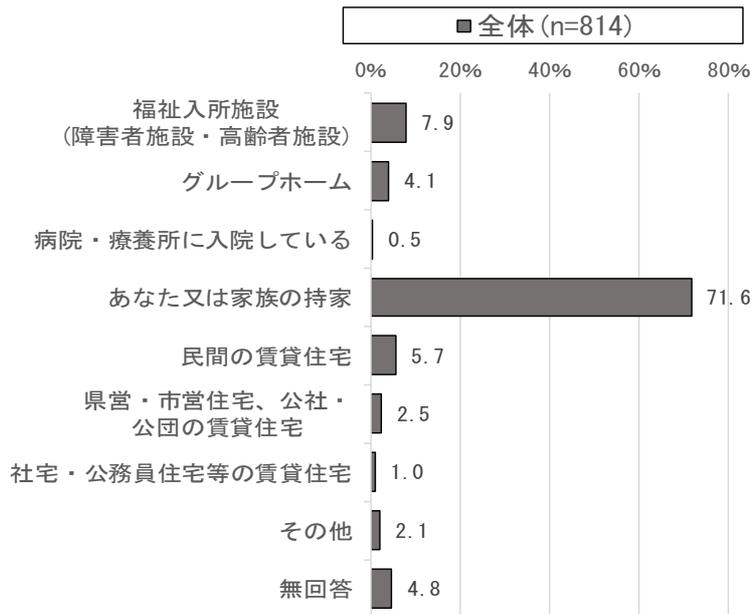


(2) 多様な暮らしの場の確保

【施策目標】

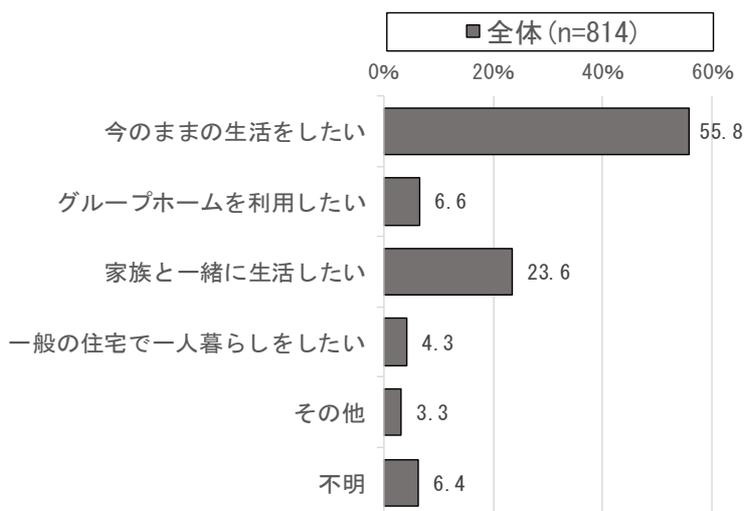
「アパートなどで独立して地域で生活したい」「グループホームで生活したい」など、障がいのある人の今後の暮らし方への希望は、「自宅」以外にも多様化している状況をふまえ、地域の中で自立し安心して暮らしていけるよう、グループホームや民間住宅を含め多様な住まいの場の確保を目指します。

■現在の生活場所

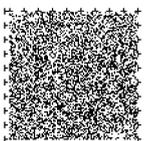


◎現在の生活場所について「あなた又は家族の持家」が最も多くなっています。

■今後の生活場所の希望



◎今後の生活場所の希望について「今のままの生活をしたい」が最も多く、次に「家族と一緒に生活したい」が多くなっています。



【具体的な施策・事業】

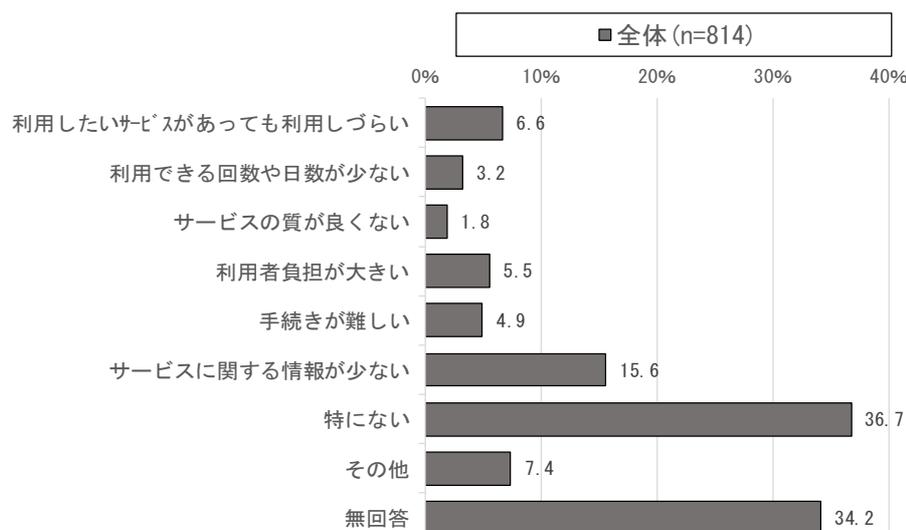
①グループホームの整備促進	
内容	市の担当課
障がいのある人の地域生活を支える基盤として、また、今後の施設等からの地域移行者の受け皿として、必要なグループホームが確保されるよう、県や関係機関と連携しながら運営法人等への助言・指導等に努め、その整備を促進します。	社会福祉課
②公営住宅の障がい者利用の促進	
内容	市の担当課
障がいのある人の地域での自立生活の場として選択できるよう、公営住宅を新築・改修する場合には、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。	社会福祉課 都市政策課
③施設入所支援サービスの推進	
内容	市の担当課
障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」について、広域的な調整を図りながら施設確保やサービス提供に努めます。	社会福祉課

(3) 制度の円滑な運営と利用促進

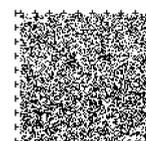
【施策目標】

障がいのある人やその家族が必要とするサービスを的確に提供できるよう、関係機関やサービス事業所等との連携のもとに障害者総合支援法に基づく円滑な制度運営を目指します。また、障がいのある人などの経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ります。

■ サービス利用に関しての不満や困っていること

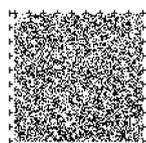


◎「特になし」が最も多い一方で、「サービスに関する情報が少ない」や「利用したいサービスがあっても利用しづらい」等の意見も多く見られます。

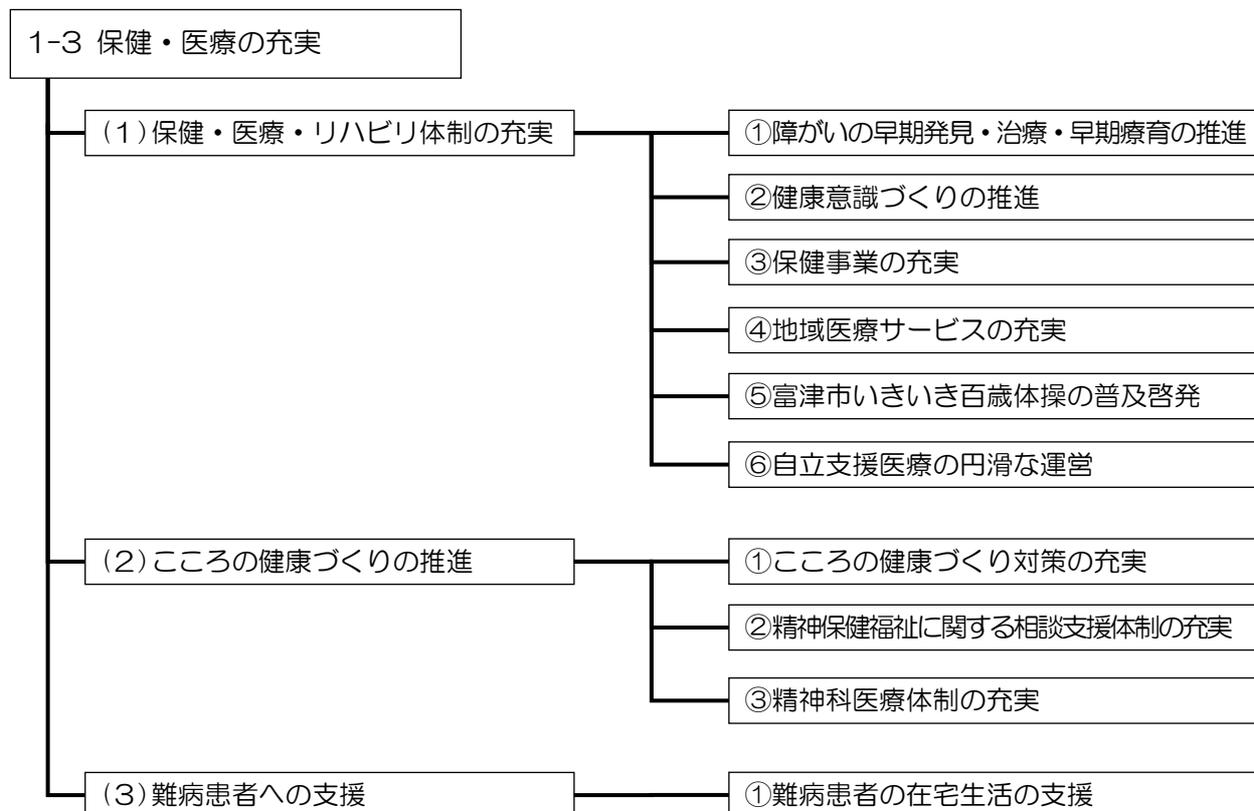


【具体的な施策・事業】

①制度内容や改革に関する周知・広報	
内 容	市の担当課
<p>広報ふつつやホームページへの掲載、福祉・国保・介護ガイドブックなどの発行や、新聞未購読世帯や若い世代をターゲットにスマートフォンで広報紙が読める「マチイロ」の配信などの多様な媒体を活用した情報発信や、サービス事業所や関係機関・団体等を通じた情報提供に引き続き努め、自立支援給付や地域生活支援事業の内容や支給決定の仕組み、利用手続き等に関する周知を図ります。</p>	<p>社会福祉課 秘書広報課</p>
②サービス提供基盤の整備推進	
内 容	市の担当課
<p>サービス事業所への指導・助言・各種支援により、障害者総合支援法に基づくサービスの新規参入を促し、質・量ともに充実したサービス提供体制を整備します。</p>	<p>社会福祉課</p>
③認定調査等の的確な実施	
内 容	市の担当課
<p>障がいのある人が住みなれた地域で生活していくために必要なサービスを適切に受けることができるよう、認定調査等の的確な実施を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>
④富津市障害者総合支援協議会の運営	
内 容	市の担当課
<p>保健・医療・福祉等関係者や障がいのある人の代表からなる「富津市障害者総合支援協議会」の運営を行います。その中で、障がいの特性や置かれた状況などに応じ、必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、具体的な課題の検討や分析を行います。</p>	<p>社会福祉課</p>
⑤各種制度の周知と利用促進	
内 容	市の担当課
<p>障がいのある人やその家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、医療費の助成等について、窓口や福祉・国保・介護ガイドブック、市のホームページ、広報ふつつなどで周知し、制度の活用を図ります。</p>	<p>社会福祉課 市民課 税務課</p>
⑥医療費の負担軽減	
内 容	市の担当課
<p>障がいの軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療の円滑な実施に努めます。 条例に基づき、重度心身障害者医療費及び精神障害者医療費の助成を行い、障がいのある人やその家族の費用負担の軽減を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>
⑦外出促進のための各種助成等の実施	
内 容	市の担当課
<p>障がいのある人の外出を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部助成を継続して行います。</p>	<p>社会福祉課</p>



1-3 保健・医療の充実



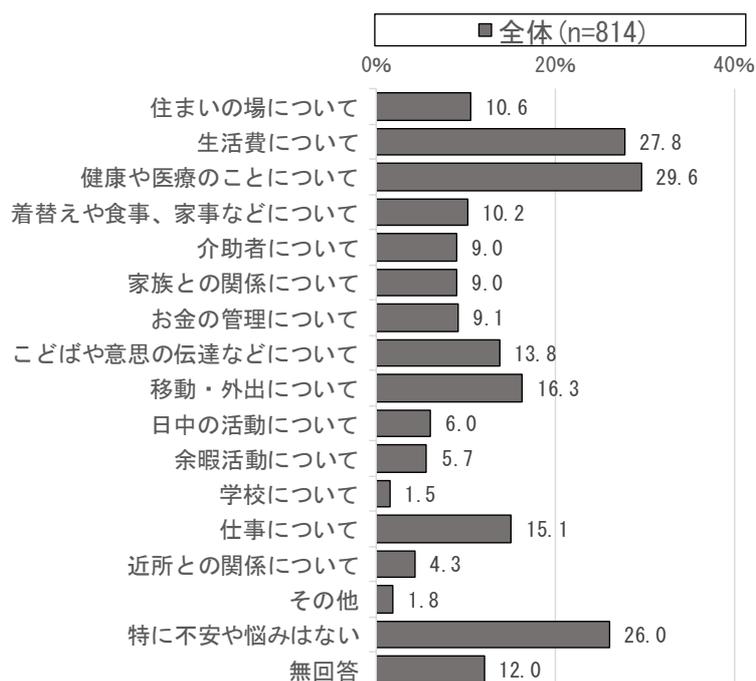
(1) 保健・医療・リハビリ体制の充実

【施策目標】

生涯を通じて障がいのある人の健康の維持・増進を支援するため、生涯の各時期に応じた一貫性ある保健事業の推進や地域の医療・リハビリテーション体制の充実を目指します。



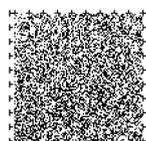
■今の生活での不安や悩み



◎「健康や医療のことについて」が最も多くなっています。

【具体的な施策・事業】

①障がいの早期発見・治療・早期療育の推進	
内容	市の担当課
妊産婦への健康教育・相談や健康診査、新生児や乳幼児への健康診査、個別相談指導等を実施し、健康づくりに努めるとともに、疾病や障がいの早期発見と早期治療、早期療育につなぐ体制を充実します。また、社会福祉課と連携し、継続的な支援が必要な方に療育等支援事業などにつなげています。	健康づくり課 社会福祉課
②健康意識づくりの推進	
内容	市の担当課
健康教育の充実やホームページ、広報ふつつ、安全安心メールを活用した広報活動等を通じて、疾病、外傷等の予防や治療方法など、正しい知識の普及を図ります。健康づくりに関するイベントや各種講座・教室の開催などを通じて、市民各層の健康管理・健康増進に対する意識を高めるとともに、障がいのある人にも配慮した参加しやすい環境づくりに努めます。	健康づくり課
③保健事業の充実	
内容	市の担当課
生活習慣病の予防と早期発見のため、学校や地域等での健康診査やがん検診などにおいて障がいの内容に配慮し、必要に応じた相談指導や医療機関等への受診勧奨に努めます。 保健師等による相談・保健指導や各種教室等の実施の際には、障がいのある人にも配慮した適切な保健サービスの実施に努めます。	健康づくり課 学校教育課



(つづき)

④地域医療サービスの充実	
内 容	市の担当課
障がいのある人も安心して医療が受けられるよう、夜間や休日における緊急時の診療や、入院が必要となった場合の二次救急医療等の体制の充実に努めます。 また、医療機関の情報提供に努めます。	健康づくり課
⑤富津市いきいき百歳体操の普及啓発	
内 容	市の担当課
地域リハビリテーション活動支援事業として、住民グループにより「富津市いきいき百歳体操」を実施し、その普及啓発に努めます。	介護福祉課
⑥自立支援医療の円滑な運営	
内 容	市の担当課
障がいの軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の円滑な実施に努めます。	社会福祉課

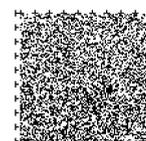
(2) こころの健康づくりの推進

【施策目標】

ストレスや悩み、こころの病気についてだれもが気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、精神疾患に関する市民理解の促進や適切に医療を受けられる体制づくりを進め、精神障がいのある人が地域で自立した生活が送れ、社会に参加しやすい環境づくりを目指します。

【具体的な施策・事業】

①こころの健康づくり対策の充実	
内 容	市の担当課
精神保健に関する情報提供などを充実し、こころの健康づくりに関する普及に努めるとともに、精神疾患や精神障がいのある人に対する市民の関心と理解を深めていきます。 ストレスや悩み、こころの病気について気軽に相談できる「障がい福祉なんでも相談室」の活用を推進します。	社会福祉課
②精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	
内 容	市の担当課
こころの病に関する相談に的確に応じることができるよう、専門相談機関と連携し、相談支援体制を充実します。 市社会福祉課に精神保健福祉士の配置を継続し、身近で専門的な相談支援を実施します。	社会福祉課



(つづき)

③精神科医療体制の充実	
内 容	市の担当課
精神疾患の早期発見や緊急時の対応ができるよう、専門医療機関との連携を強化します。 症状の悪化にともない医療保護が必要な人への精神科救急について、県や関係機関と連携し迅速な対応に努めます。	社会福祉課

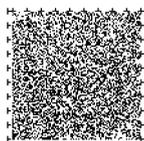
(3) 難病患者への支援

【施策目標】

難病患者の在宅療養を支援するため、関係機関との連携による相談機能の充実をはじめ、地域で適切な医療を受けることができる体制づくりや在宅サービスの充実などを目指します。

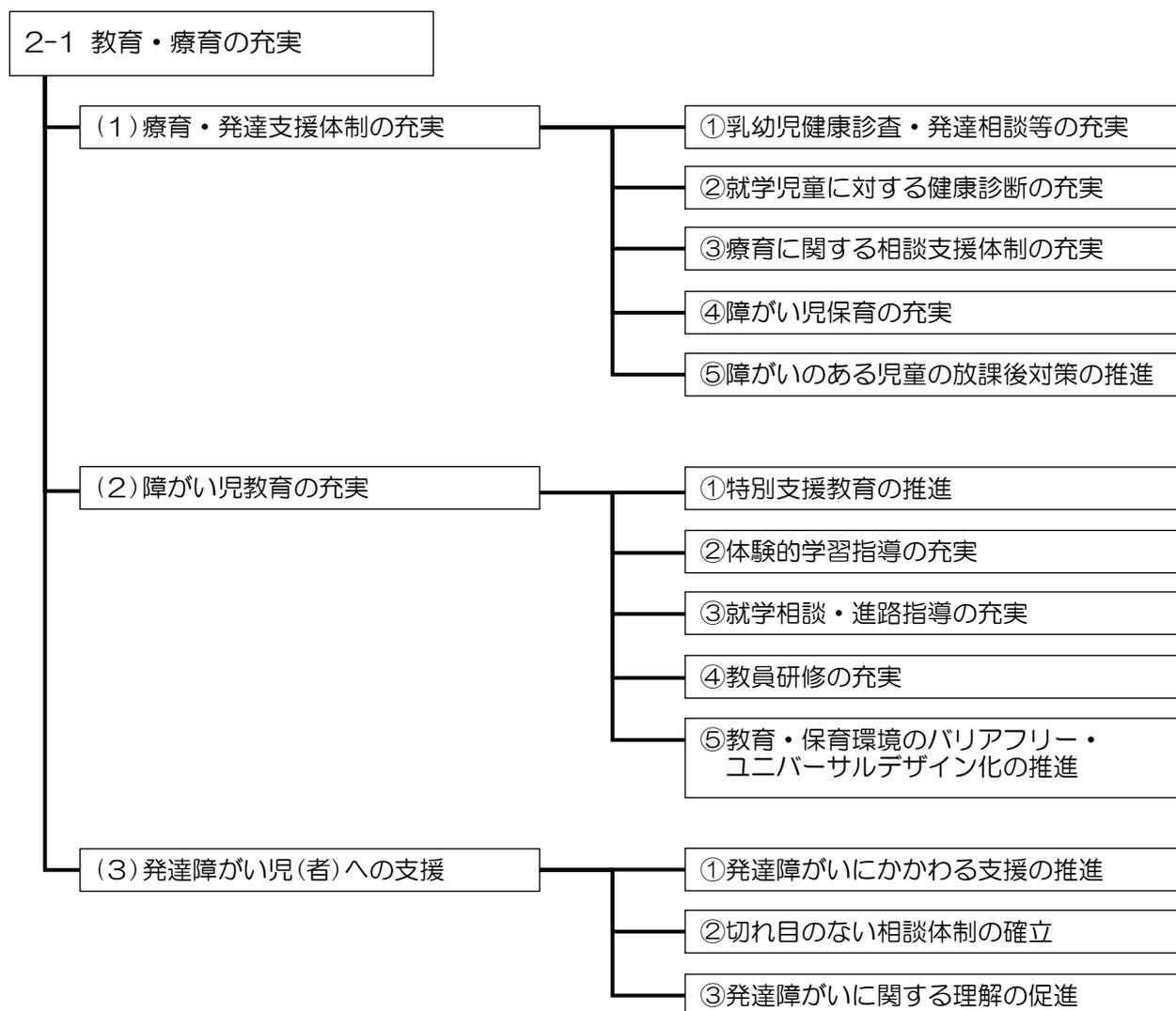
【具体的な施策・事業】

①難病患者の在宅生活の支援	
内 容	市の担当課
健康福祉センター（保健所）の難病患者保健サービス窓口を中心に、社会福祉課、医療機関、介護関係機関等との連携を進め、保健・医療・福祉に関する総合的な相談・支援体制の整備を進めます。 また、難病患者への障害福祉サービスの利用の促進を図ります。	社会福祉課



基本目標 2 多様な支援で社会参加を支えます

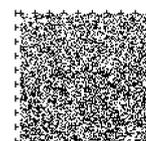
2-1 教育・療育の充実



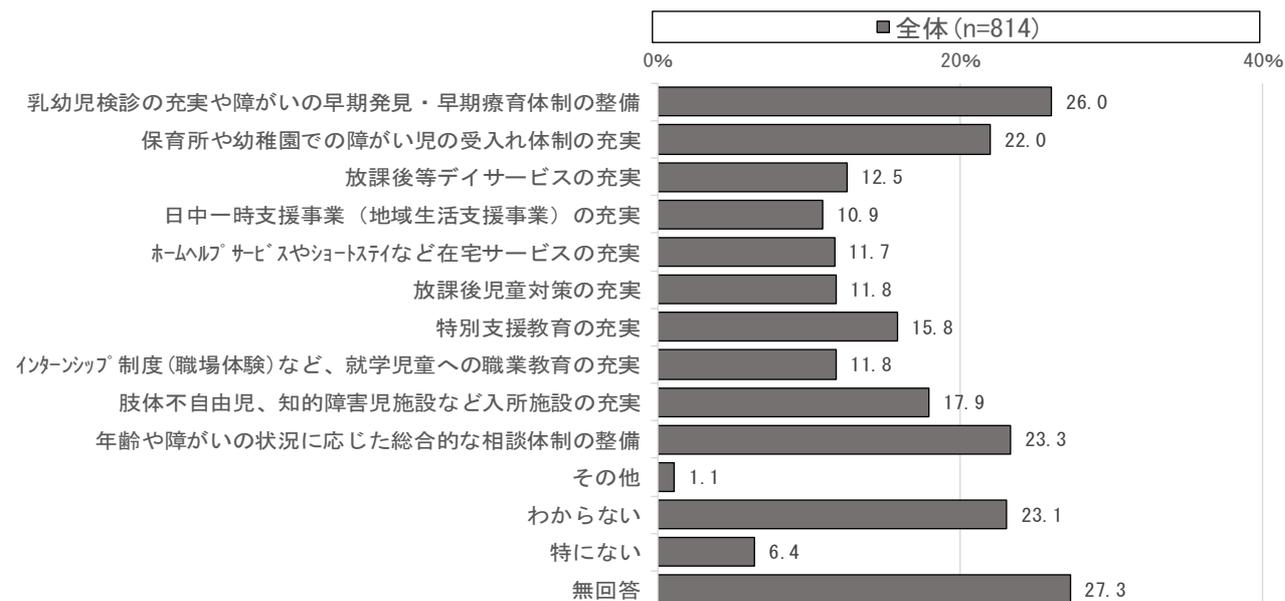
(1) 療育・発達支援体制の充実

【施策目標】

子どもの障がいを早期に発見し的確な支援を行うことにより、その子らしく成長することが期待されます。母子保健事業等、子どもと関わる機関と連携し、一人ひとりの状況やライフステージに応じた的確な保育・療育・教育の体制づくりを目指します。



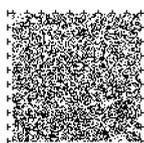
■障がいのある児童への支援で特に充実すべきこと



◎障がいのある児童への支援で特に充実すべきこととして、「乳幼児健診の充実や障がいの早期発見・早期療育体制の整備」が最も多く、次いで「年齢や障がいの状況に応じた総合的な相談体制の整備」や「保育所や幼稚園での障がい児の受入れ体制の充実」が多くなっています。

【具体的な施策・事業】

①乳幼児健康診査・発達相談等の充実	
内容	市の担当課
4か月、7か月、10か月、1歳児及び2歳6か月児健診を実施し、乳児の発達の様子、保護者の相談等で、早期に課題を発見し医療等へ繋がります。 また、1歳6か月児健診及び3歳児健診において、心理相談員や特別支援学校教諭による相談の機会を設け、継続的な支援が必要な方には療育等支援事業に繋がります。 子どものこころや身体の課題を早期に発見し、フォロー体制を充実させるなど、障がいの早期療育の充実を図ります。	健康づくり課 社会福祉課
②就学児童に対する健康診断の充実	
内容	市の担当課
身体的疾病や発達障がい等の早期発見・治療を進めるため、就学児童に健康診断を実施し、心身の発達状況の把握・助言などの充実を図ります。	学校教育課
③療育に関する相談支援体制の充実	
内容	市の担当課
富津市障害者総合支援協議会の各種活動等による関係機関とのネットワーク化や、ペアレントサポート・ワークショップの実施など、療育に関する相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課



(つづき)

④障がい児保育の充実	
内 容	市の担当課
障がいのある子どもの保育需要に対応できるよう、体制整備を図りながら障がい児保育研修への参加等による障がい児保育の充実に努めます。	社会福祉課 子育て支援課

⑤障がいのある児童の放課後対策の推進	
内 容	市の担当課
放課後等デイサービスや教育部門の施策と連携した放課後学習教室で障がいのある児童の受入れ体制の整備を進めます。	社会福祉課 教育センター

(2)障がい児教育の充実

【施策目標】

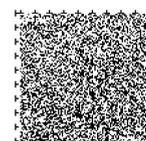
子どもたちが地域の中で障がいのあるなしにかかわらず共に育まれ、主体的な生活を営む力を身につけることができるよう、特別支援教育の考え方をふまえながら一人ひとりの個性や可能性を伸ばす障がい児教育の充実を目指すとともに、就学前から卒業後に至るまでの適切な進路指導と一貫した支援体制の充実に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

①特別支援教育の推進	
内 容	市の担当課
障がいのある子ども一人ひとりの状況や特性等に応じた適切な指導・支援を行うため、特別支援学校の職員（教育支援委員会調査員）などに協力を仰ぎながら、特別支援教育の推進に取り組みます。	学校教育課 社会福祉課

②体験的学習指導の充実	
内 容	市の担当課
自立活動や生活単元学習など、児童や生徒の実態や狙いに応じた教育課程の編成、学習指導の充実に努めます。	教育センター 社会福祉課

③就学相談・進路指導の充実	
内 容	市の担当課
障がいのある子ども一人ひとりにとって最適な進路を選択できるよう、就学相談の充実を図ります。 保護者からの希望に応じて、本人との面談・検査に基づき、教育支援委員会で助言を行います。職業的な自立を目指す指導の充実に向けて、特別支援学校の体験学習を推進します。また、特別支援教育推進チームによる、各学校への巡回訪問も継続して実施します。	学校教育課 教育センター 社会福祉課



(つづき)

④教員研修の充実	
内 容	市の担当課
学校現場において、軽度発達障がいなど障がいの多様化に適切に対応できるよう、教職員に対する研修機会を充実し、指導力の向上に取り組みます。	教育センター 社会福祉課

⑤教育・保育環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	
内 容	市の担当課
学校教育施設のバリアフリー化（障がい者用トイレの設置や手すり、スロープの設置など）を進めます。 障がいのある子どもの教育・保育を支援するために、ユニバーサルデザインも考慮し、必要な機器・設備の整備などで教育・保育環境の充実を図ります。	教育総務課 社会福祉課 子育て支援課

(3) 発達障がい児(者)への支援

【施策目標】

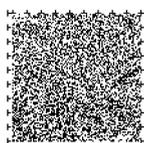
発達障がいのある人やその家族が不安をもつことなく、地域の一員として伸びやかに生まれ、こころ豊かに暮らし続けることができるよう、国・県の施策との連携を図り、ライフステージに応じた相談から療育、就学、就労等にかかわる支援策の具体化を目指します。

【具体的な施策・事業】

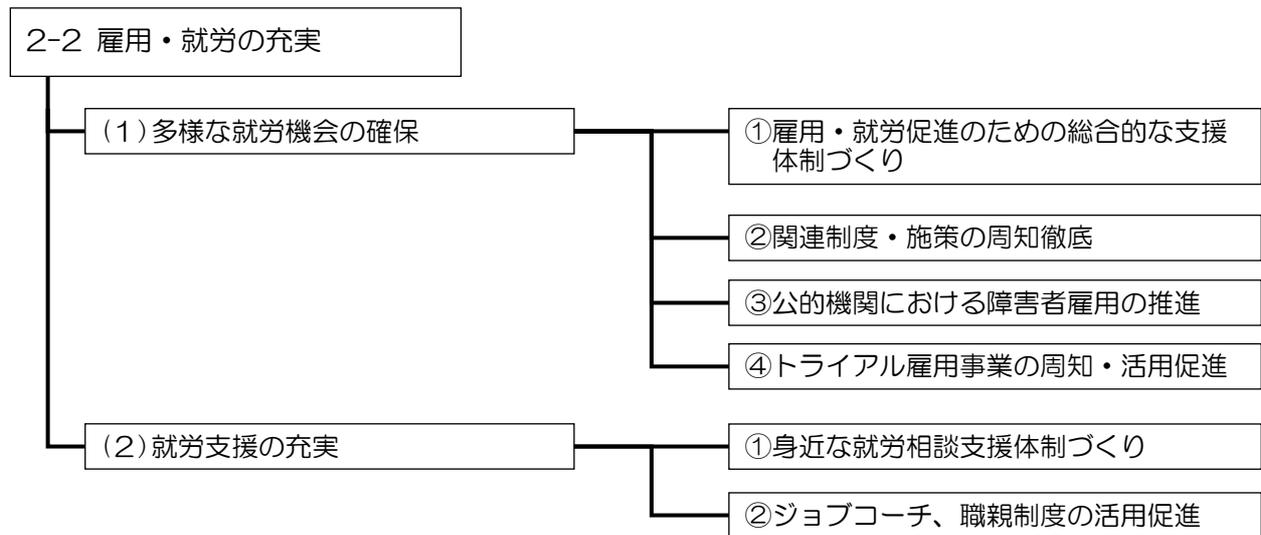
①発達障がいにかかわる支援の推進	
内 容	市の担当課
発達障がいのある人のライフステージごとにみた支援課題や、これからの支援のあり方について、国・県の動向をふまえながら、具体的な支援策の検討を進めます。また、児童発達支援センターと連携を取り、発達障がいのある人への巡回訪問や巡回相談を継続して行います。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 教育センター

②切れ目のない相談体制の確立	
内 容	市の担当課
発達障がいのある人一人ひとりの生活課題や支援ニーズに的確に応じられるよう、専門機関との連携を密にし、療育から就学、就労などに至る相談体制の充実を図ります。 また、発達障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じ、切れ目のない適切な対応ができるよう、「特別支援教育連携協議会」を通じ乳幼児から高校生に至るまで関係機関相互の情報共有とその適切な活用を図ります。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 教育センター 商工観光課

③発達障がいに関する理解の促進	
内 容	市の担当課
庁内をはじめ広く市民に対して発達障がいや発達障がいのある人に関する正しい知識と理解を深めるため、広報等の充実を図ります。 また、市職員や教職員、医療・福祉関係者など、発達障がいのある子どもと接する機会が多い関係者への研修・啓発を充実します。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 教育センター



2-2 雇用・就労の充実

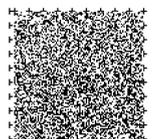


(1) 多様な就労機会の確保

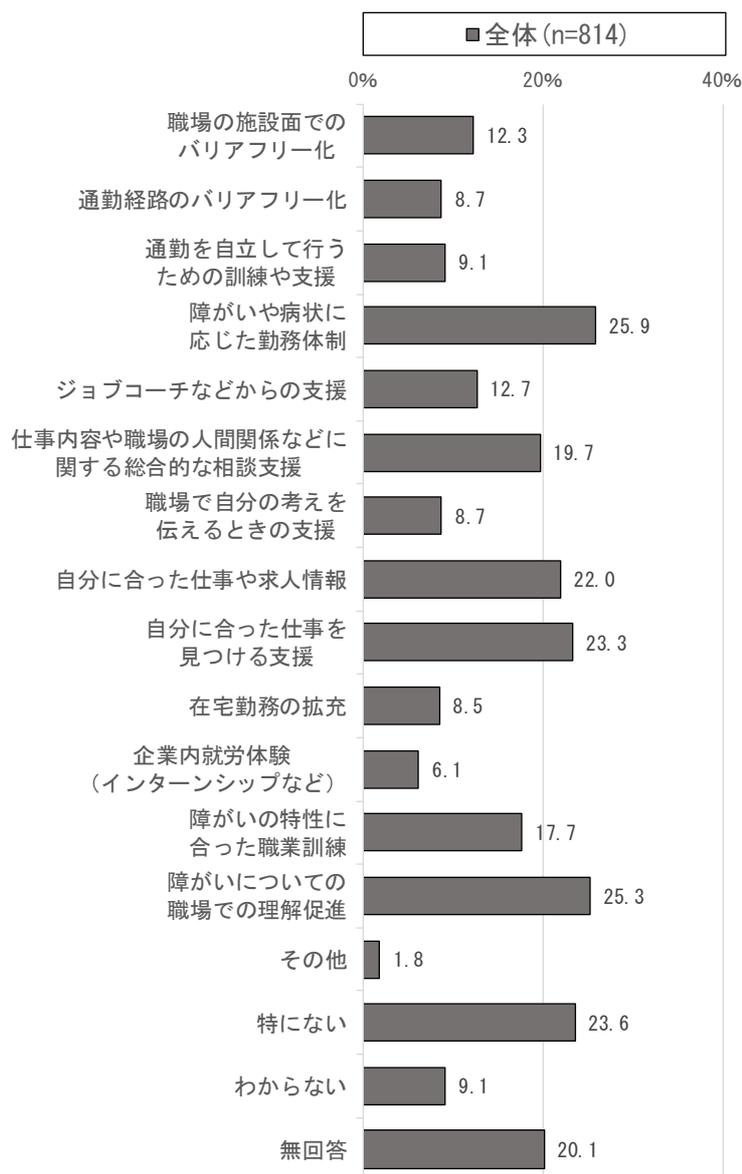
【施策目標】

就労（労働）は、障がいのある人が地域の中で自立した暮らしを営む上で大切な条件の一つです。しかし、就労意欲をもった障がいのある人の雇用をめぐるには依然として厳しい環境にあり、雇用機会の確保はもとより労働条件の改善や周囲の（職場での）偏見や差別の解消など、社会的なバリアを克服することが必要です。

このため、関係機関と連携し、一般企業・事業所の理解と協力を求め、多様な就労機会の確保に努めます。



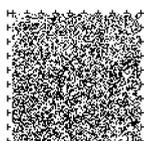
■就労支援で必要なこと



◎就労支援で必要なこととして「障がいや病状に応じた勤務体制」や「仕事内容や職場の人間関係等に関する総合的な相談支援」、「自分に合った仕事や求人情報」、「自分に合った仕事を見つける支援」、「障がいの特性に合った職業訓練」、「障がいについての職場での理解促進」が挙げられ、多岐にわたっています。

【具体的な施策・事業】

①雇用・就労促進のための総合的な支援体制づくり	
内容	市の担当課
障がいのある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるよう、「木更津市公共職業安定所雇用対策推進協議会」などを通じて公共職業安定所、県などの関係機関、市内の企業や経済団体等との連携を強化し、障がい者雇用・就労支援のための総合的な支援体制づくりに取り組みます。	社会福祉課 商工観光課



(つづき)

②関連制度・施策の周知徹底	
内 容	市の担当課
公共職業安定所や県の関係機関、経済団体などと連携し、障害者法定雇用率制度や各種助成制度など、障がいのある人の雇用に関わる制度・施策の企業等への周知徹底に努めます。 「障害者雇用支援月間（9月）」などを通じて、市内の事業者等に対して障がい者雇用への理解と協力を求めています。	社会福祉課 商工観光課
③公的機関における障がい者雇用の推進	
内 容	市の担当課
障がいのある人の雇用に関する関連法の主旨や規程に沿って、公的機関での一般雇用に努めます。 福祉的雇用の場の確保の観点に立ち、障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設等への発注機会の充実や可能な範囲での庁内業務の委託などに努めます。	社会福祉課 総務課
④トライアル雇用事業の周知・活用促進	
内 容	市の担当課
公共職業安定所が紹介により短期間試行的に雇用した企業等に一定の奨励金の支給を行い、常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る、国の「トライアル雇用事業」について、企業・団体等への周知を図り、障がい者雇用の促進に努めます。	社会福祉課 商工観光課

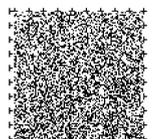
(2) 就労支援の充実

障がいのある人が自立した就業を進めるには、就労相談から就労移行、就労定着に至るまで個人や障がい特性に配慮した個別的な支援が必要となります。

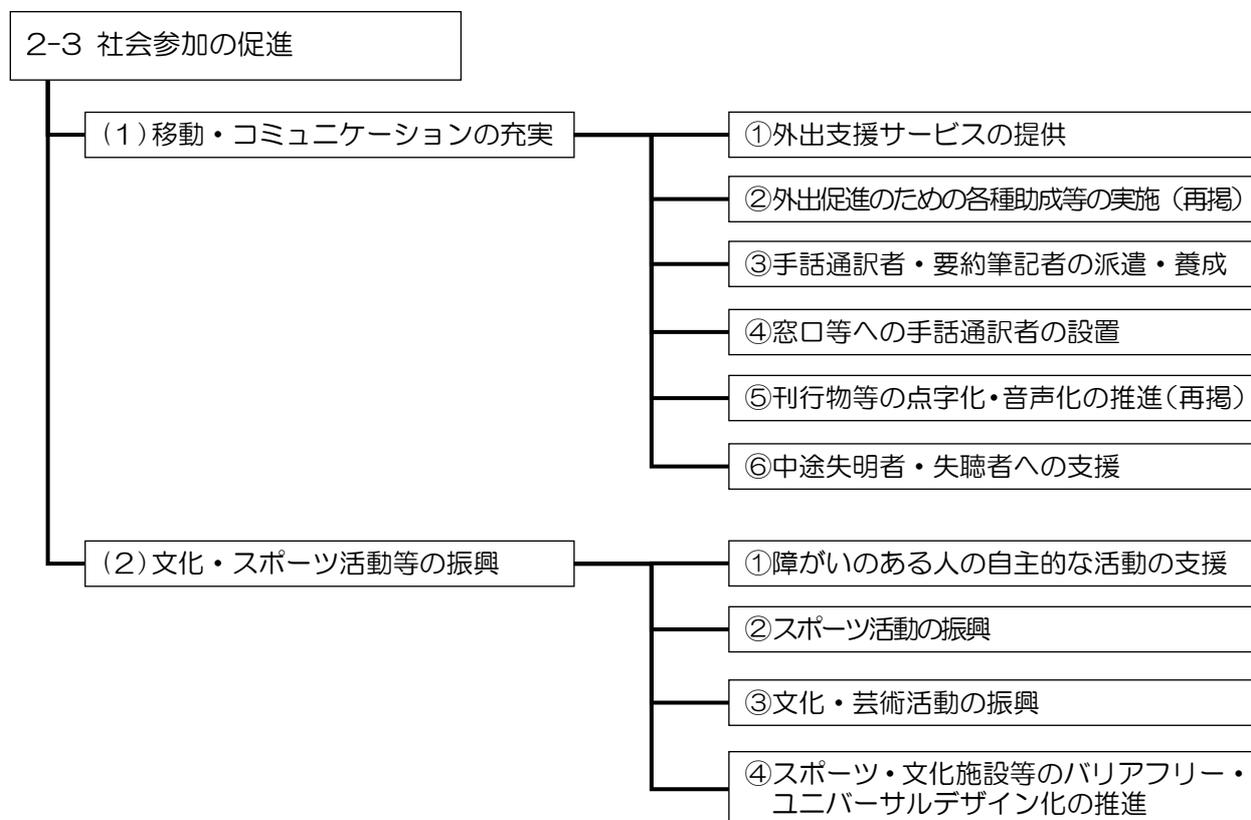
障がいのある人の雇用・就労に関する多面的で実効性のある、総合的な支援体制づくりを目指します。

【具体的な施策・事業】

①身近な就労相談支援体制づくり	
内 容	市の担当課
障がいのある人がその働く意欲や適性、能力に応じて就労できるよう支援するため、雇用・就労に関する相談支援やセミナー等の情報提供を受けられる体制づくりに努めます。	社会福祉課 商工観光課
②ジョブコーチ、職親制度等の活用促進	
内 容	市の担当課
就労後の職場定着や一般就労への機会を拡大していくため、障がいのある人の職場定着を支援するジョブコーチの派遣や事業所の職親制度の導入、「就労定着支援」について広く制度周知を図り、利用を促進します。	社会福祉課



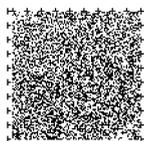
2-3 社会参加の促進



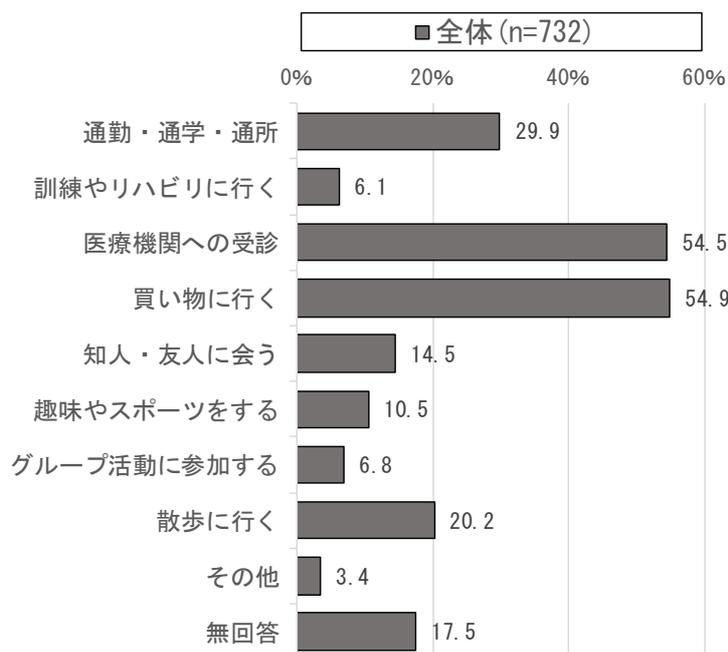
(1) 移動・コミュニケーションの充実

【施策目標】

障害者総合支援法による地域生活支援事業の各サービスの実施により、障がいのある人の外出及びICT（情報通信技術）の進展を踏まえたコミュニケーションを支援する各種サービスの充実と提供に努め、日常生活や社会参加への支援を行います。



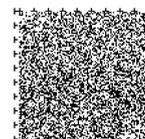
■外出の目的



◎外出の目的として、「買い物に行く」が最も多く、次いで「医療機関への受診」、「通勤・通学・通所」、「散歩に行く」と続いています。

【具体的な施策・事業】

①外出支援サービスの提供	
内 容	市の担当課
外出に困難がある障がい者の支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、行動援護など自立支援給付によるサービスや地域生活支援事業における移動支援事業に加え、ボランティアなどによる外出支援・移送サービスなどを育成支援し、障がい者の特性に応じた重層的な移動支援に努めます。	社会福祉課
②外出促進のための各種助成等の実施（再掲）	
内 容	市の担当課
障がいのある人の外出を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造に要する費用の一部助成などを継続して実施します。	社会福祉課
③手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成	
内 容	市の担当課
聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送るうえでコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、地域生活支援事業による手話奉仕員養成研修事業を継続して実施します。	社会福祉課
④窓口等への手話通訳者の設置	
内 容	市の担当課
聴覚や音声・言語機能に障がいのある人に対する情報提供や相談支援に向けて、手話通訳者を継続して設置します。	社会福祉課



(つづき)

⑤刊行物等の点字化・音声化の推進（再掲）	
内 容	市の担当課
視覚障がいのある人等への的確な情報提供を図るため、必要度、重要度の高い情報を中心に点字化・音声化に取り組みます。	社会福祉課

⑥中途失明者・失聴者への支援	
内 容	市の担当課
中途失明者を対象とした点字・点字タイプライター、歩行訓練などの修得のための講習や、中途失聴者や難聴者を対象とした読話技術の取得のための講習の機会を充実します。	社会福祉課

(2)文化・スポーツ活動等の振興

【施策目標】

障がいのある人がスポーツ・文化活動をはじめ、幅広い分野にわたって活動に参加し、自己実現を図り交流の輪を広げられるよう、環境整備に取り組みます。

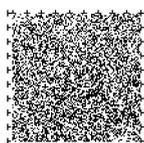
【具体的な施策・事業】

①障がいのある人の自主的な活動の支援	
内 容	市の担当課
生涯学習や生涯スポーツの振興の観点に立ち、各種団体、ボランティアグループ等と連携しながら、スポーツ、文化活動にかかわる自主的な活動の支援に努めます。	社会福祉課 生涯学習課

②スポーツ活動の振興	
内 容	市の担当課
多くの障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントやスポーツ大会等に関する情報提供に努め、参加を促すとともに、活動を支える指導者の育成のための情報提供を行います。	社会福祉課 生涯学習課

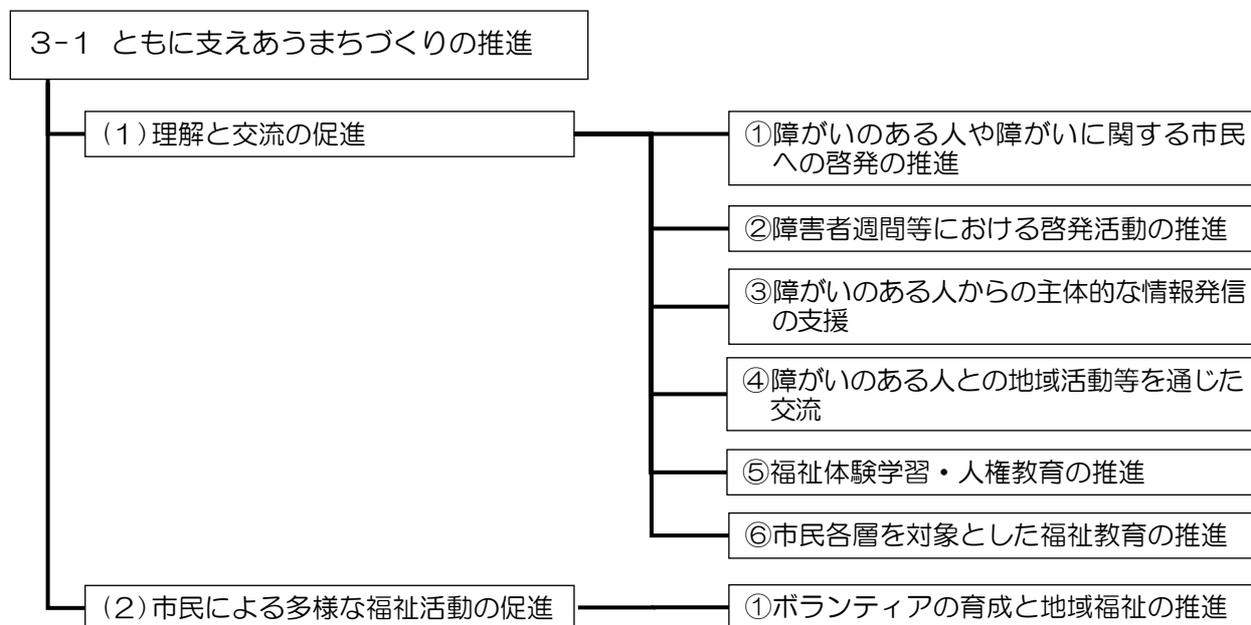
③文化・芸術活動の振興	
内 容	市の担当課
障がいのある人の作品を発表する場として、障がい者・障がい児作品展を引き続き実施します。 文化・芸術活動の振興に向けて、活動機会や発表の場の充実を図ります。	社会福祉課 生涯学習課 公民館

④スポーツ・文化施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	
内 容	市の担当課
できる限り身近でスポーツや文化活動が行えるよう、施設の改修等に当たってはバリアフリー化（障がい者用トイレの設置や手すり、スロープの設置など）やユニバーサルデザイン化に努めます。	社会福祉課 生涯学習課 公民館 都市政策課



基本目標 3 地域一体でのまちづくりを目指します

3-1 とともに支えあうまちづくりの推進



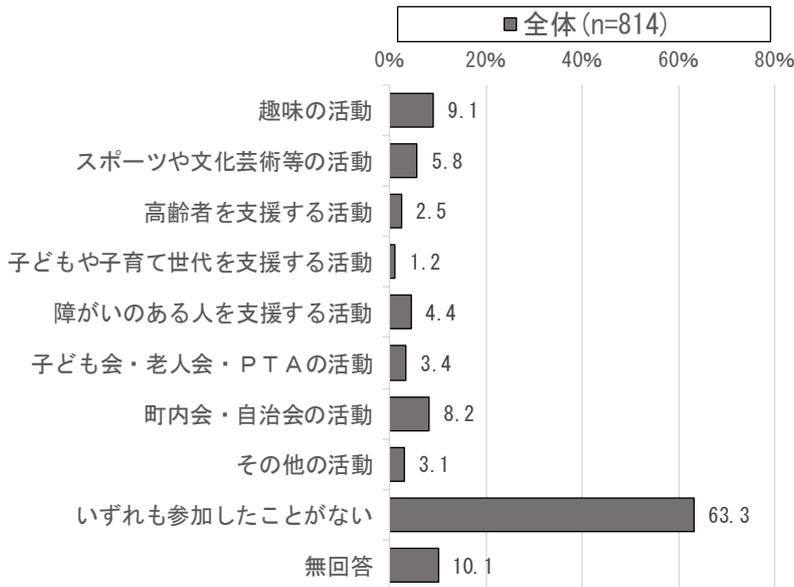
(1) 理解と交流の促進

【施策目標】

広報媒体の活用や障がい福祉に関するイベントの開催、啓発・交流活動の推進など多くの機会を通じて、障がいのある人に対する市民や事業者等の正しい理解と認識を深め、ともに支えあうまちづくりを目指します。

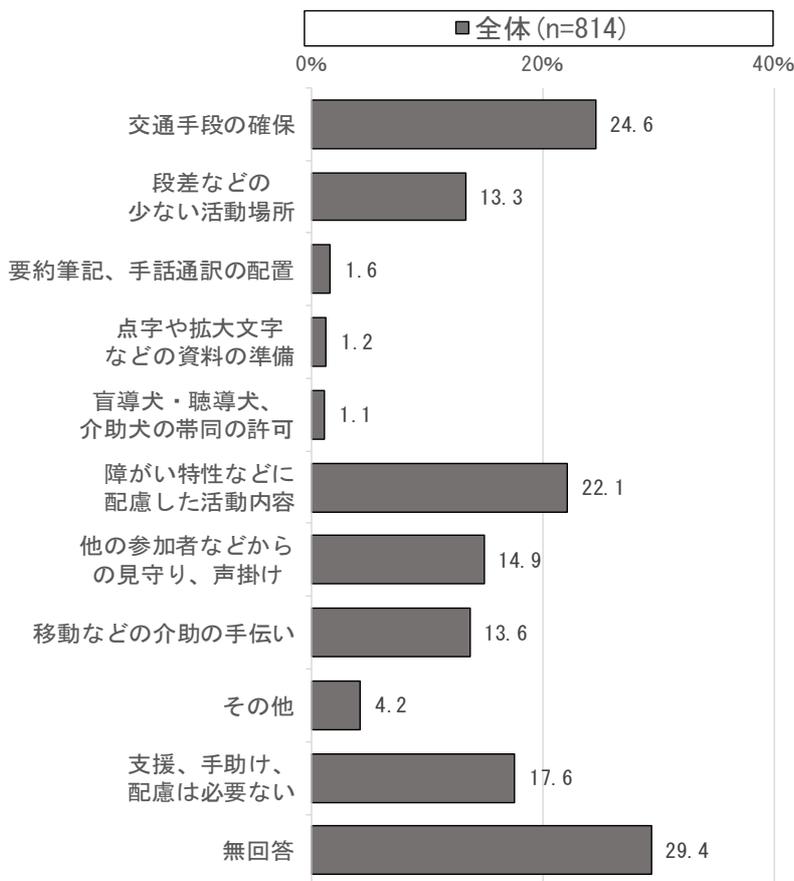


■地域の活動の参加について

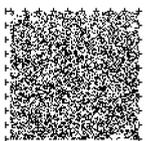


◎地域の活動について「いずれも参加したことがない」が最も多くなっており、地域での関わりがあまりない状況です。

■どのような支援や配慮があれば地域の活動に参加しやすいか

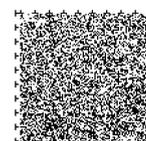


◎地域の活動を参加しやすくするための支援や配慮について、「交通手段の確保」の他に「障がい特性などに配慮した活動内容」や「他の参加者などからの見守り、声掛け」、「移動などの介助の手伝い」、「段差などの少ない活動場所」が挙げられています。



【具体的な施策・事業】

①障がいのある人や障がいに関する市民への啓発の推進	
内 容	市の担当課
<p>市広報やホームページ、スマートフォンで読める広報「マチイロ」などを活用し、市民各層に対し障がいのある人や障がいに関する正しい認識を促します。</p> <p>今後、精神障がいのある人などの地域生活の支援、地域移行を進めるためには、地域の人たちの理解が不可欠であり、啓発活動を充実し、こころのバリアフリー化を進めます。</p>	<p>社会福祉課 秘書広報課</p>
②障害者週間等における啓発活動の推進	
内 容	市の担当課
<p>「障害者週間」（12月3日～9日）を中心に、障がい者関係団体などと連携し、啓発活動を推進します。</p>	<p>社会福祉課</p>
③障がいのある人からの主体的な情報発信の支援	
内 容	市の担当課
<p>情報媒体の活用や各種イベント・街頭啓発活動等を通じて、障がいのある人自身が主体的に情報発信、自己表現できる機会の確保に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
④障がいのある人との地域活動等を通じた交流の促進	
内 容	市の担当課
<p>民生委員・児童委員やボランティア団体などと連携し、障がいのある人をはじめ広く市民への呼びかけを行い、地域活動やイベント等への参加を通じて、障がいのある人となない人が直接ふれあい、交流できる機会を充実します。</p> <p>福祉体験やバリアフリーマップづくりなど、地域単位での活動を通じて、福祉に対する意識や実践力を高めていきます。</p>	<p>社会福祉課</p>
⑤福祉体験学習・人権教育の推進	
内 容	市の担当課
<p>子どもたちの障がいのある人への理解を深めていくため、障がいのある人（児童）との交流機会を作り、保育所（園）や幼稚園、小中学校等における介護キャラバン隊等の福祉体験学習や人権教育を推進します。</p>	<p>社会福祉課 子育て支援課 教育センター 市民活動推進室</p>
⑥市民各層を対象とした福祉教育の推進	
内 容	市の担当課
<p>地域活動等における啓発活動や地域での福祉講座の開催などを促進し、あらゆる年代の幅広い市民を対象とする地域に根ざした福祉意識の醸成に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>



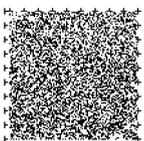
(2) 市民による多様な福祉活動の促進

【施策目標】

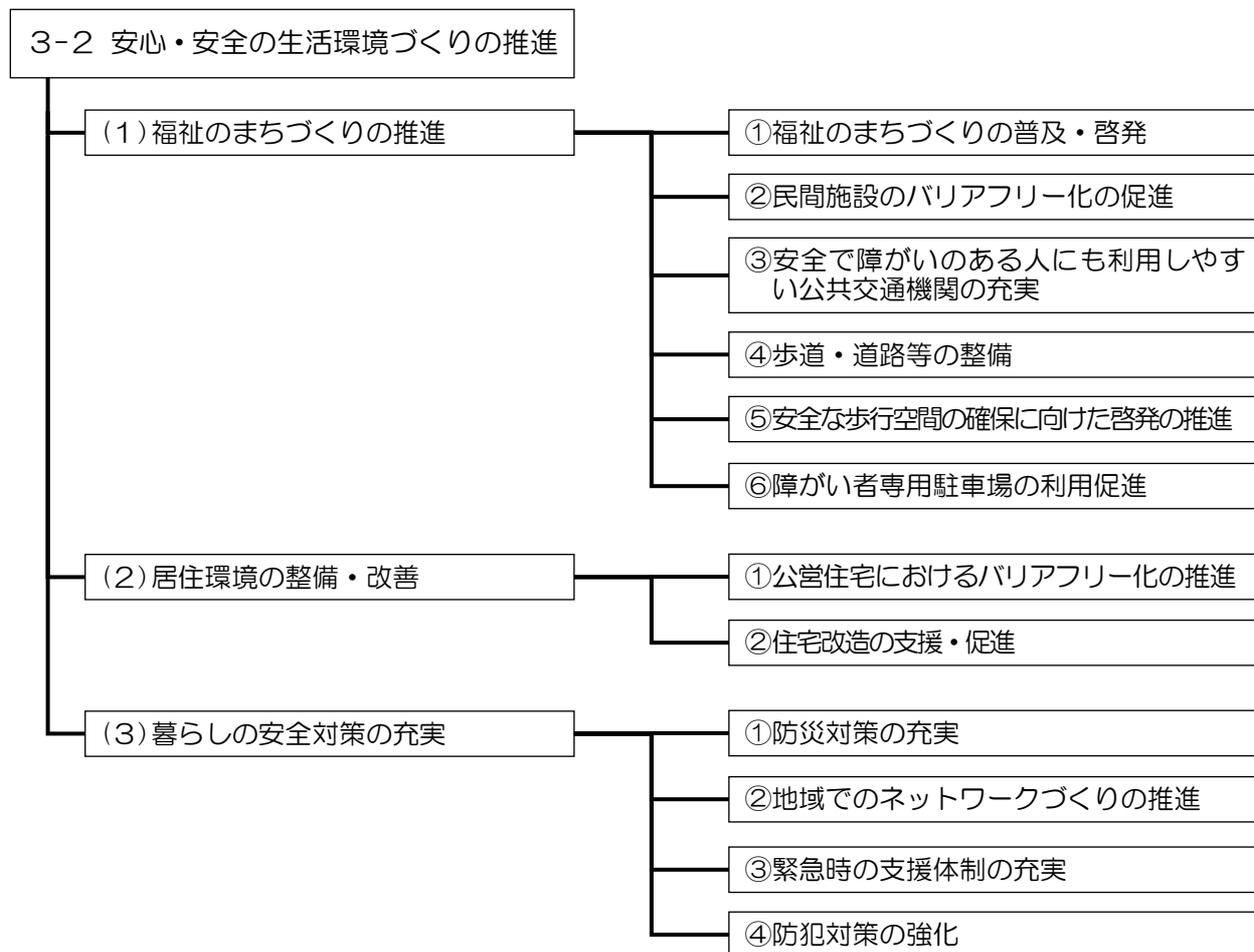
障がいのある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、市民の一人ひとりが互いに支えあう地域福祉活動や多様な分野におけるボランティア活動の振興を目指します。

【具体的な施策・事業】

①ボランティアの育成と地域福祉の推進	
内 容	市の担当課
<p>社会福祉協議会と連携し、各種講座・講習会等の開催を通じてボランティアの発掘と育成に取り組みます。</p> <p>ボランティア活動に関する市民各層への情報提供の充実を図り、ボランティア意識の高揚と活動への参加を促進します。</p> <p>社会福祉協議会や障がい者関係団体、ボランティア活動団体等によるネットワークづくりを促進し、障がいのある人が身近で支援を受けることができる環境づくり、市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを進めます。</p>	社会福祉課 市民活動推進室



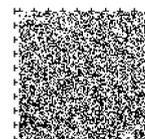
3-2 安心・安全の生活環境づくりの推進



(1)福祉のまちづくりの推進

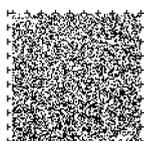
【施策目標】

障がいのある人や高齢者などすべての人が積極的に社会参加できるよう、関係法令や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に基づき、建築物や道路、交通機関など公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、正しい利用がされるよう市民の意識啓発にも努めます。



【具体的な施策・事業】

①福祉のまちづくりの普及・啓発	
内 容	市の担当課
<p>「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」や関係する法令に基づき、市民や事業者に対する普及・啓発に努め、「福祉のまちづくり」に関する意識高揚を図ります。</p> <p>性別や年齢、障がいのあるなしに関係なくすべての市民にとって利用しやすい施設となるよう、公共施設や公共的施設の整備・充実に努めます。</p> <p>関係法・条例・要綱等に基づき、障がいのある人や高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに公園や道路交通環境、公共交通機関の整備・改善を進めていきます。</p>	<p>社会福祉課 都市政策課 建設課</p>
②民間施設のバリアフリー化の促進	
内 容	市の担当課
<p>高齢者や障がいのある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律によって既存建築物の基準適合が努力義務とされたことを受け、病院や大規模店舗など障がいのある人も利用することの多い既存の民間施設や、民間事業者による新たな施設整備に対して、法・条例・要綱への適合を図るよう促します。</p>	<p>社会福祉課</p>
③安全で障がいのある人にも利用しやすい公共交通機関の充実	
内 容	市の担当課
<p>障がいのある人や高齢者にとって利用しやすい鉄道駅舎、車両となるよう、鉄道事業者と協議、調整を行いながら、引き続きバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>路線バス事業者に対し、引き続き乗降しやすい車両（ノンステップバスなど）の導入などとともに、利用しやすいバス路線の維持・継続を求めています。</p>	<p>社会福祉課 企画課</p>
④歩道・道路等の整備	
内 容	市の担当課
<p>既存の道路や広場等における段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー整備を計画的に進めていきます。</p> <p>道路の新設にあたっては、すべての人の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。</p>	<p>社会福祉課 建設課</p>
⑤安全な歩行空間の確保に向けた啓発の推進	
内 容	市の担当課
<p>安全な歩行空間を確保するため、自動車運転者や自転車利用者とともに歩行者自身に対しても、高齢者や障がいのある人に配慮した交通マナーを心がけるように、広報や啓発を進めます。</p>	<p>社会福祉課 防災安全課</p>
⑥障がい者専用駐車場の利用促進	
内 容	市の担当課
<p>関係機関の協力を得ながら、公共性の高い施設への障がい者専用駐車場の設置を進めるとともに、適正な利用について広く市民への啓発を進めます。</p>	<p>社会福祉課</p>



(2) 居住環境の整備・改善

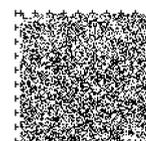
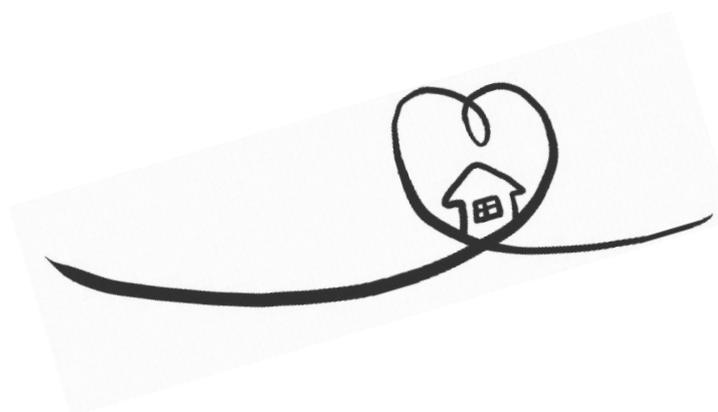
【施策目標】

障がいのある人の入居や利用にも配慮した公営住宅のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

また、住みなれた自宅で、生涯を通じ安心して暮らし続けられるよう、住宅のバリアフリー化を促進します。

【具体的な施策・事業】

①公営住宅におけるバリアフリー化の推進	
内 容	市の担当課
公営住宅の新設・改築を行う場合には、障がいのある人の利用にも配慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努めます。	社会福祉課 都市政策課
②住宅改造の支援・促進	
内 容	市の担当課
住みなれた家庭で安全に快適な生活を続けられるよう、住宅のバリアフリー化に関する情報提供、支援制度の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課 都市政策課 介護福祉課

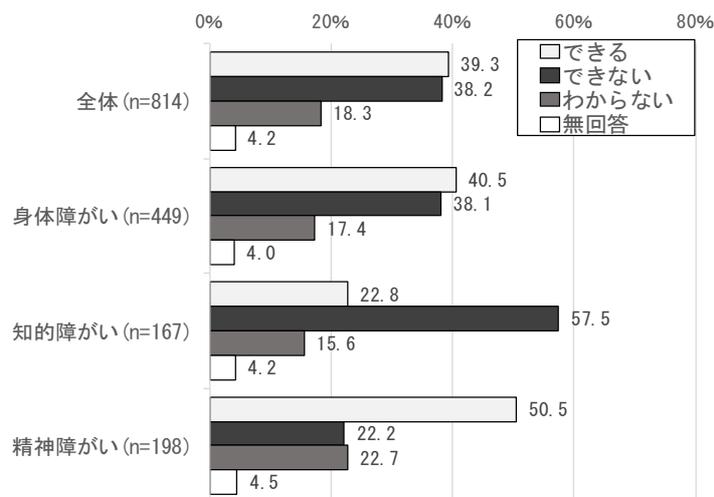


(3) 暮らしの安全対策の充実

【施策目標】

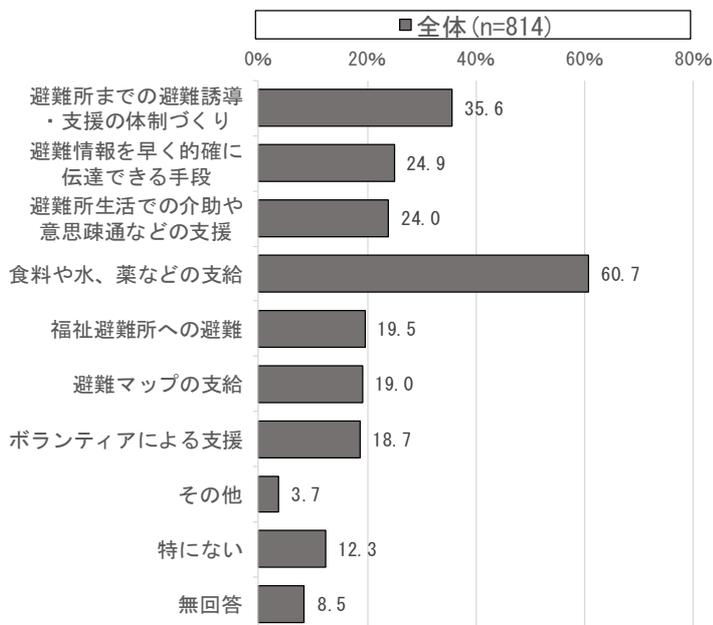
障がいのある人や高齢者等が地域において安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えた地域ぐるみのネットワークづくりや、障がいのある人や高齢者等に対する犯罪被害を防止するための防犯知識の周知徹底や地域の防犯体制の充実を目指します。

■災害時、一人で避難

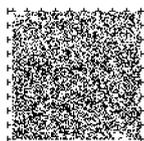


◎全体として約4割が「できない」と回答していますが、知的障がいでは半数以上が「できない」と回答しています。

■災害時に必要な支援

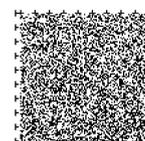
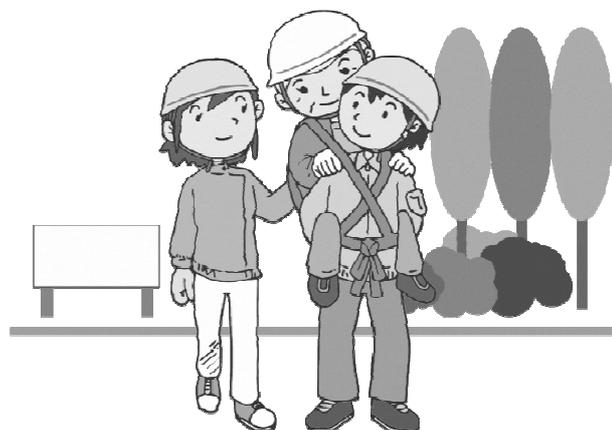


◎災害時に必要な支援として「食料や、水、薬などの支給」が最も多く、次いで「避難所までの避難誘導・支援の体制づくり」が多くなっています。

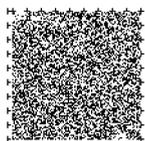


【具体的な施策・事業】

①防災対策の充実	
内 容	市の担当課
地域防災計画において、障がいのある人や高齢者などの災害時要援護者への対策を明確にし、障がいの特性を考慮した安全な避難誘導體制や福祉避難所の確保など関係機関との連携を図りながら避難誘導體制の構築に努めます。	防災安全課 社会福祉課
②地域でのネットワークづくりの推進	
内 容	市の担当課
障がいのある人や高齢者などが地域で安心して暮らせるよう、個人情報に配慮しながら支援の必要な人の現状把握を行うとともに、平常時には、市内 11 地区に組織している地区社会福祉協議会が中心となって、声かけや安否確認などの見守り支援（要援護者地域見守り事業）を行い、災害時には自主防災組織などにより避難所への誘導支援に加え、安否確認や救出などの適切な支援活動（避難行動要支援者支援制度）を実施します。 市、区長会、民生委員、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署など関係機関からなる「要援護者地域見守り協議会」を推進母体としてネットワークを強化します。	防災安全課 社会福祉課
③緊急時の支援体制の充実	
内 容	市の担当課
急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、緊急通報装置の設置や聴覚・音声・言語機能に障がいのある人への通信装置の給付などを継続して行います	社会福祉課 社会福祉協議会
④防犯対策の強化	
内 容	市の担当課
近年増加している障がいのある人や認知症の高齢者などに対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の情報の提供に努めるとともに、消費生活相談窓口や消費生活講座など消費者被害防止に向けた対策を推進します。 犯罪被害の発生を未然に防ぐため、地域における近隣住民相互の声かけやパトロールなどによる連携に努めるとともに、安全安心メールや防災行政無線、防犯パトロール車貸出等による地域での自主的な防犯活動を促進します。	社会福祉課 商工観光課 防災安全課



第3部 障害福祉計画 (障害児福祉計画)



第1章 計画の体系

基本目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行
- 5 障害児支援の提供体制の整備等

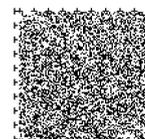
障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 計画相談支援・地域相談支援
- 障害児通所支援、障害児相談支援

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援制度
- 日常生活用具給付等事業
- 意思疎通支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 任意事業



第2章 障害福祉計画（障害児福祉計画）の基本目標

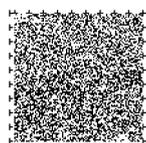
1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成28年度(2016年度)末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度(2020年度)末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。

本市では、平成28年度(2016年度)末時点の入所者52人のうち5人が平成32年度(2020年度)末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、1人削減することを目標とします。

平成32年度(2020年度)の目標達成のために、進捗状況を把握した上で富津市障害者総合支援協議会に報告するとともに、関係機関と連携し地域移行の体制整備が図れるよう働きかけていきます。

区 分	数 値	備 考
【実績値】 福祉施設入所者数 (平成28年度(2016年度)末) (A)	52人	富津市で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
【目標値】 地域生活移行者数 <目標値9%以上: (B) ÷ (A) × 100 = 9.0%> (B)	5人	平成29年度(2017年度)から平成32年度(2020年度)末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
【見込量】 新たな施設入所支援利用者 (B) - (E) (C)	4人	平成32年度(2020年度)末までに新たに施設入所支援が必要な人の数
【見込量】 福祉施設入所者数 (平成32年度(2020年度)末) (A) - (E) (D)	51人	富津市で支給決定を受け、障がい者施設に入所する見込みの人数
【目標値】 削減見込数 <目標値2%以上: (E) ÷ (A) × 100 = 2.0%> (E)	1人	平成28年度(2016年度)末時点から平成32年度(2020年度)末時点までに福祉施設入所者を削減する人の数



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制をいいます。

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度(2020年度)末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとし、市町村単独、あるいは複数市町村での共同設置も可能とされています。本市では、市単独または複数市町村によって1箇所設置することを目標とし、協議を進めていきます。

また、長期入院患者の地域移行については、千葉県目標値を踏まえつつ、相談支援・就労支援等の充実、居住の場の確保、障がいへの理解促進の啓発などで、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるための取組みの充実に努めることとして、第4期計画と同様、目標値は設定しません。

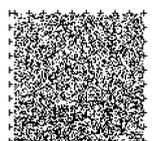
区 分	数 値
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置(平成32年度(2020年度)末)	1箇所

3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、平成32(2020)年度末までに、地域生活支援拠点(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む)について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

区 分	数 値
【目標値】 地域生活支援拠点の整備の数(平成32年度(2020年度)末)	1拠点



4 福祉施設から一般就労への移行等

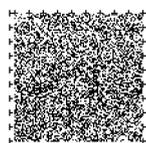
国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 32 年度(2020 年度)中に一般就労に移行する人の目標値を、平成 28 年度(2016 年度)の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることとしています。

また、一般就労に移行する人の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数を、平成 32 年度(2020 年度)末における利用者数が平成 28 年度(2016 年度)末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指しています。

さらに、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることとしています。

本市では、平成 32 年度(2020 年度)中に 2 人が福祉施設を退所し、一般就労をすることを目標とします。また、平成 32 年度(2020 年度)末の就労移行支援事業の利用者数は、6 人を目標とします。現在市内には就労移行支援事業所がありませんが、近隣市などの既設や新規の事業所の利用を見込み、就労移行の利用増に努めます。また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率の割合は 8 割を目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 一般就労移行者数(平成 28 年度(2016 年度)年間)	(A) 1人
【実績値】 就労移行支援事業の利用者数(平成 28 年度(2016 年度)末)	(B) 5人
【目標値】 一般就労移行者数(平成 32 年度(2020 年度)年間) 〈目標値 1.5 倍: (C) / (A) = 1.5 倍〉	(C) 2人
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数(平成 32 年度(2020 年度)末) 〈目標値 1.2 倍: (D) / (B) = 1.2 倍〉	(D) 6人
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率の割合 (平成 31 年度(2019 年度)末、平成 32 年度(2020 年度)末)	8割



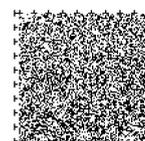
5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度(2020 年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に 1 箇所以上設置することとしています。また、障がいのある児童の地域社会への参加・包容を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどして平成 32 年度(2020 年度)末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。さらに、重症心身障がいのある児童が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度(2020 年度)末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に 1 箇所以上確保することとしています。また、医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度(2018 年度)末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を 1 箇所設けることとしています。これらの整備にあたっては、市町村単独で設置が困難な場所には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても良いとされています。

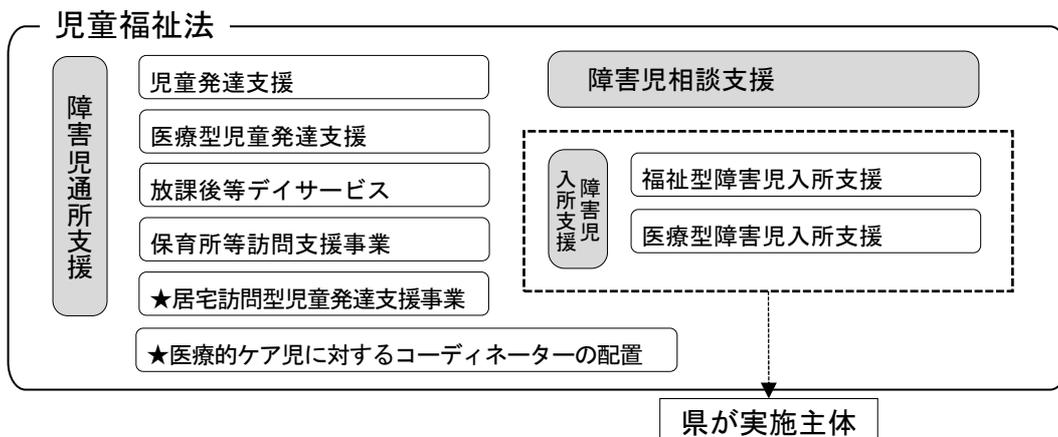
本市では、圏域に設置済みの「きみつ愛児園」(児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業)を維持すること、その他の事項は市単独又は複数市町村によってそれぞれ 1 箇所設置することを目標として、協議を進めていきます。

区 分	数 値
【目標値】 児童発達支援センターの設置(平成 32 年度(2020 年度)末)	1 箇所
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施(平成 32 年度(2020 年度)末)	1 箇所
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 (平成 32 年度(2020 年度)末)	1 箇所
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 (平成 32 年度(2020 年度)末)	1 箇所
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(平成 30 年度(2018 年度)末)	1 箇所

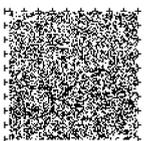


第3章 障害福祉サービスの給付実績と今後の見込み

■障害福祉サービスの一覧



※★のサービスは平成30年（2018年）4月から開始



1 訪問系サービス

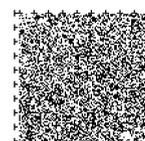
訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むための重要なサービスとなっています。

(1) 訪問系サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言及びその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がいのある人であって、常時介護を必要とする人に対して、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援護を包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
居宅介護	時間/月	1,846	1,806	97.8%	1,901	1,791	94.2%	1,948	1,863	95.6%
	人/月	88	104	118.2%	91	103	113.2%	93	102	109.7%
重度訪問介護	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
行動援護	時間/月	9	20	222.2%	12	17	141.7%	25	17	68.0%
	人/月	1	3	300.0%	2	3	150.0%	4	2	50.0%



(つづき)

区分	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)			平成 29 年度(2017 年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
同行援護	時間/月	67	52	77.6%	67	47	70.1%	74	70	94.6%
	人/月	5	6	120.0%	5	6	120.0%	6	6	100.0%
合計	時間/月	1,922	1,878	97.7%	1,980	1,855	93.7%	2,047	1,950	95.3%
	人/月	94	113	120.2%	98	112	114.3%	103	110	106.8%

※平成 29 年度(2017 年度)の実績値は見込値

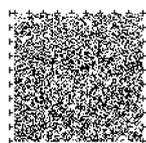
(3) 第 5 期の見込量

区分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護	時間/月	1,893	1,923	1,954
	人/月	101	100	99
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
行動援護	時間/月	16	15	14
	人/月	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	71	75	75
	人/月	6	6	6
合計	時間/月	1,980	2,013	2,043
	人/月	110	109	108

見込量については、平成 27 年度(2015 年度)と平成 28 年度(2016 年度)の実績と平成 29 年度(2017 年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成 29 年度(2017 年度)の見込値に加え、平成 30 年度(2018 年度)～平成 32 年度(2020 年度)における各サービス 1 か月当たりの実利用者数と実利用時間(それぞれ小数点第一位以下四捨五入)の見込値を求めました。

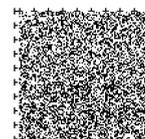
「重度訪問介護」については、利用実績がなく、また最重度の障がいのある人で、常時介助を希望するニーズがないため見込量を 0 としました。

「重度障害者等包括支援」は県内に事業所がなく、またニーズもないため見込量を 0 としました。



(4) サービス見込量確保のための方策

今後、利用ニーズの増加が見込まれることから、必要に応じたサービスが柔軟に利用できるようサービス供給体制の促進に努めます。また、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充、専門的人材の確保及び質的向上を図るよう働きかけていきます。

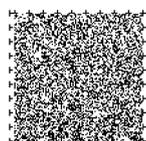


2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）及び宿泊型自立訓練等があり、日中に生活援助や自立に向けた就労支援を行うものです。

（1）日中活動系サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	機能訓練は、身体障がいのある人又は難病等対象者に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。生活訓練は、知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して行われる、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。A型は、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して行われます。B型は、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であってその年齢や心身の状況その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に対して雇用契約を結ばずに行われます。
就労定着支援	就労移行支援又は就労継続支援等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、医療機関その他の人との連絡調整及びに雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。



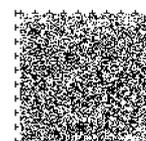
(つづき)

サービス名	内容
療養介護	医療を必要とする障がいのある人であって常に介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設や児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設への短期間の入所とともに入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)			平成 29 年度(2017 年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
生活介護	日/月	2,577	2,808	109.0%	2,637	2,685	101.8%	2,698	2,845	105.5%
	人/月	122	138	113.1%	125	133	106.4%	128	142	110.9%
自立訓練 (機能訓練)	日/月	0	0	—	0	10	—	21	24	114.3%
	人/月	0	0	—	0	1	—	3	3	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	日/月	80	52	65.0%	80	121	151.3%	183	68	37.2%
	人/月	4	3	75.0%	4	8	200.0%	12	6	50.0%
就労移行支援	日/月	155	78	50.3%	189	54	28.6%	224	67	29.9%
	人/月	9	6	66.7%	11	4	36.4%	13	4	30.8%
就労継続支援 (A型)	日/月	50	67	134.0%	50	48	96.0%	50	45	90.0%
	人/月	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
就労継続支援 (B型)	日/月	1,463	1,445	98.8%	1,493	1,590	106.5%	1,523	1,725	113.3%
	人/月	82	84	102.4%	84	93	110.7%	86	97	112.8%
療養介護	人/月	2	2	100.0%	2	3	150.0%	4	3	75.0%
短期入所 (福祉型)	日/月	225	306	136.0%	232	249	107.3%	232	328	141.4%
	人/月	16	24	150.0%	17	21	123.5%	17	26	152.9%
短期入所 (医療型)	日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
宿泊型自立訓練	日/月	30	50	166.7%	60	135	225.0%	166	52	31.3%
	人/月	1	2	200.0%	2	5	250.0%	6	2	33.3%

※平成 29 年度(2017 年度)の実績値は見込値



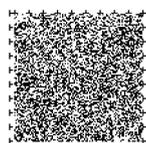
(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活介護	日/月	2,867	2,890	2,913
	人/月	144	146	148
自立訓練（機能訓練）	日/月	32	32	32
	人/月	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	日/月	83	100	100
	人/月	8	10	10
就労移行支援	日/月	65	63	61
	人/月	3	3	3
就労継続支援（A型）	日/月	45	45	45
	人/月	2	2	2
就労継続支援（B型）	日/月	1,885	2,060	2,251
	人/月	104	112	120
★就労定着支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	3	3	3
短期入所（福祉型）	日/月	349	372	396
	人/月	27	29	31
短期入所（医療型）	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
宿泊型自立訓練	日/月	70	80	80
	人/月	3	4	4

見込量については、平成27年度(2015年度)と平成28年度(2016年度)の実績と平成29年度(2017年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成29年度(2017年度)の見込値に加え、平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)における各サービス1か月当たりの実利用者数と実利用時間（それぞれ小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めました。

「自立訓練（機能訓練）」については、近隣市にサービスを提供する事業所が少なく、またニーズもないため4期では計画値を見込んでおりませんでした。近隣市に新たな事業所が開設され、平成28年度(2016年度)以降は利用実績があったため、平成28年度(2016年度)と平成29(2017)年度の伸び率を基に見込量を設定しました。

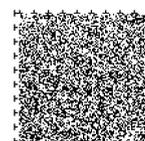
「就労定着支援」については、平成30年(2018年)から新設されますが、ニーズが不明なため見込量を0としました。



(4) サービス見込量確保のための方策

福祉施設の活用によるサービス提供を図ります。

サービス利用者数の増加や施設入所者等の地域移行により、利用が増加していくことが見込まれるサービスは、需要増加の情報提供に努め、サービス提供事業者による整備が図られるよう働きかけていきます。



3 居住系サービス

居住系サービスは、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援があり、日常生活能力を向上させるための支援を行います。

(1) 居住系サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援等を利用していた障がいのある人に対して、居宅において自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
共同生活援助	人/月	65	69	106.2%	67	70	104.5%	68	72	105.9%
施設入所支援	人/月	51	53	103.9%	50	54	108.0%	49	54	110.2%

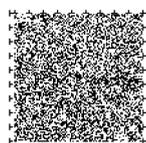
※平成29年度(2017年度)の実績値は見込値

(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
★自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助	人/月	74	76	78
施設入所支援	人/月	55	55	54

見込量については、平成27年度(2015年度)と平成28年度(2016年度)の実績と平成29年度(2017年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成29年度(2017年度)の見込値に加え、平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)における各サービス1か月当たりの実利用者数(小数点第一位以下四捨五入)の見込値を求めました。

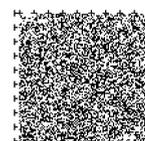
「自立生活援助」については、平成30年(2018年度)から新設されますが、ニーズが不明なため見込量を0としました。



(4) サービス見込量確保のための方策

福祉施設資源の活用によるサービス提供を図ります。

サービス利用者数の増加や施設入所者等の地域移行により、利用が増加していくことが見込まれるサービスは、需要増加の情報提供に努め、サービス提供事業者による整備が図られるよう働きかけていきます。



4 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、各関係機関と連携しながら計画的な支援を行うものです。

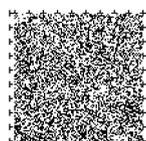
(1) 計画相談支援等の内容

サービス名	内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障害福祉サービスの申請等に係る障がいのある人に対して、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整を行い「サービス等利用計画(案)」を作成します。また、障がいのある人が、サービス等利用計画が適切であるかどうかに対して、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、「サービス等利用計画」の見直しや変更を行うとともに、関係者との連絡調整を行います。
地域相談支援	地域での生活に移行する障がいのある人及び地域に移行した障がいのある人を支援します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)			平成 29 年度(2017 年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
計画相談支援 サービス等利用計画作成	人/年	322	420	130.4%	347	552	159.1%	372	625	168.0%
地域移行支援	人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
地域定着支援	人/年	0	0	—	0	0	—	1	0	0.0%

※平成 29 年度(2017 年度)の実績値は見込値



(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計画相談支援 (サービス等利用計画 作成)	人/年	770	870	900
地域移行支援	人/年	1	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	1

見込量については、平成27年度(2015年度)と平成28年度(2016年度)の実績と平成29年度(2017年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成29年度(2017年度)の見込値に加え、平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)における1年当たりの実利用者数(小数点第一位以下四捨五入)の見込値を求めました。

「計画相談支援」については、平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)までの実績等を踏まえるとともに、すべての障害福祉サービス等の利用者に利用計画を作成することとの国の方針に基づき、見込値を設定しました。

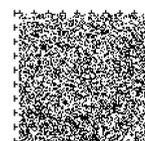
「地域移行支援」については、これまで利用実績はありませんが、精神病院などからの地域移行に取り組むケースを想定し、平成30年(2018年度)～平成32年度(2020年度)に1人の利用があると見込みました。

「地域定着支援」については、最終年度にのみ1人を見込みました。

(4) サービス見込量確保のための方策

相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の質の向上に努めます。

施設入所者等の地域での生活に移行を進める上で施設や医療機関と連携を強化し、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用増加に努めます。

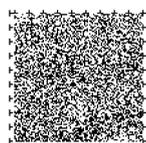


5 障害児通所支援、障害児相談支援

障害のある児童への支援には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援があり、障がいのある児童に対し将来における自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援を行うものです。

(1) 障害児通所支援、相談支援等の内容

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学しており、放課後や夏休み等の長期休暇中に支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置（市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可）します。
障害児相談支援	通所給付決定の申請等に係る障がいのある児童の保護者に対して、その児童の心身の状況、置かれている環境、その児童又は保護者の障害児通所支援等の利用に関する意向を勘案し、関係者との連絡調整を行い「障害児支援利用計画(案)」を作成します。また、その計画が適切であるかどうか、モニタリング期間ごとに利用状況を検証・見直しを行い、計画の変更や関係者との連絡調整等を行います。



(2) 第4期の計画値・実績・達成率

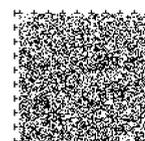
区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
児童発達支援	日/月	165	108	65.5%	165	93	56.4%	176	159	90.3%
	人/月	14	10	71.4%	14	7	50.0%	15	11	73.3%
医療型児童発達支援	日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
放課後等デイサービス	日/月	280	389	138.9%	289	472	163.3%	418	526	125.8%
	人/月	36	44	122.2%	37	53	143.2%	38	60	157.9%
保育所等訪問支援	日/月	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	人/月	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
障害児相談支援	人/月	6	5	83.3%	7	6	85.7%	8	6	75.0%

※平成29年度(2017年度)の実績値は見込値

(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	日/月	177	215	215
	人/月	11	12	12
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	日/月	583	600	600
	人/月	74	75	75
保育所等訪問支援	日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
★居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
★医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	7	8	9

見込量については、平成27年度(2015年度)と平成28年度(2016年度)の実績と平成29年度(2017年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成29(2017)年度の見込値に加え、平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)における各サービス1か月当たりの利用日数と実利用者数(それぞれ小数点第一位以下四捨五入)の見込値を求めました。



「医療型児童発達支援」は、平成 25 年度(2013 年度)に事業所がなくなり、近隣市にも事業所がないため見込量を 0 としました。

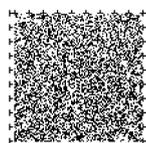
「居宅訪問型児童発達支援」と「医療的ケア児に対するコーディネーターの配置」については、平成 30 年(2018 年)から新設されますが、ニーズが不明なため見込量を 0 としました。

(4) サービス見込量確保のための方策

福祉施設資源の活用によるサービス提供を図ります。

障がいのある児童のニーズや課題に対応できるように情報提供に努め、サービス提供事業者による整備が図られるよう働きかけていきます。

障がい者相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の質の向上に努めます。



第4章 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(1) 理解促進研修・啓発事業の内容

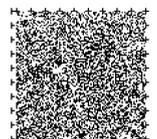
事業等	内容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がいがある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%
自発的活動支援事業	実施	未実施	実績なし	—	未実施	実績なし	—	未実施	実績なし	—

(3) 第5期の見込量

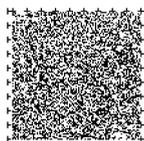
区分	単位	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	未実施	未実施	未実施



(4) サービス見込量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業への参加者が増加するように工夫し、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけの強化を図ります。

現在、自発的活動支援事業の利用希望者がいないため、未実施となっていますが、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な活動のニーズを把握し、共生社会実現に向けて、障がい者団体が取り組む活動へより多くの方々が参加できるよう、取り組みを検討します。



2 相談支援事業

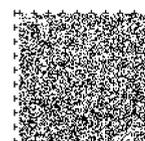
障がいのある人、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の介護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人（児童）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

(1) 相談支援事業の内容

事業等	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対して、その相談に応じ必要な情報の提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を強化します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート・マンション・一戸建）のことをいう）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して障がいのある人の地域での生活を支援します。
富津市障害者総合支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムを構築し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成 27 年度(2015 年度)			平成 28 年度(2016 年度)			平成 29 年度(2017 年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
一般相談支援事業所	設置箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
特定相談支援事業所	設置箇所	5	4	80.0%	5	5	100.0%	6	6	100.0%
基幹相談支援センター	設置	未設置	未設置	—	未設置	未設置	—	設置	未設置	0.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	未実施	実施	—	未実施	実施	—	未実施	実施	0.0%
住宅入居等支援事業	実施	未実施	未実施	—	未実施	未実施	—	未実施	未実施	—
富津市障害者総合支援協議会	設置	設置	設置	100.0%	設置	設置	100.0%	設置	設置	100.0%



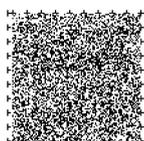
(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
一般相談支援事業所	設置箇所	1	1	1
特定相談支援事業所	設置箇所	6	6	7
基幹相談支援センター	設置	未設置	未設置	設置
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	未実施	未実施	未実施
富津市障害者総合支援 協議会	設置	設置	設置	設置

(4) サービス見込量確保のための方策

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、様々な相談に応じられるよう専門的な職員を配置します。

障がいのある人などから相談に応じた必要な支援や虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整を行うためにネットワークの構築を図り、地域の関係機関の連携強化を図ります。



3 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

(1) 事業の内容

事業等	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援及びその他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を行います。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業	実施	未実施	未実施	—	未実施	未実施	—	実施	実施	—

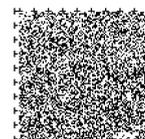
※平成29年度(2017年度)の実績値は見込値

(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施

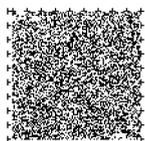
「成年後見制度利用支援事業」については、これまで利用実績はありませんが、引き続き毎年1人の利用があると想定し、見込量を設定しました。

成年後見制度法人後見支援事業については、富津市社会福祉協議会で法人後見制度が導入されています。



(4) サービス見込量確保のための方策

社会福祉協議会等と連携し情報提供を行い、障がいのある人の権利擁護に努めます。また、障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度を実施する法人の動向を勘案し実施に向けて検討を行います。



4 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思の疎通に支障がある人に対して、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障がいのある人とその相手との意思疎通の円滑化を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

日常会話を行うのに必要な手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思の疎通に支障のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

(1) 意思疎通支援事業の内容

事業等	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

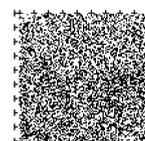
区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
手話通訳者派遣事業	件/年	27	16	59.3%	30	17	56.7%	30	12	40.0%
	人/年	5	7	140.0%	7	7	100.0%	7	7	100.0%
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	—	0	0	—	1	0	0.0%
	人/年	0	0	—	0	0	—	1	0	0.0%
手話奉仕員養成研修事業	件/年	243	432	177.8%	258	54	20.9%	54	27	50.0%

※平成29年度(2017年度)の実績値は見込値

(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話通訳者派遣事業	件/年	11	10	9
	人/年	7	7	7
要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1
	人/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	件/年	27	27	27

「要約筆記者派遣事業」については、これまで利用実績はありませんが、実施可能な状況

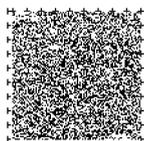
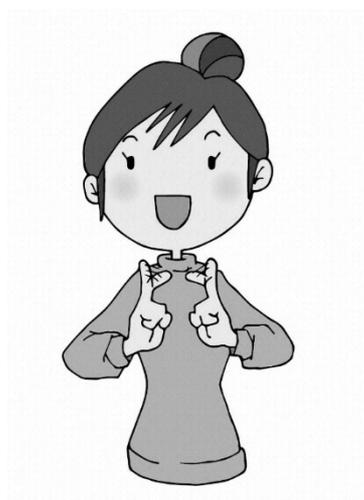


であるため、1件の利用があると見込みました。

(4) サービス見込量確保のための方策

聴覚障害者団体やボランティア団体と協議し、利用者の意向を反映した適切なサービスの提供を図ります。

聴覚、言語機能又は音声機能等の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話奉仕員を養成します。今後も関係団体と連携して新規参加者を募るとともに、福祉サービスの担い手の人材養成と確保に努めていきます。



5 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の向上を図ります。

(1) 日常生活用具給付等事業の内容

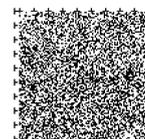
事業等	内容
日常生活用具給付事業	日常生活上の向上を図るため、重度障がいのある人に対して、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

区分	内容	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
	②自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
	③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・盲人用体温計等
	④情報・意思疎通支援用具	点字器・人口喉頭等
	⑤排せつ管理支援用具	ストマ用装具・紙おむつ等
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	スロープ・手すり等・設置に小規模な住宅改修を伴う用具

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
①介護・訓練支援用具	件/月	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	2	100.0%
②自立生活支援用具	件/月	4	1	25.0%	7	6	85.7%	7	9	128.6%
③在宅療養等支援用具	件/月	5	28	560.0%	7	4	57.1%	7	1	14.3%
④情報・意思疎通支援用具	件/月	4	7	175.0%	6	3	50.0%	6	2	33.3%
⑤排せつ管理支援用具	件/月	90	111	123.3%	101	115	113.9%	102	115	112.7%
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/月	2	2	100.0%	2	0	0.0%	2	3	150.0%
合計	件/月	107	149	139.3%	125	128	102.4%	126	132	104.8%

※平成29年度(2017年度)の実績値は見込値



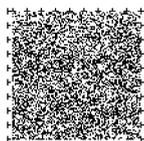
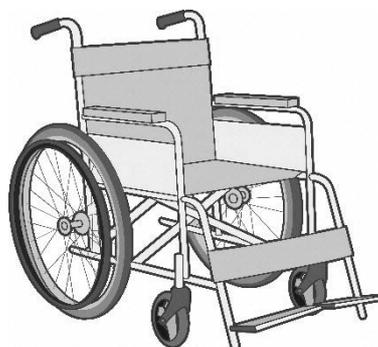
(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
①介護・訓練支援用具	件/月	2	2	2
②自立生活支援用具	件/月	9	9	9
③在宅療養等支援用具	件/月	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件/月	3	3	3
⑤排せつ管理支援用具	件/月	117	119	121
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/月	3	3	3
合計	件/月	135	137	139

見込量については、平成27年度(2015年度)と平成28年度(2016年度)の実績と平成29年度(2017年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成29年度(2017年度)の見込値に加え、平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)における各サービス1か月当たりの利用件数(小数点第一位以下四捨五入)の見込値を求めました。

(4) サービス見込量確保のための方策

引き続き、制度の周知を図りながら利用促進を図ります。



6 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(1) 移動支援事業の内容

事業等	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、余暇活動や買い物などの外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
移動支援事業	時間/月	511	464	90.8%	524	436	83.2%	538	440	81.8%
	人/月	45	40	88.9%	46	42	91.3%	47	39	83.0%

※平成29(2017)年度の実績値は見込値

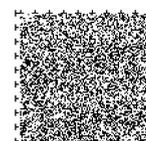
(3) 第5期の見込量

区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
移動支援事業	時間/月	444	438	432
	人/月	40	40	40

見込量については、平成27年度(2015年度)と平成28年度(2016年度)の実績と平成29年度(2017年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成29年度(2017年度)の見込値に加え、平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)における各サービス1か月当たりの実利用時間と実利用者数(それぞれ小数点第一位以下四捨五入)の見込値を求めました。

(4) サービス見込量確保のための方策

障がいのある人の社会参加を促進するため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。



7 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業では、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいの特性に応じた作業指導及び生活訓練、社会生活及び家庭生活に必要な学習及び指導を行い、就労や障害福祉サービス（就労継続支援）の利用につなげていきます。

(1) 地域活動支援センター事業の内容

事業等	内容
地域活動支援センターⅠ型事業	医療及び福祉並びに地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型事業	地域において雇用又は就労が困難な在宅の障がいのある人等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型事業	地域の障がいのある人等のための援護対策として通所による生活訓練、作業訓練を実施します。

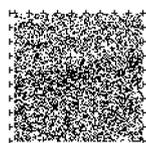
(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
地域活動支援センターⅠ型事業	人/月	7	7	100.0%	8	9	112.5%	12	5	41.7%
	箇所	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域活動支援センターⅡ型事業	人/月	14	14	100.0%	14	13	92.9%	14	13	92.9%
	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
地域活動支援センターⅢ型事業	人/月	11	3	27.3%	11	10	90.9%	11	12	109.1%
	箇所	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※平成29年度(2017年度)の実績値は見込値

(3) 第5期の見込量

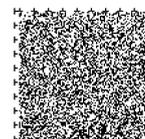
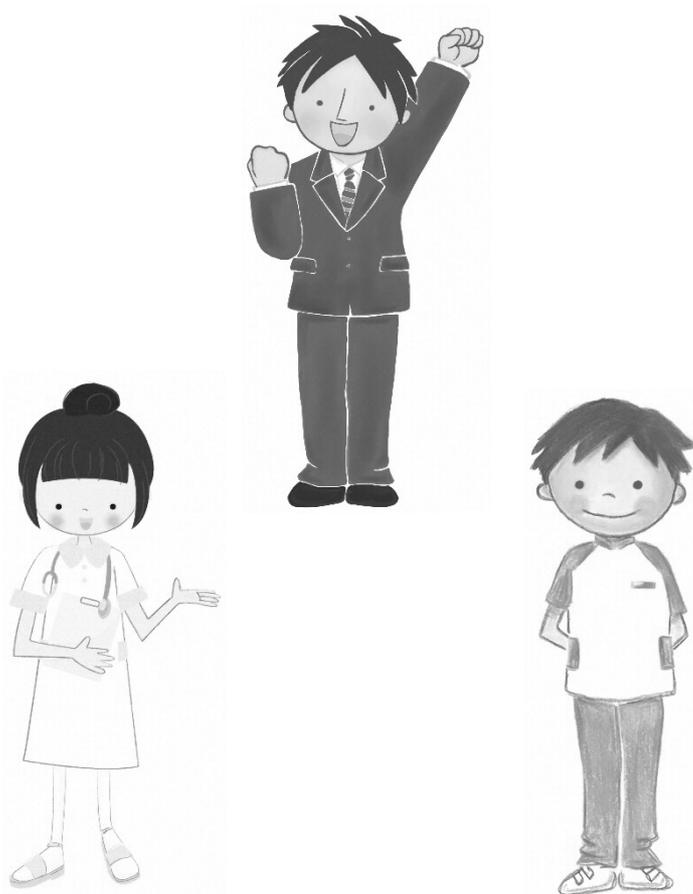
区分	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動支援センターⅠ型事業	人/月	5	5	5
	箇所	0	0	0
地域活動支援センターⅡ型事業	人/月	13	13	13
	箇所	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型事業	人/月	14	17	20
	箇所	0	0	0



見込量については、平成 27 年度(2015 年度)と平成 28 年度(2016 年度)の実績と平成 29 年度(2017 年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成 29 年度(2017 年度)の見込値に加え、平成 30 年度(2018 年度)～平成 32 年度(2020 年度)における各サービス 1 か月当たりの実利用者数(小数点第一位以下四捨五入)と箇所数の見込値を求めました。

(4) サービス見込量確保のための方策

障がいのある人の地域生活の場、社会参加の場として、創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。



8 任意事業

本市では実情や利用者ニーズに対応し、次のような任意事業を実施しており、今後も地域の実情やニーズに合わせて事業の実施を検討します。

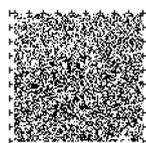
(1) 任意事業の内容

事業等	内容
生活ホーム事業	心身に障がいのある人で、自立した生活を望みながらも、さまざまな事情により困難な人に暮らしの場を提供する事業です。地域社会の中にある住宅で、数人が共同で生活し、同居あるいは近隣に居住している世話人が、日常生活援助を行います。
知的障害者職親委託制度事業	知的障がいのある人を、一定期間事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
日中一時支援事業	家族が緊急な理由等により、障がいのある人を介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成、障害者運転免許取得費助成等、障がいのある人の社会参加を促進する事業です。
巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）	発達障がいのある児童の早期発見・早期療育を行うため、市役所（週2日）や市内保育所（園）・幼稚園・学校等で臨床心理士、言語聴覚士又は療育アドバイザーによることばの訓練、心理診断等の療育相談、指導者への支援方法についてアドバイスをを行い、その児童の発達を支援します。

(2) 第4期の計画値・実績・達成率

区分	単位	平成27年度(2015年度)			平成28年度(2016年度)			平成29年度(2017年度)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
生活ホーム事業	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
知的障害者職親委託制度事業	人/月	2	2	100.0%	2	3	150.0%	3	2	66.7%
日中一時支援事業	回/月	233	211	90.6%	249	244	98.0%	249	254	102.0%
	人/月	35	34	97.1%	36	35	97.2%	37	35	94.6%
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成 件/年	1	2	200.0%	1	0	0.0%	1	2	200.0%
	障害者運転免許取得費助成 件/年	1	3	300.0%	1	2	200.0%	1	0	0.0%
巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）	来所人数	60	82	136.7%	62	78	125.8%	86	80	93.0%
	巡回訪問箇所	18	18	100.0%	19	18	94.7%	20	22	110.0%

※平成29年度(2017年度)の実績値は見込値



(3) 第5期の見込量

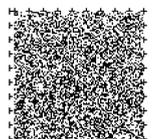
区分		単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活ホーム事業		人/月	1	1	1
知的障害者職親委託制度事業		人/月	3	3	3
日中一時支援事業		回/月	279	307	337
		人/月	36	37	38
社会参加 促進事業	障害者自動車改 造費助成	人/月	2	2	2
	障害者運転免許 取得費助成	人/月	2	2	2
巡回支援専門員整備事業(療 育等支援事業)		来所人数	79	78	77
		巡回訪問箇所	24	27	30

見込量については、平成27年度(2015年度)と平成28年度(2016年度)の実績と平成29年度(2017年度)の実績値の見込値をもとに伸び率を算出しました。その伸び率を平成29年度(2017年度)の見込値に加え、平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)における各サービス1か月当たりの実利用者数と実利用時間(それぞれ小数点第一位以下四捨五入)の見込値を求めました。

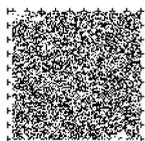
「障害者自動車改造費助成」、「障害者運転免許取得費助成」については、今後も一定の利用があると想定し、見込値を設定しました。

(4) サービス見込量確保のための方策

利用者のニーズを把握し、柔軟な対応に努めます。



資料編

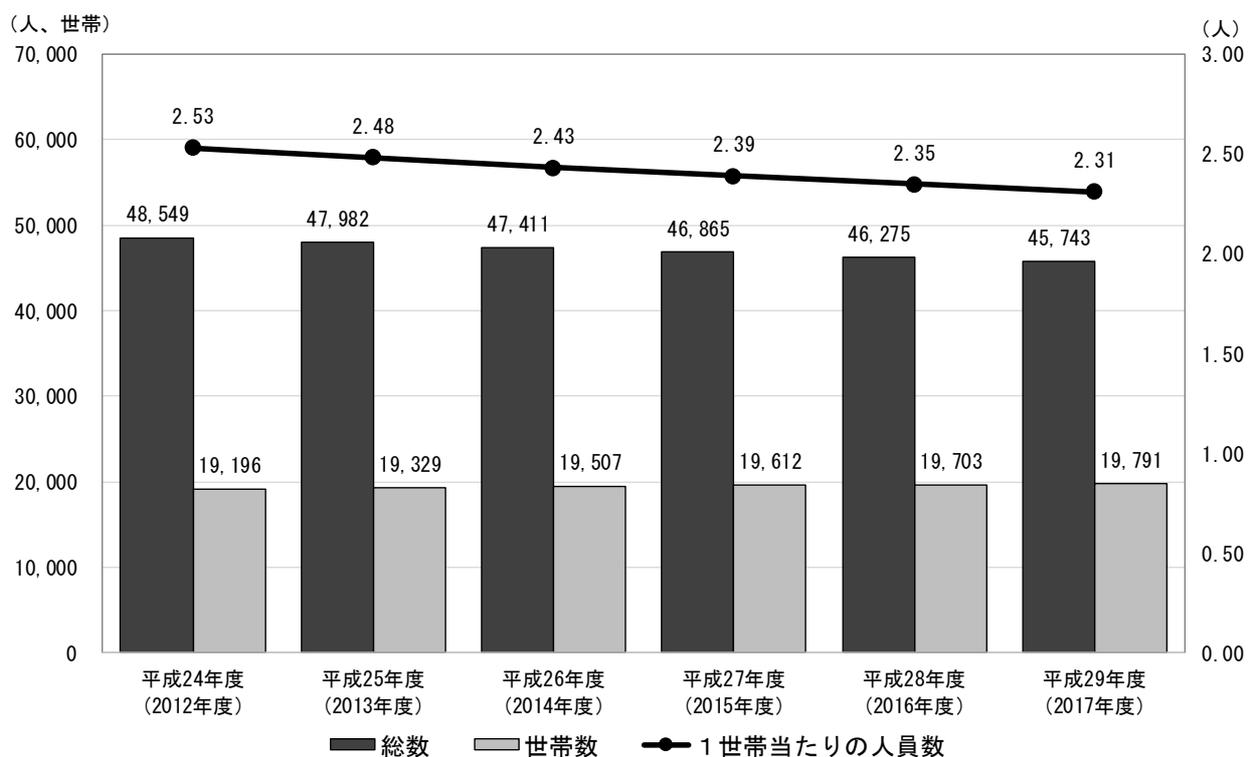


1 障がいのある人を取り巻く状況

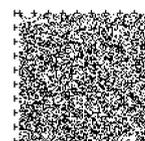
(1) 人口・世帯数の推移

平成 29 年度(2017 年度)の本市の人口は、45,743 人となっています。平成 24 年度(2012 年度)から平成 29 年度(2017 年度)にかけて 5.7%減少しています。一方、世帯数は平成 29 年度(2017 年度)は 19,791 世帯となっており、平成 24 年度(2012 年度)から 3.1%増加しています。それに伴い、1 世帯当たりの人員数も平成 24 年(2012 年)の 2.53 人から平成 29 年(2017 年)の 2.31 人へと減少しています。

■人口・世帯数の推移



資料：富津市住民基本台帳人口 各年 4 月 1 日現在

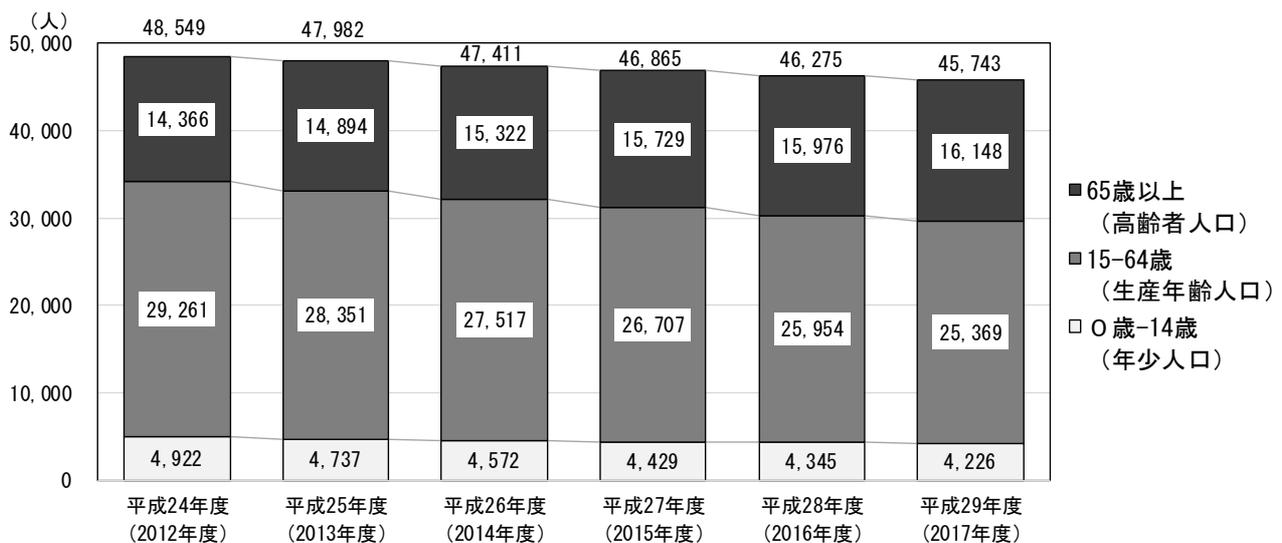


(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は平成24年度(2012年度)から減少傾向にあります。一方、高齢者人口は増加しており、平成24年度(2012年度)の14,366人から平成29年度(2017年度)の16,148人と16,000人を越えています。

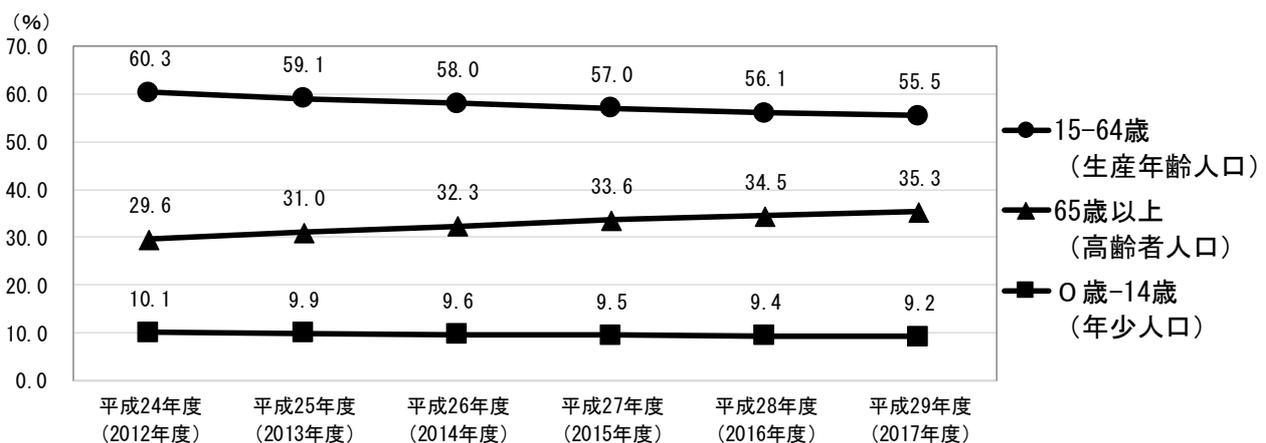
また、人口比率をみると、平成24年(2012年)から平成29年(2017年)にかけて年少人口では10.1%から9.2%、生産年齢人口では60.3%から55.5%と減少していますが、高齢者人口では29.6%から35.3%と増加しています。

■年齢3区分別の人口推移

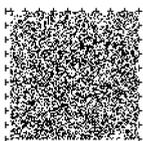


資料：富津市住民基本台帳人口 各年4月1日現在

■年齢3区分別の人口比率



資料：富津市住民基本台帳人口 各年4月1日現在



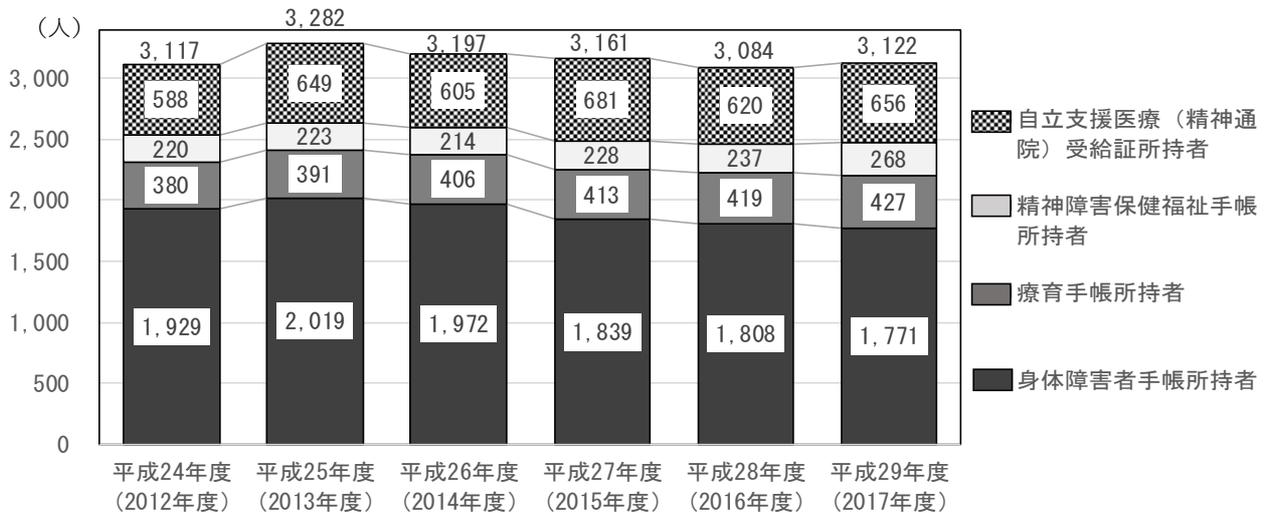
(3) 障がいのある人の状況

1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成25年度(2013年度)に一時増加したものの、平成29年度(2017年度)では2,466人となっています。身体障害者手帳の所持者数は近年減少傾向にあります。療育手帳(知的障がい)と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあります。

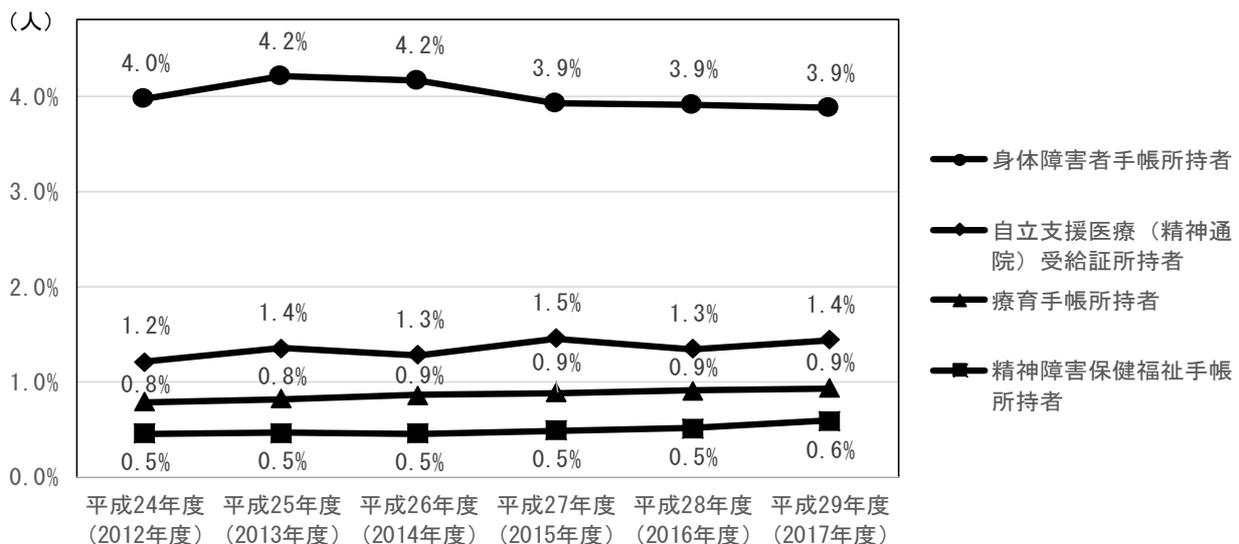
対人口比で見ると、障がいのある人は総人口の6%台の割合で推移しています。身体障害者手帳所持者の割合は平成26年度(2014年度)までは4%台でしたが、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)にかけて3.9%となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

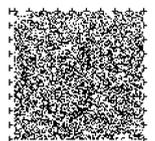


資料：富津市社会福祉課 各年4月1日現在

■ 障害者手帳別所持者数の人口比率



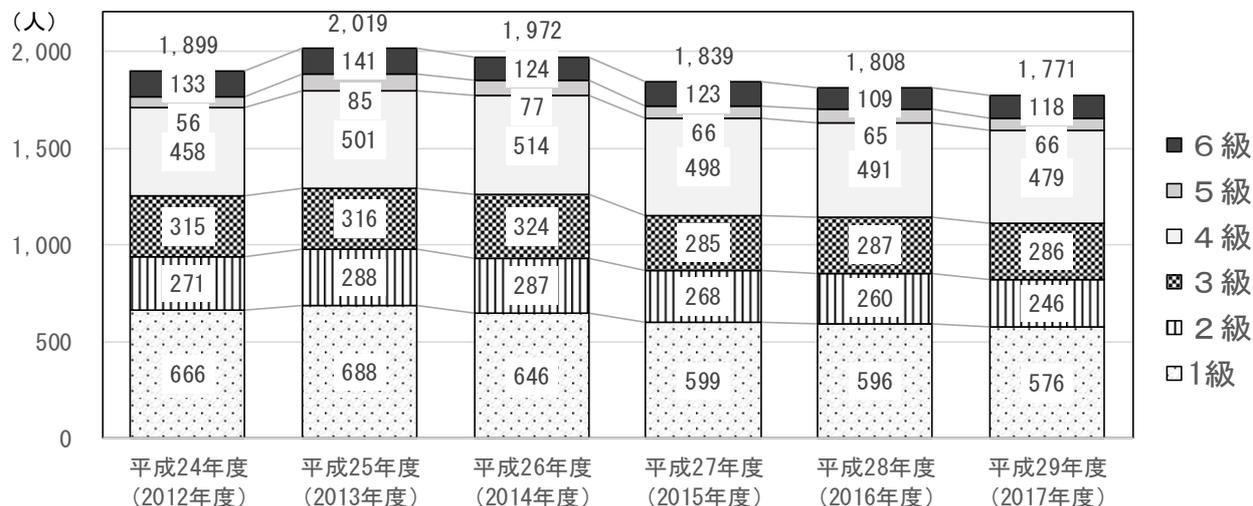
資料：富津市社会福祉課 各年4月1日現在



2) 身体障害者障害程度等級別手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年度(2013 年度)をピークに、その後減少傾向にあります。障害程度の等級別にみると、平成 25 年度(2013 年度)以降は、1 級から 3 級は減少傾向にあり、4 級から 6 級は平成 26 年度(2014 年度)をピークに減少しています。

■身体障害者障害程度等級別手帳所持者数の推移

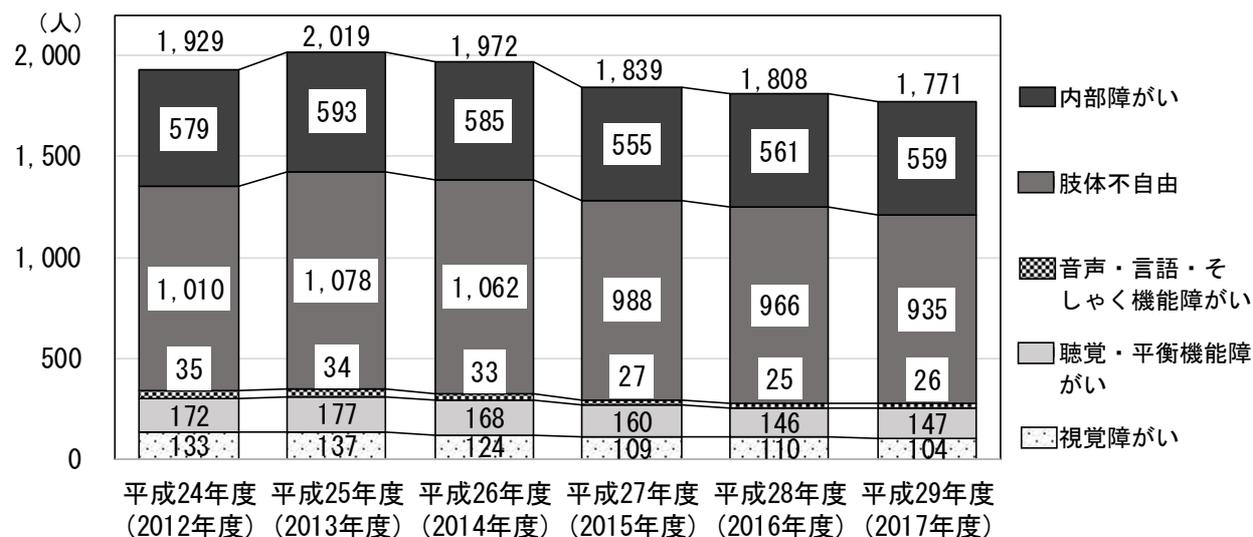


資料：富津市社会福祉課 各年4月1日現在

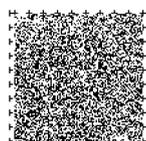
3) 身体障がいの種類別手帳所持者数の推移

身体障がいの種類別で見ると、平成 25 年度(2013 年度)を境に、内部障がいを除いた全ての種別で減少しています。特に視覚障がいについては、平成 25 年度(2013 年度)に比べ 24% 減少しています。

■身体障がいの種類別手帳所持者数の推移



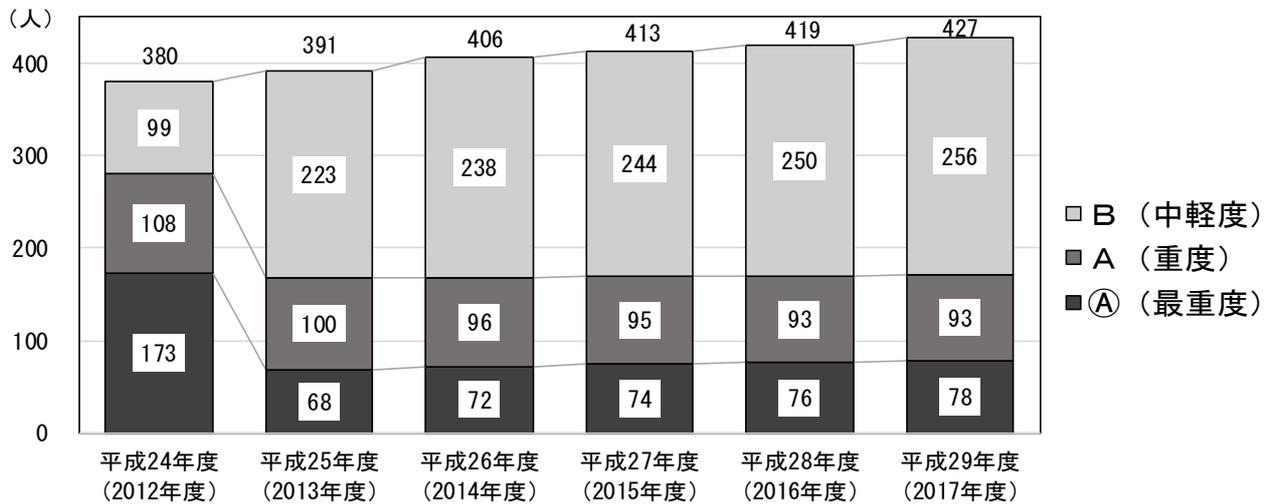
資料：富津市社会福祉課 各年4月1日現在



(4) 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、B（中軽度）が増加傾向にあり、平成29年度(2017年素)では256人となっています。A（重度）は、平成25年度(2013年度)以降減少傾向にある一方、㊤（最重度）は増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

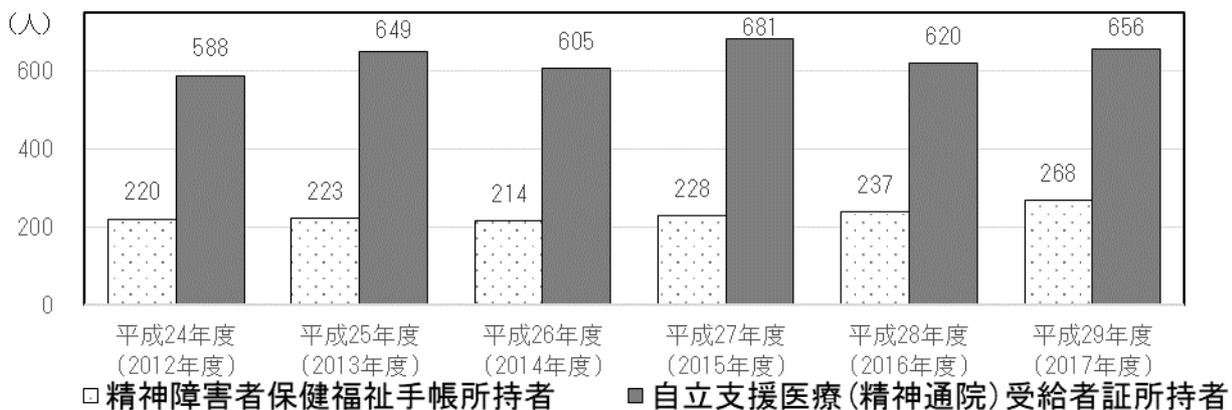


資料：富津市社会福祉課 各年4月1日現在

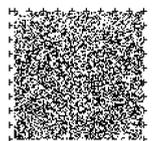
(5) 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年度(2017年度)では268人となっており、平成24年度(2012年度)と比べると22%増加しています。自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は、平成24年度(2012年度)と平成26年度(2014年度)に、一時減少しているものの、620人から680人台と推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移



資料：富津市社会福祉課 各年4月1日現在



2 障がいのある人に対する実態調査から

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

平成 30 年度(2018 年度)を始期とする「いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害者福祉計画」を策定するにあたって、計画策定の基礎資料とする為、アンケート調査を実施し、「身体障がいのある人」「知的障がいのある人」「精神障がいのある人」の意向・要望・現状を把握することを目的としています。

2) 調査対象

- ・身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者) 800 名
- ・知的障がいのある人(療育手帳所持者) 300 名
- ・精神障がいのある人(精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証所持者) 400 名

3) 調査時期

平成 29 年(2017 年) 9 月 8 日～平成 29 年(2017 年) 9 月 29 日

4) 調査方法

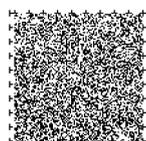
郵便にて配布および回収

5) 回収状況

属性	標本数(件)	回収数(件)	回収率(%)
身体障がい者	800	449	56.1%
知的障がい者	300	167	55.7%
精神障がい者	400	198	49.5%
合計	1,500	814	54.3%

6) 報告書の見方

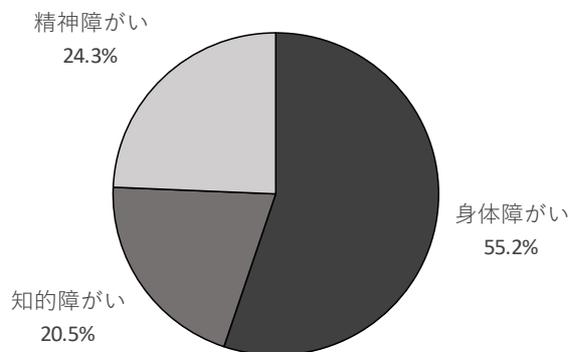
- ・本文中および図中に示した集計結果は、その質問の回答者数を基数(N)として算出し、百分率(%)で示しています。
- ・集計結果は小数点第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100.0%とならない場合があります。
- ・複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が 100.0%を超えることがあります。
- ・紙面の都合上、設問の選択肢を短縮して記載している場合があります。



(2) 調査結果の概要

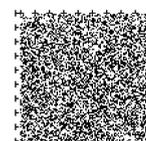
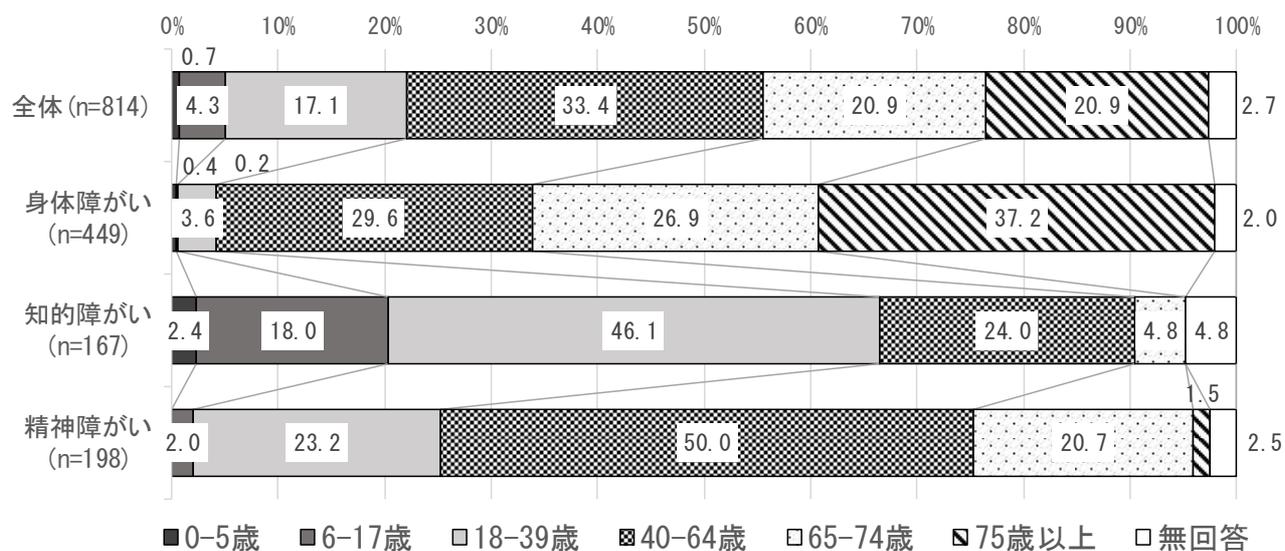
1) 回答者の属性

■調査票種別



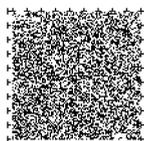
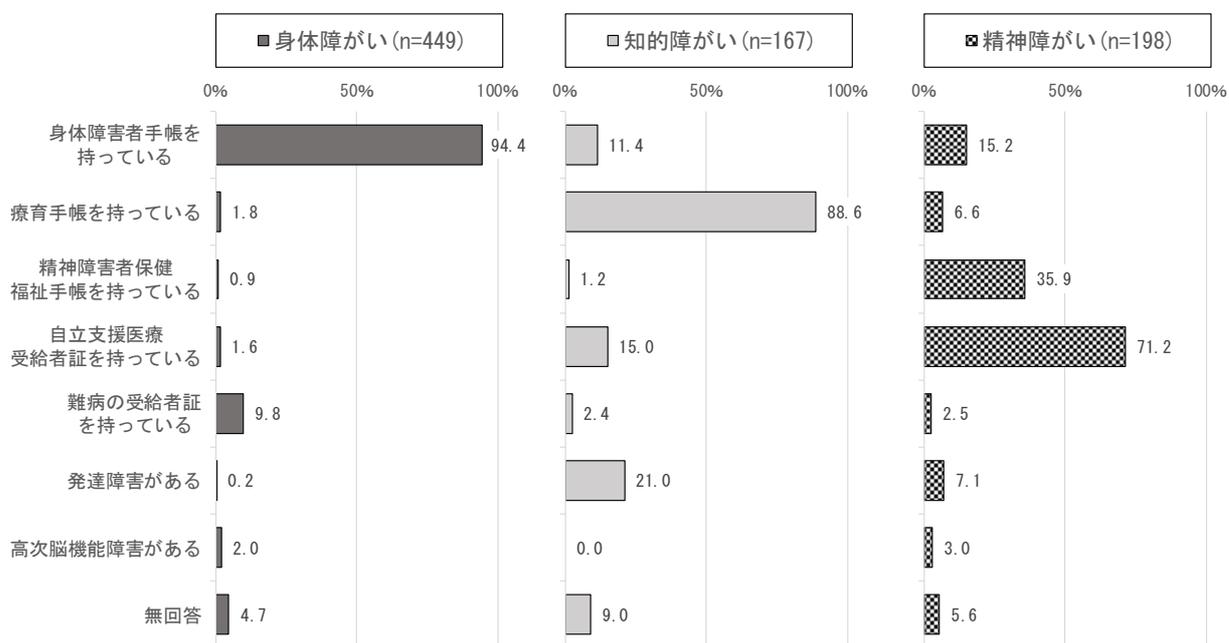
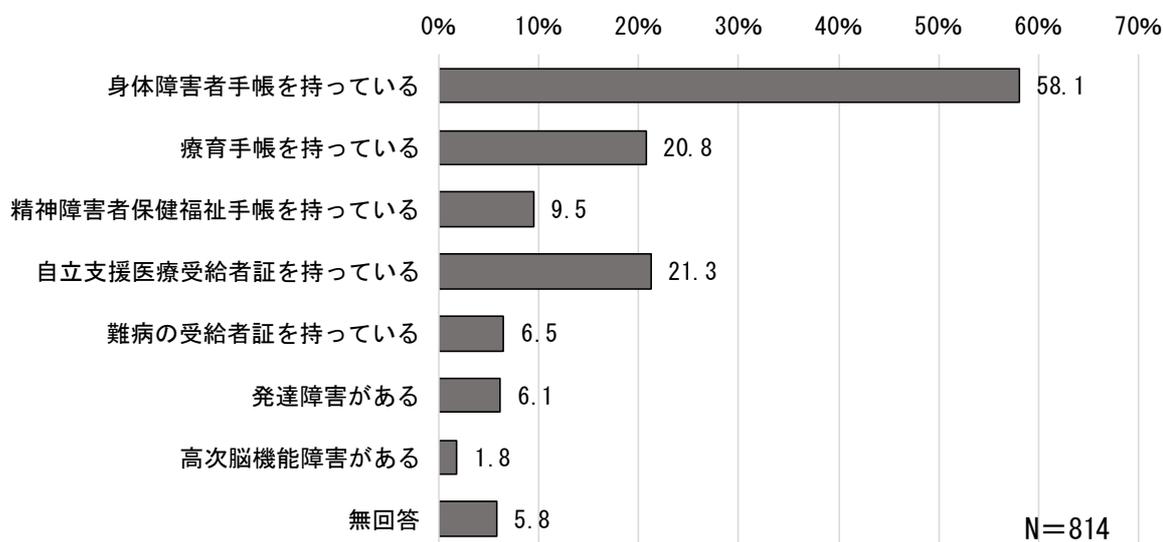
N=814

■年齢別



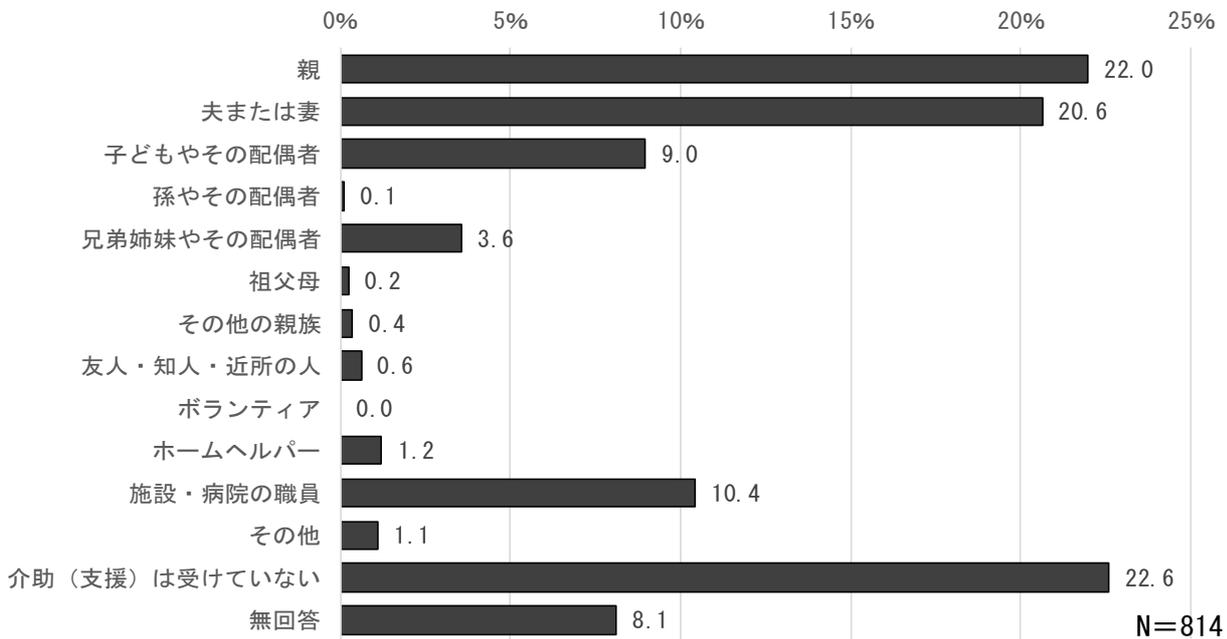
2) 障がいの種類

障がいの種類については、「身体障害者手帳を持っている」が58.1%と最も高く、次いで「自立支援医療（精神通院）受給者証を持っている」が21.3%、「療育手帳を持っている」が20.8%となっています。

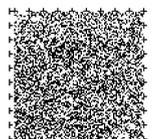
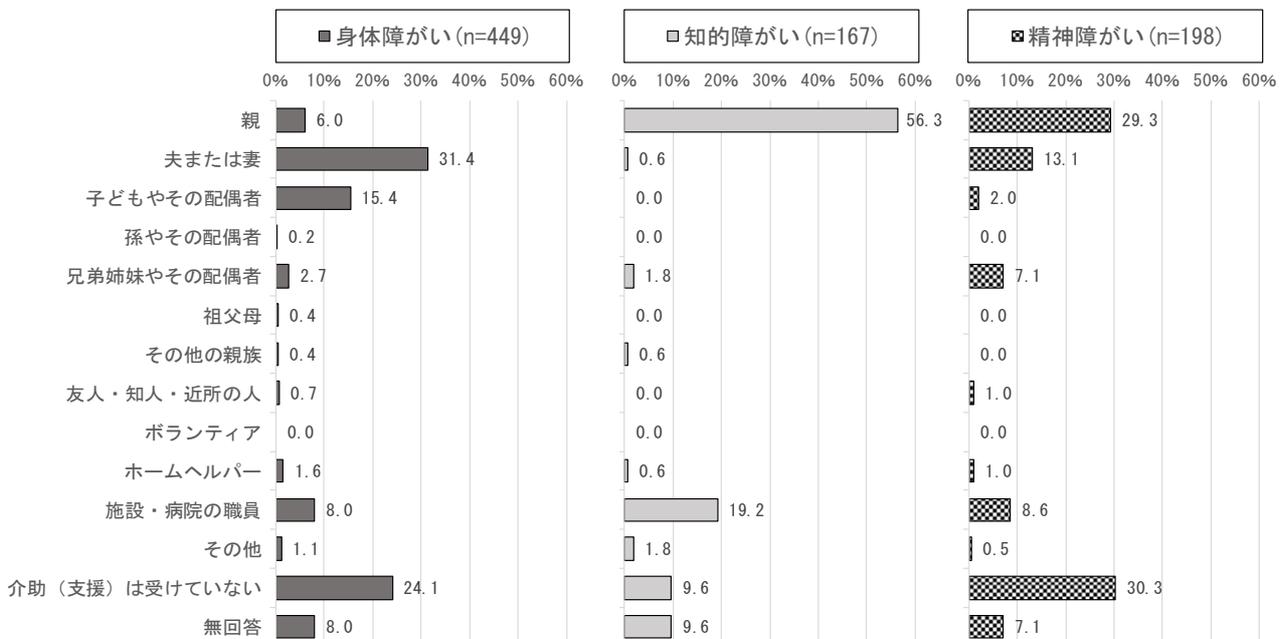


3) 主な介助者について

主な介助者（支援者）は誰かについては、「介助（支援）は受けていない」が22.6%と最も高く、次いで「親」が22.0%、「夫または妻」が20.6%となっています。

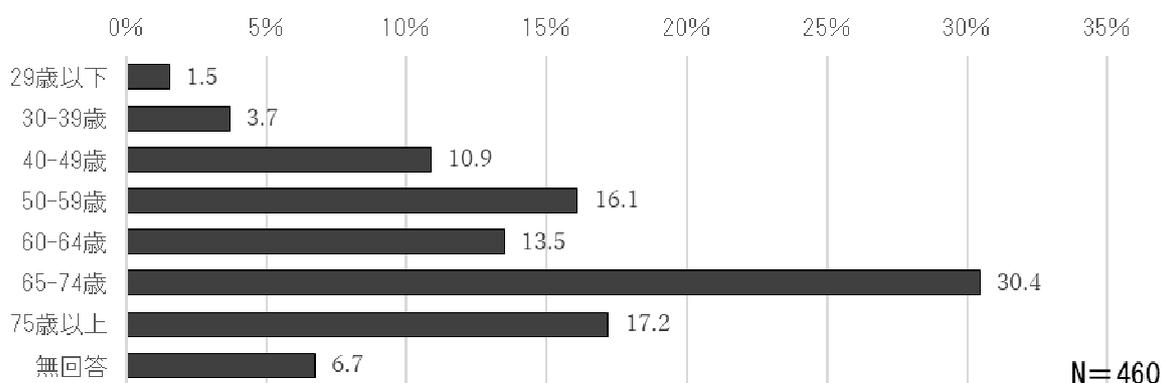


障がい別で見ると、「介助（支援）は受けていない」の回答を除いた主な介護者の内訳は、身体障がいでは「夫または妻」が31.4%と最も高く、次いで「子どもやその配偶者」が15.4%となっています。知的障がいと精神障がいでは、「親」（知的障がいのある人 56.3%、精神障がいのある人 29.3%）が最も高くなっています。

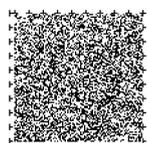
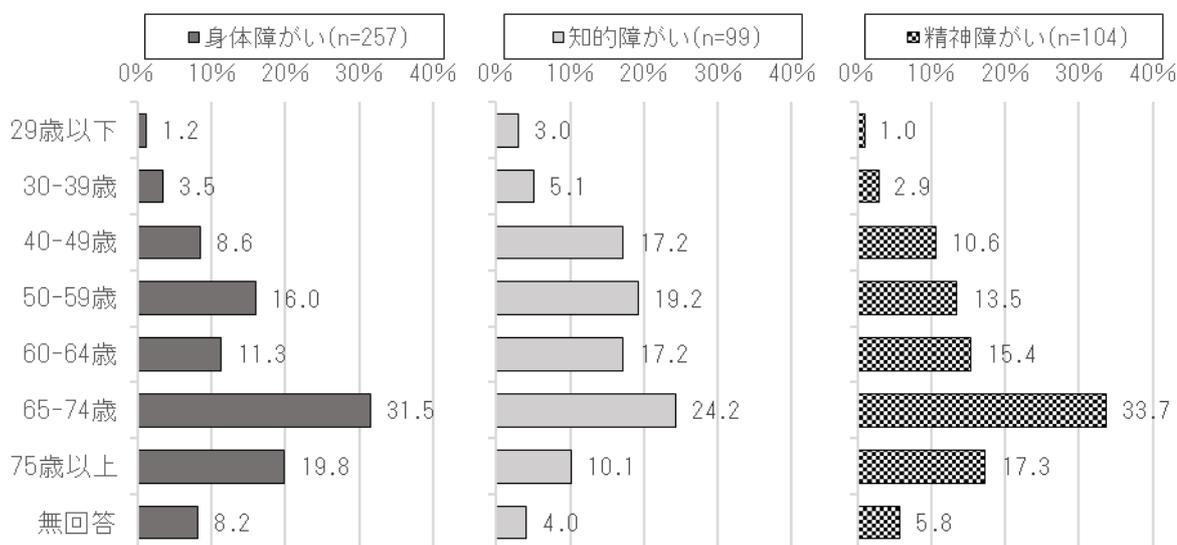


4) 主な介護者の年齢

介助をしてくれる人の年齢については、「65-74 歳」が 30.4%と最も高く、次いで、「75 歳以上」が 17.2%となっています。

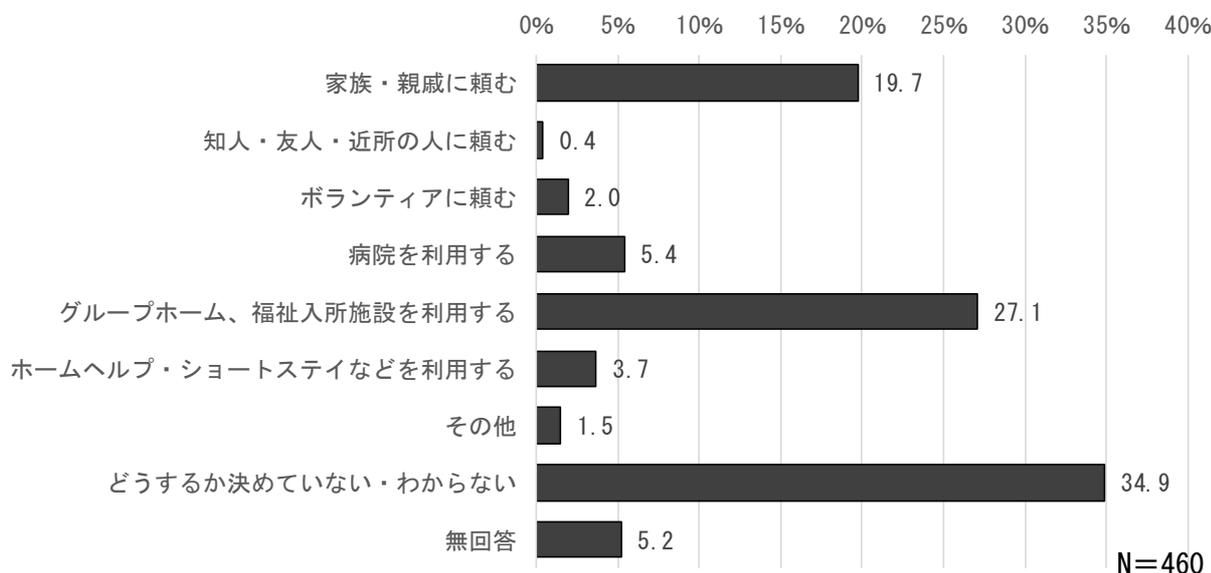


障がい別で見ると、全ての障がい種別で、介護者は「65-74 歳」が最も高くなっています。「60-64 歳」と「65-74 歳」と「75 歳以上」を合わせた割合は、全ての障がい種別で半数を越えており、特に精神障がいでは 66.4%となっています。

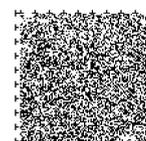
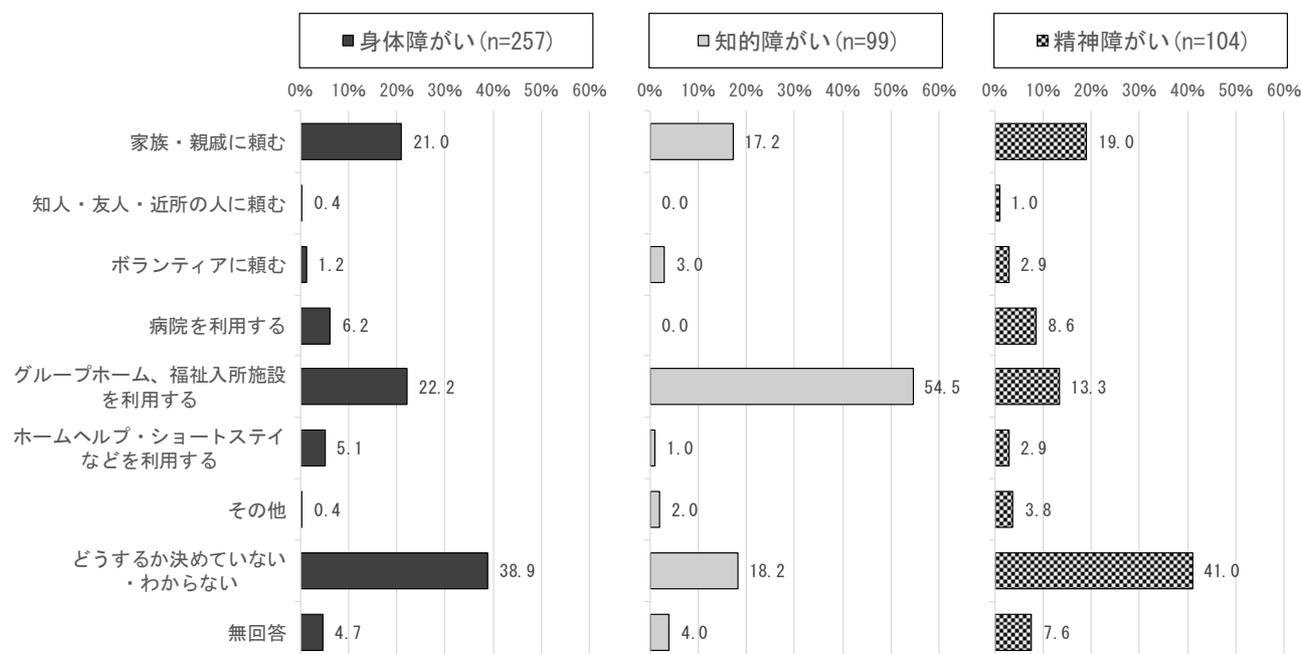


5) 今後、主な介護者が介助できなくなった場合について

介助してくれる人が介助できなくなった場合については、「どうするか決めていない・わからない」が34.9%と最も高く、次いで、「グループホーム、福祉入所施設を利用する」が27.1%、「家族・親戚に頼む」が19.7%となっています。



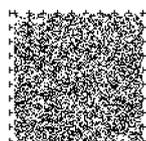
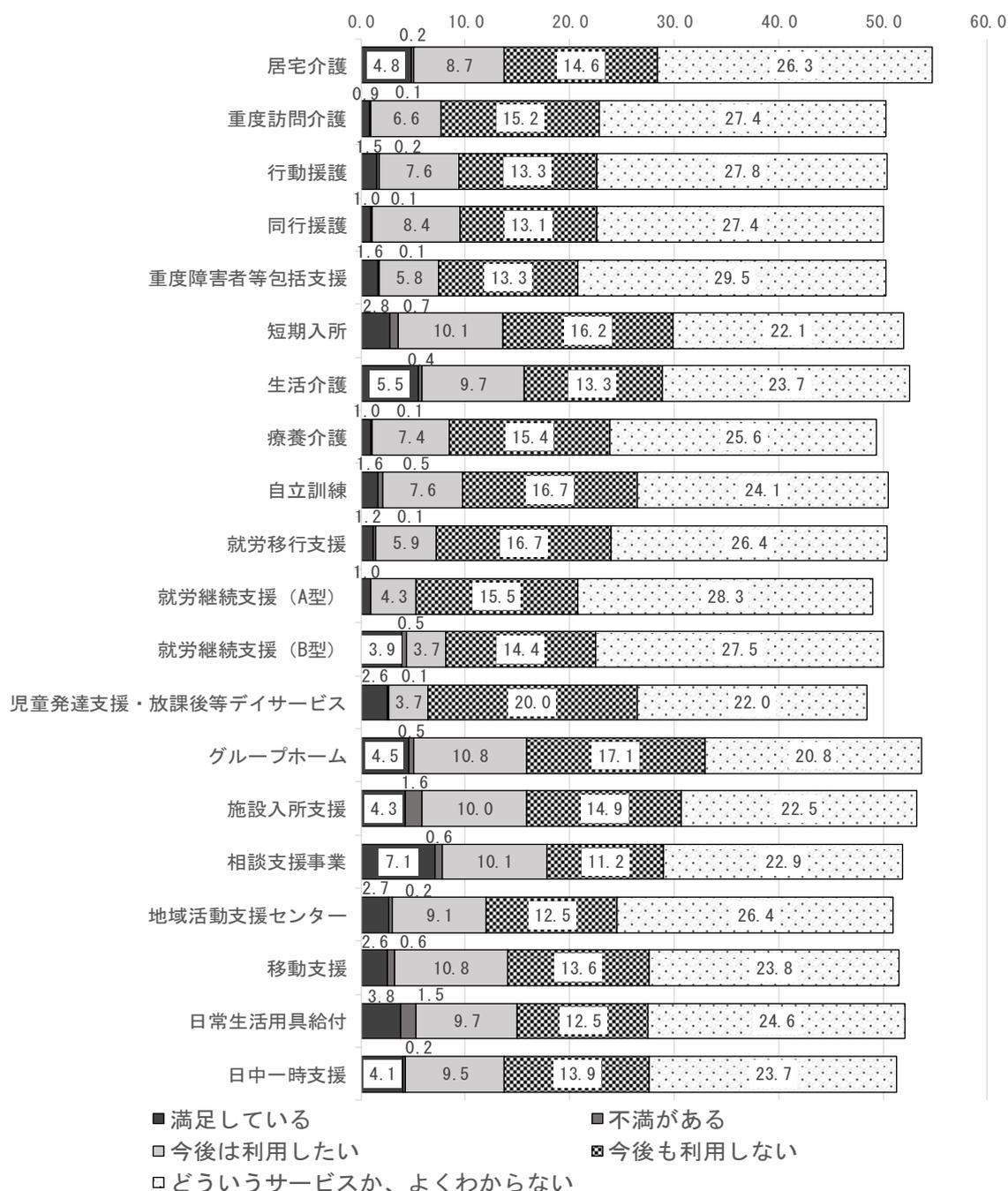
障がい別で見ると、身体障がいと精神障がいでは「どうするか決めていない・わからない」が最も高く、知的障がいでは「グループホーム、福祉入所施設を利用する」が最も高くなっています。



6) 障害福祉サービスの利用の状況（無回答を除く）

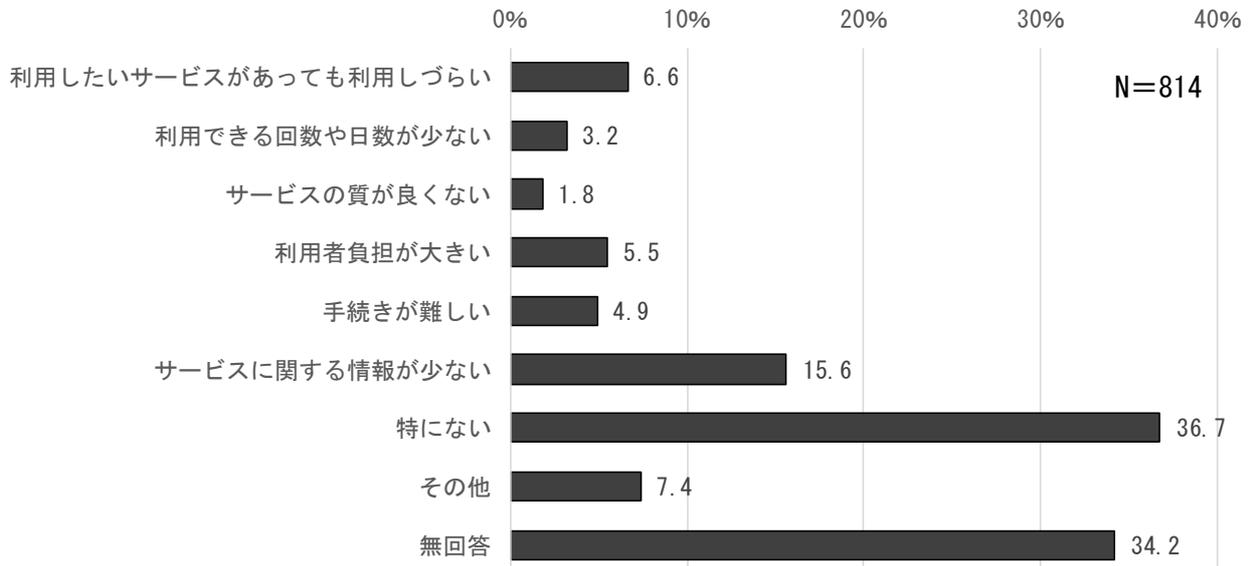
障害福祉サービスの中で最も利用されているサービスは、「生活介護」と「施設入所支援」が5.9%となっており、次いで、「グループホーム」と「居宅介護」が5.0%となっています。

満足度に関しては、「相談支援事業」が7.1%となっており、利用している人は少ないものの高い満足度を得られていることがうかがえます。次いで、「生活介護」が5.5%となっています。

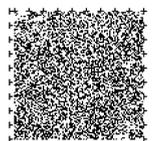
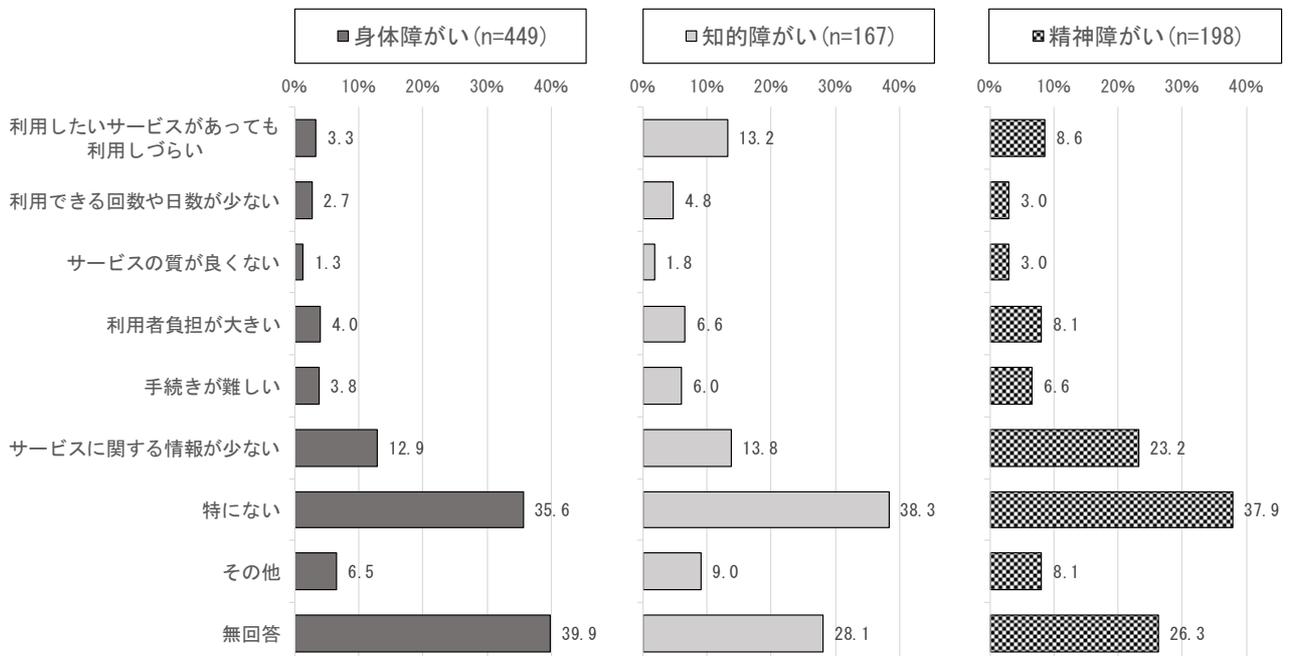


7) 障害福祉サービスの利用に関して困っていること

サービス利用に関して不満や困りごとについては、「特にない」が36.7%と最も高く、次いで、「サービスに関する情報が少ない」15.6%、「利用したいサービスがあっても利用しづらい」が6.6%となっています。

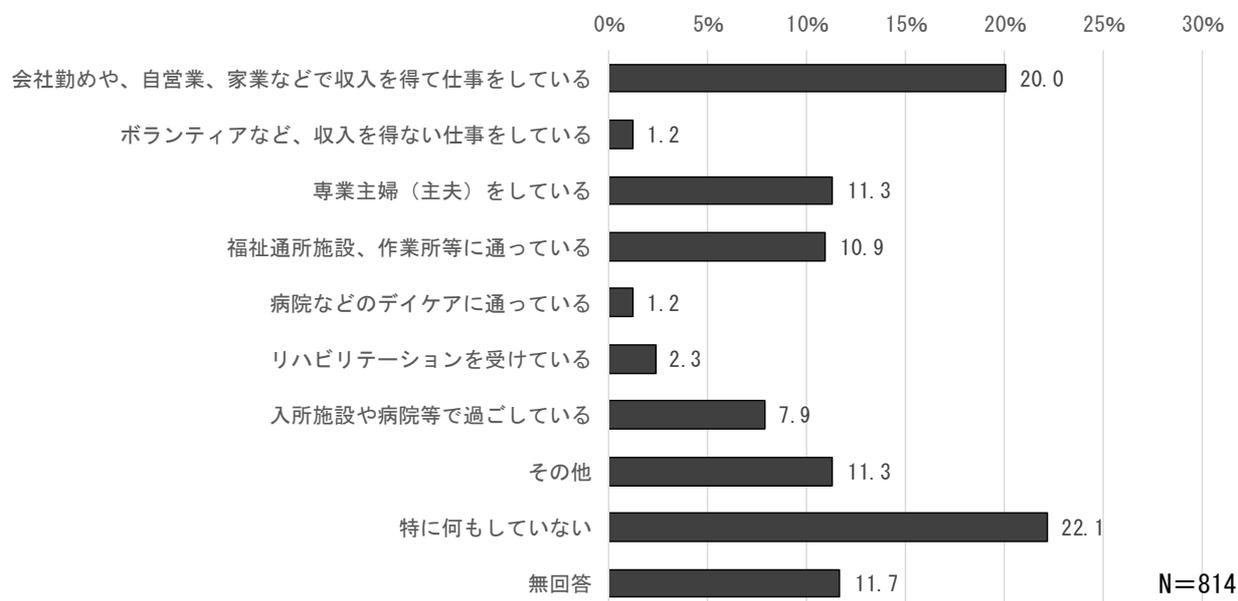


障がい別で見ると、「特にない」と「サービスに関する情報が少ない」が高くなっていますが、知的障がいと精神障がいでは「利用したいサービスがあっても利用しづらい」も高くなっています。

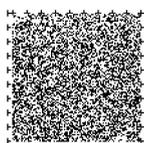
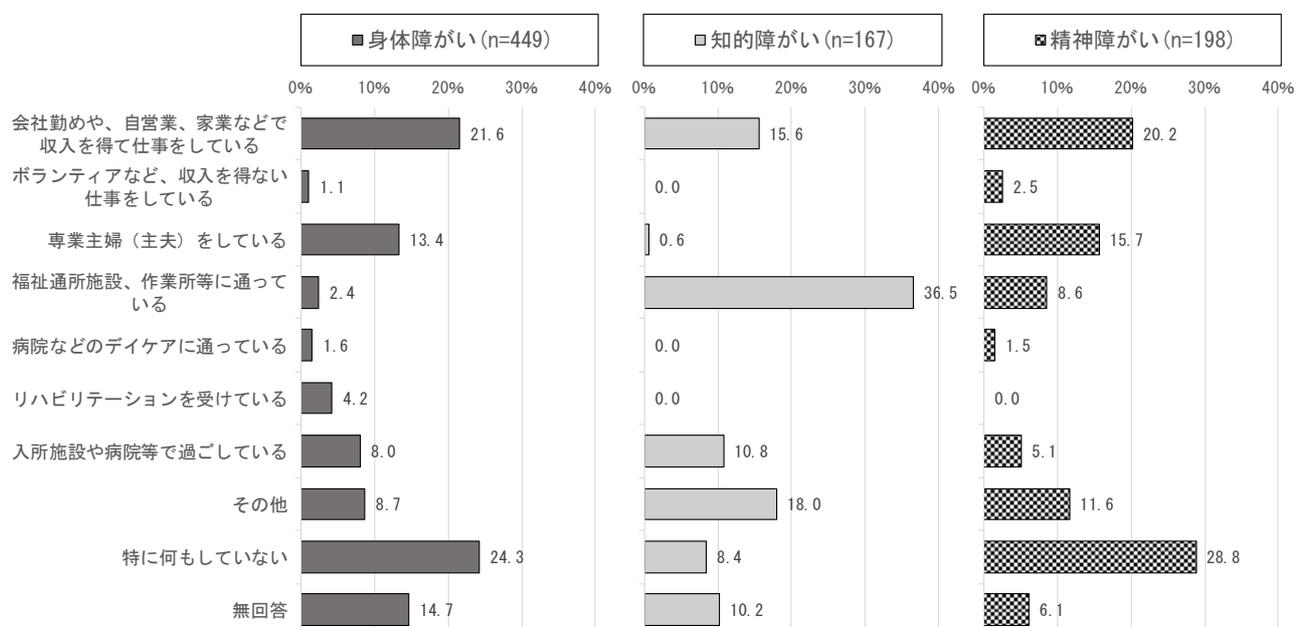


8) 平日日中の過ごし方について

平日の日中をどのように過ごしているかについては、「特に何もしていない」が22.1%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が20.0%となっています。

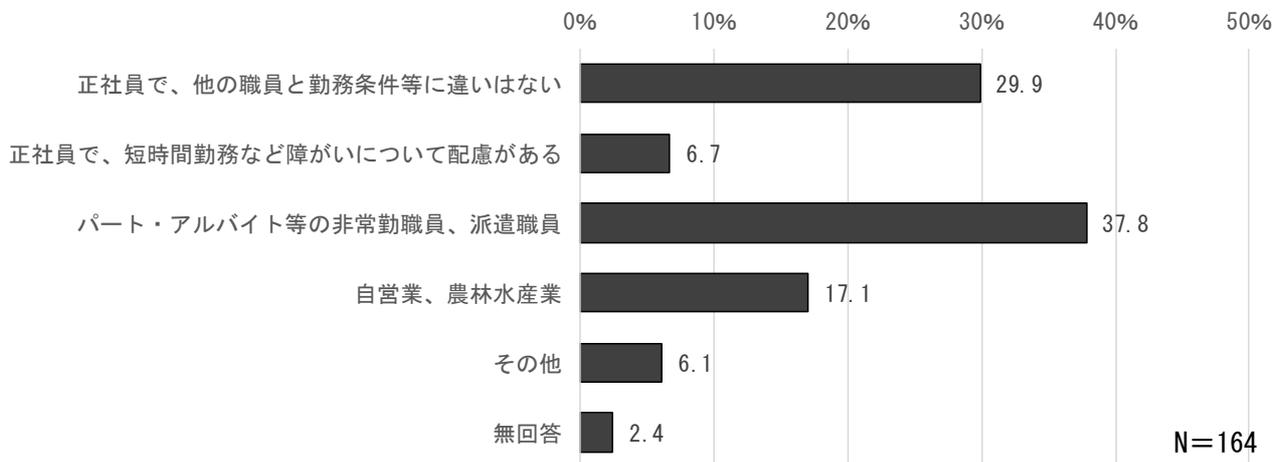


障がい別で見ると、身体障がいと精神障がいでは「特に何もしていない」が最も高くなっていますが、知的障がいでは「福祉通所施設、作業所等に通っている」が36.5%と最も高くなっています。

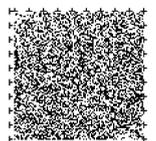
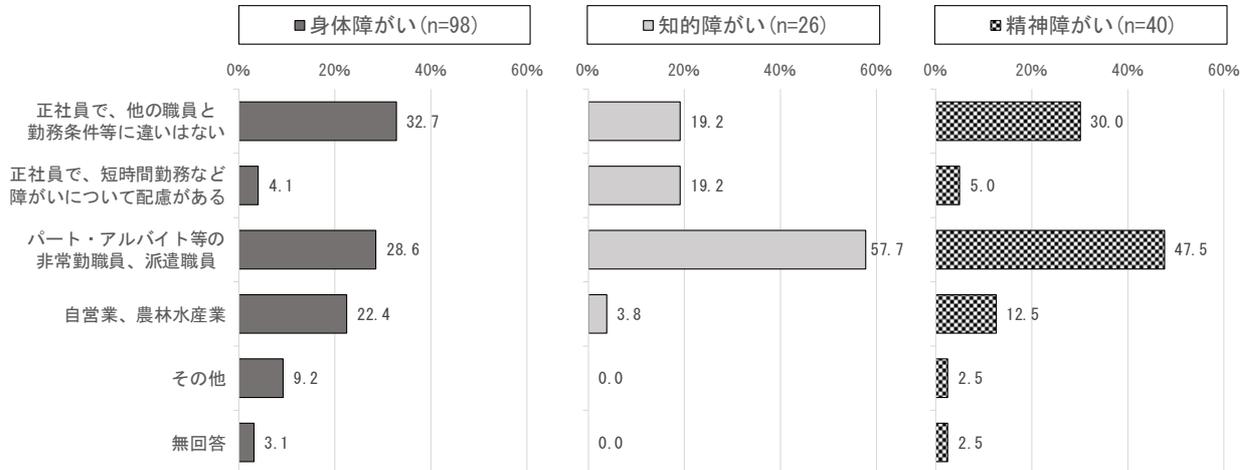


9) 勤務形態について

18歳以上で働いている方の勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が37.8%と最も高く、次いで「正社員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」が29.9%となっています。

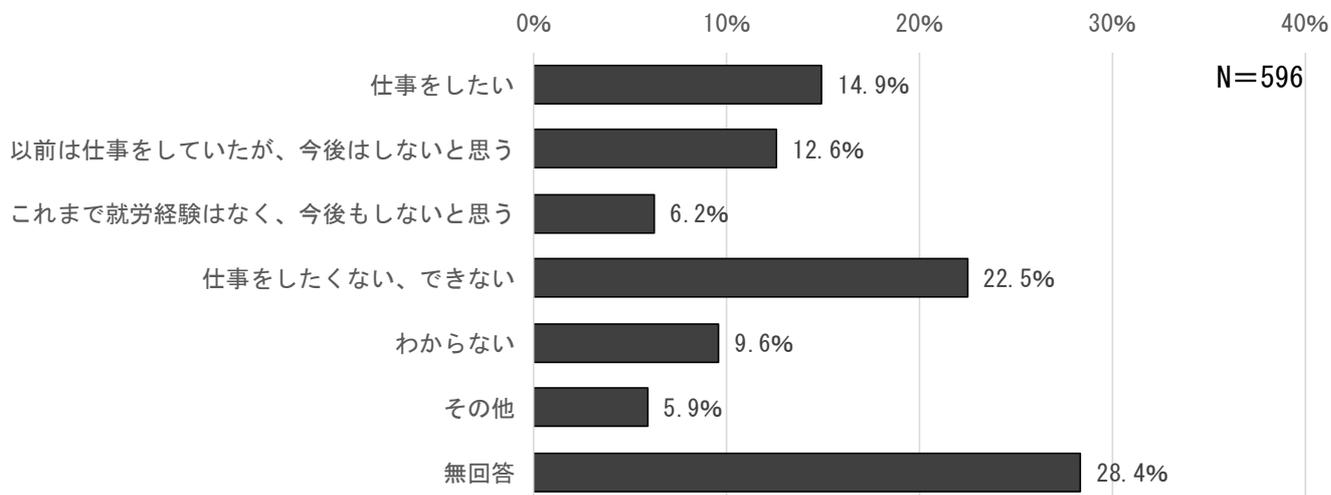


障がい別で見ると、知的障がいと精神障がいでは「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も高く、身体障がいでは「正社員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」が32.7%と最も高くなっています。

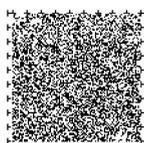
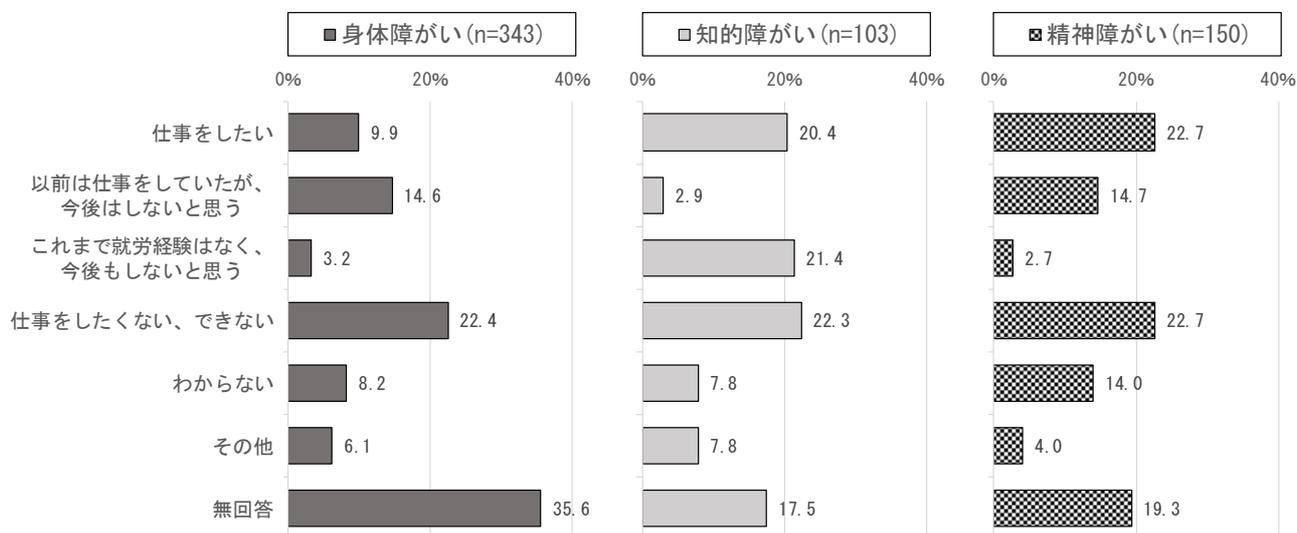


10) 収入を得る仕事への就労希望

18歳以上で働いていない方が、今後収入を得る仕事がしたいかについては、「仕事をしたくない、できない」が22.5%と最も高く、次いで「仕事をしたい」が14.9%となっています。

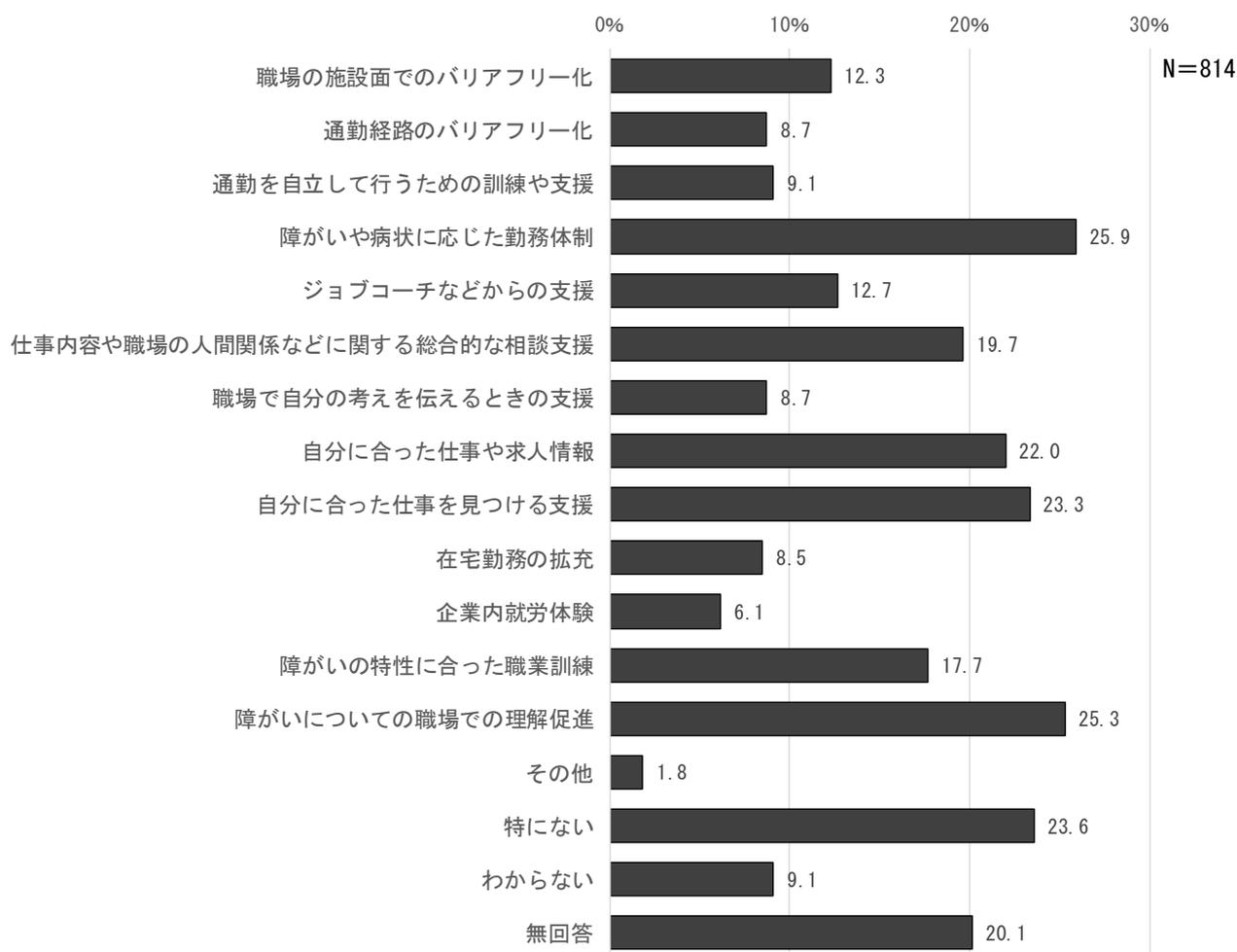


障がい別で見ると、全ての障がいにおいて、「仕事をしたくない、できない」が最も高くなっています。知的障がいと精神障がいでは、「仕事をしたい」が高くなっています。

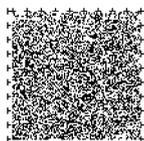
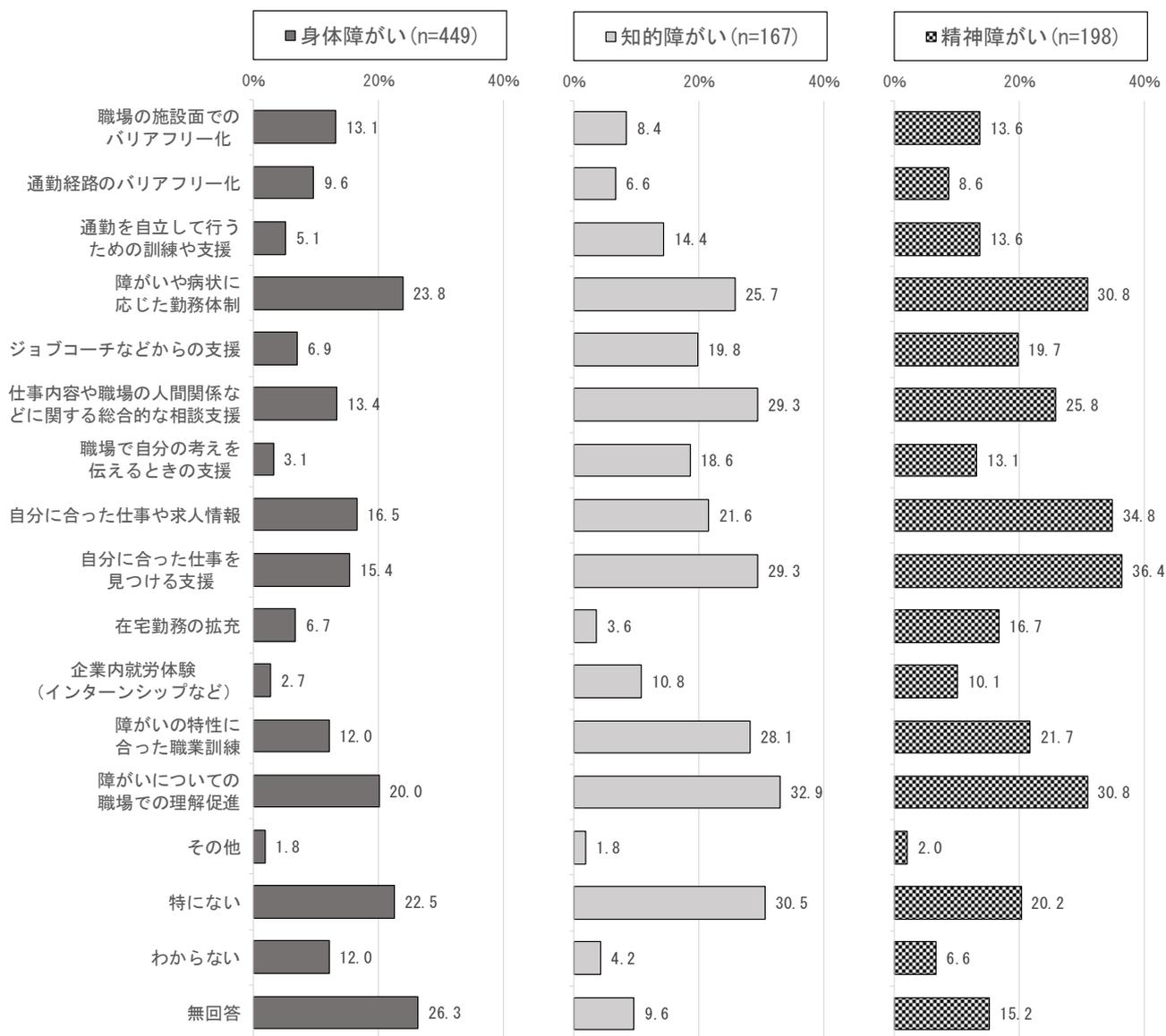


11) 障がいのある人の就労支援に必要なもの

障がいのある人の就労支援で必要なものについては、「障がいや病状に応じた勤務体制」が 25.9%で最も高く、次いで「障がいについての職場での理解促進」が 25.3%となっています。

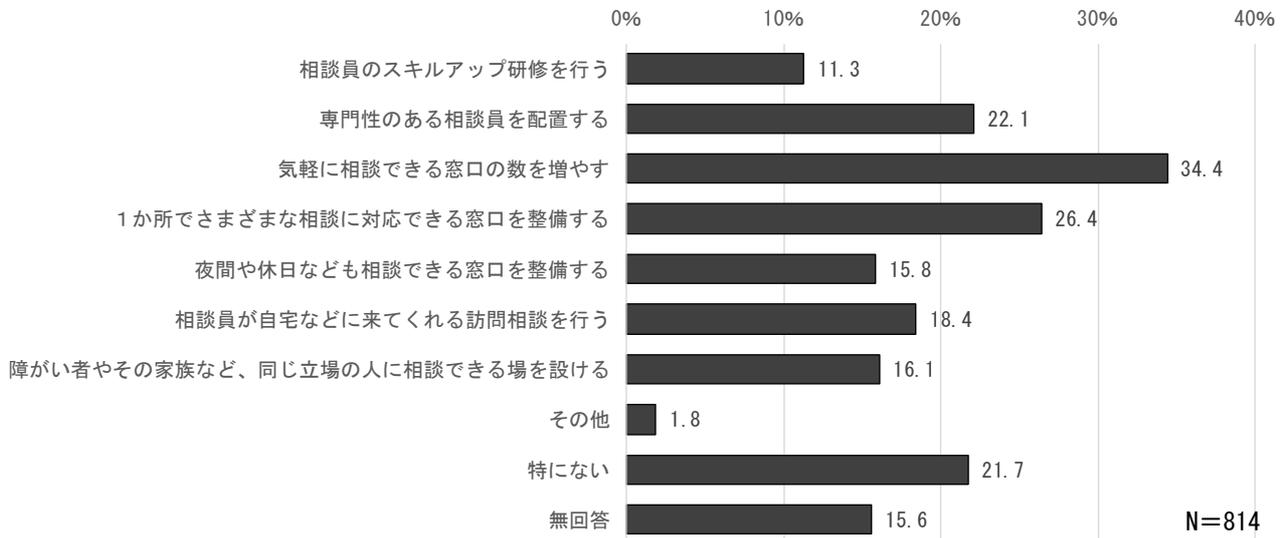


障がい別で見ると、身体障がいでは「障がいや病状に応じた勤務体制」が、知的障がいでは「障がいについての職場での理解促進」が、精神障がいでは「自分に合った仕事を見つける支援」が最も高くなっています。また、知的障がいと精神障がいでは「仕事内容や職場の人間関係などに関する総合的な相談支援」、「障がいや病状に応じた勤務体制」も高くなっています。

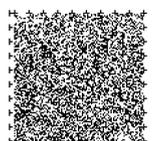
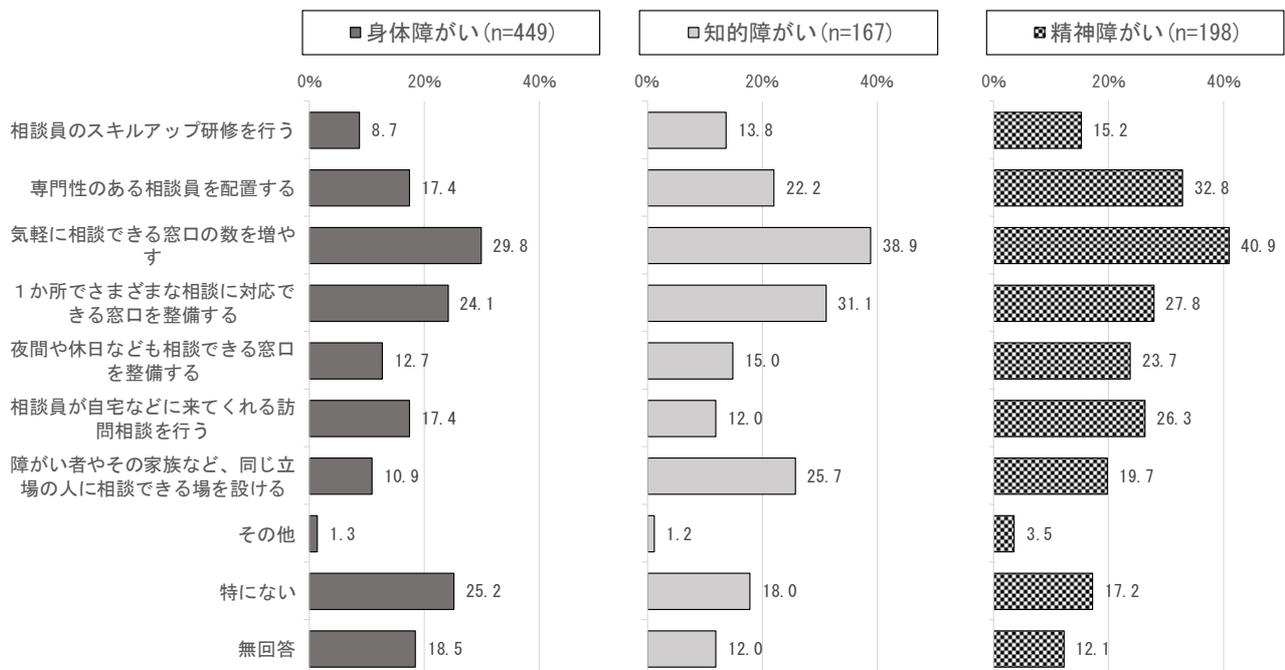


12) 相談事業の充実について

相談事業を充実するためにすればよいことについては、「気軽に相談できる窓口の数を増やす」が34.4%と最も高く、次いで「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」が26.4%となっています。



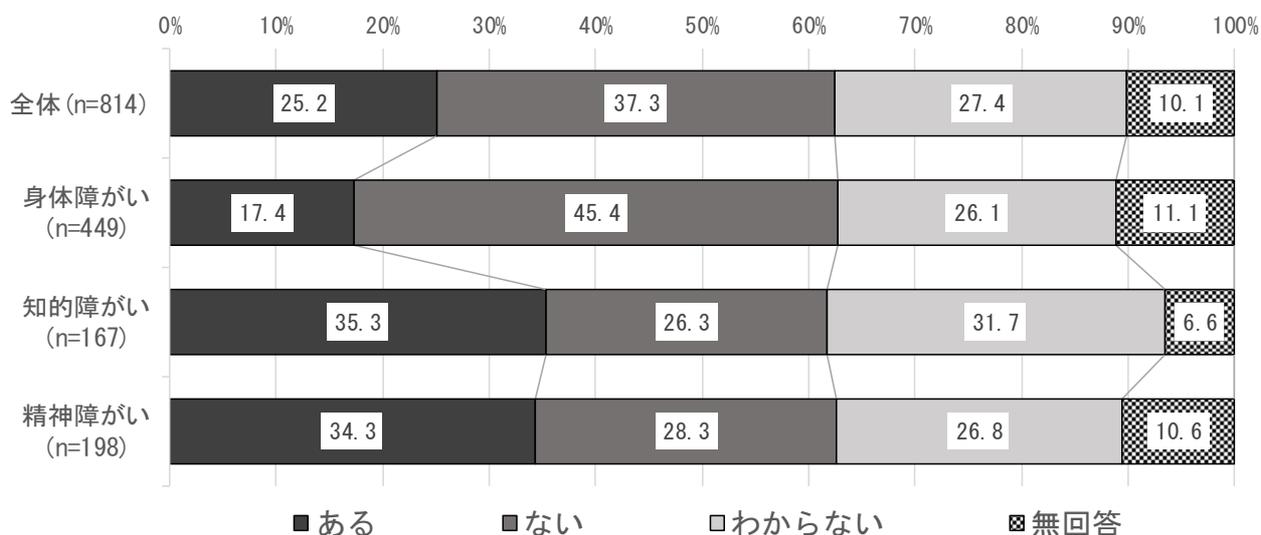
障がい別で見ると、全ての障がいにおいて「気軽に相談できる窓口の数を増やす」が最も高くなっています。次いで、身体障がいと知的障がいでは「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」が高く、精神障がいでは「専門性のある相談員を配置する」が高くなっています。



13) 障がい者への差別・偏見について

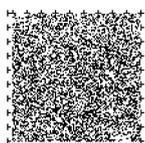
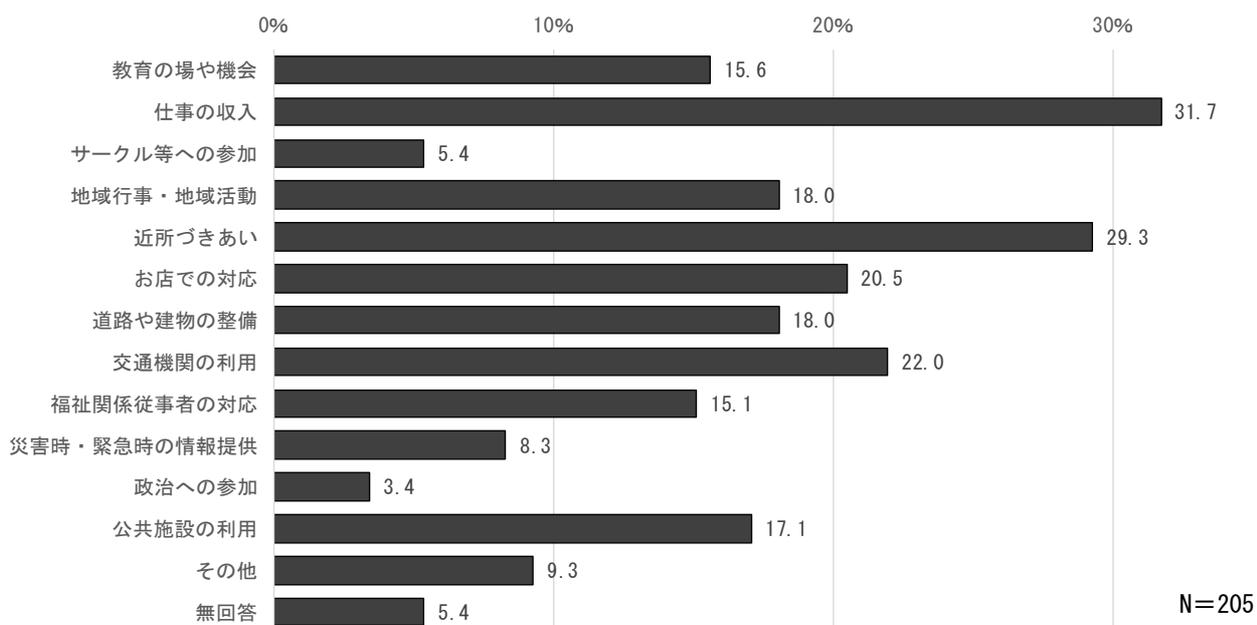
日常生活で差別や・偏見や疎外感を感じるかどうかについては、「ない」が37.3%と最も高く、次いで「わからない」が27.4%となっています。

調査種別にみると、身体障がいでは「ない」が突出して45.4%と最も高くなっていますが、知的障がいと精神障がいでは「ある」、「ない」、「不明」全てが3割前後になっており、同じ割合になっています。

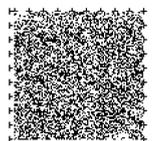
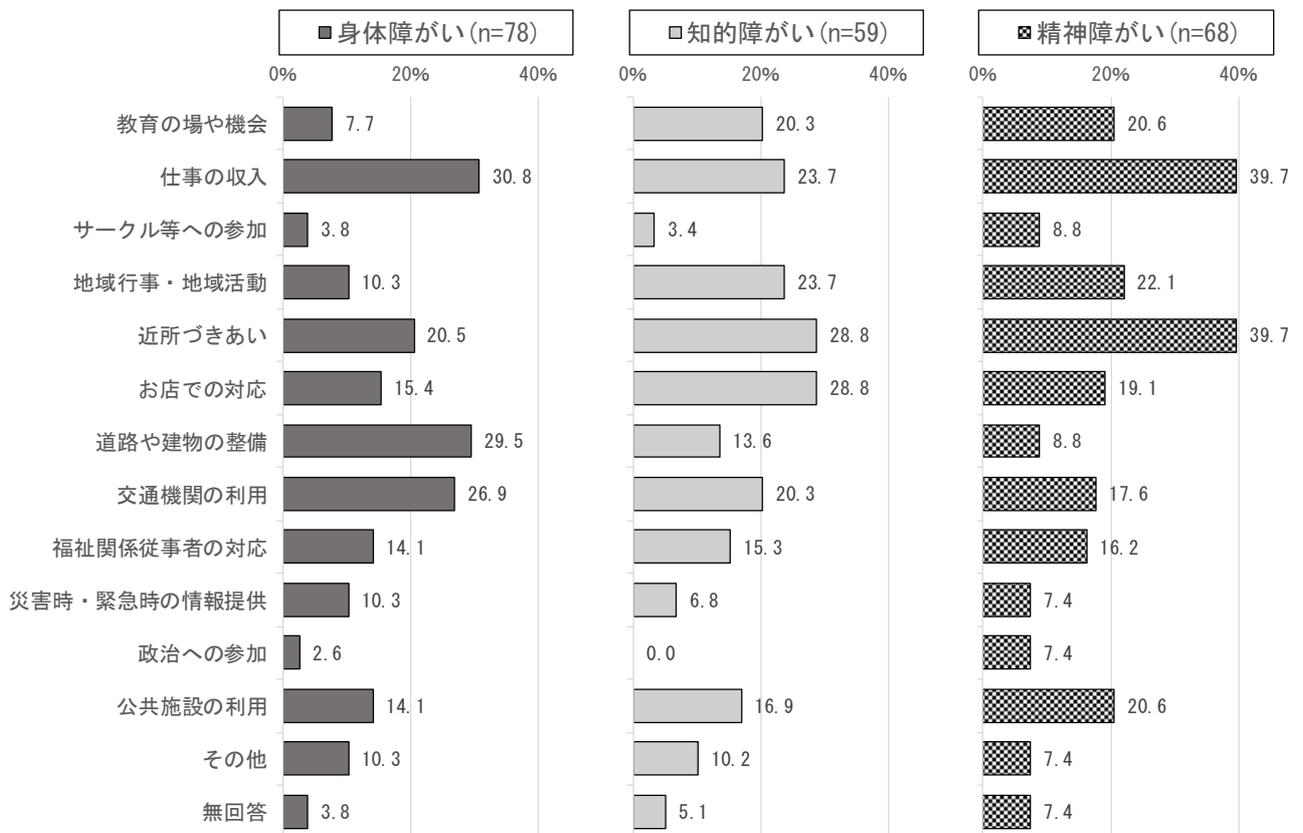


14) 差別・偏見や疎外感を感じること

どのようなところに、差別・偏見や疎外感を感じるかどうかについては、「仕事の収入」が31.7%と最も高く、次いで「近所づきあい」が29.3%となっています。

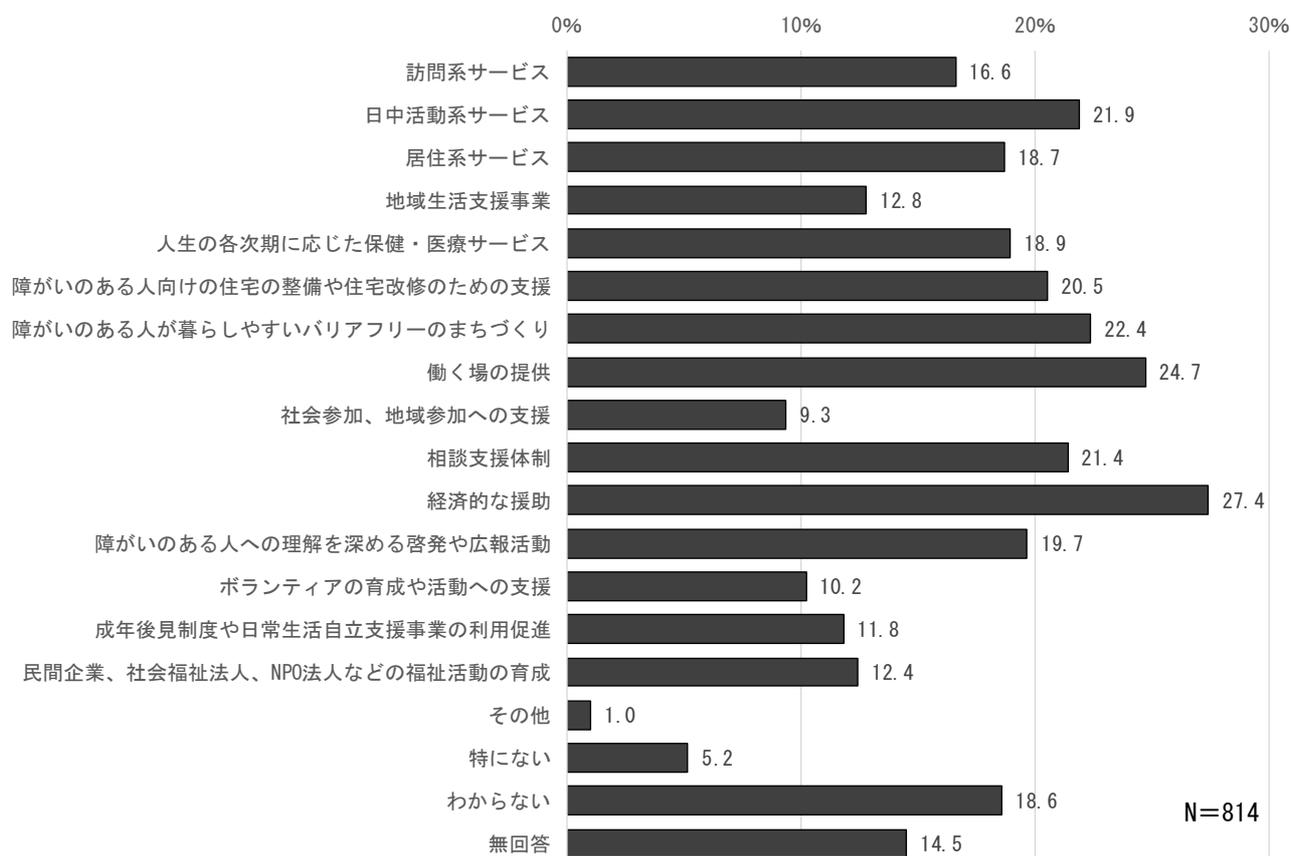


障がい別で見ると、全ての障がいにおいて、「仕事の収入」が高い割合になっています。知的障がいでは「近所づきあい」、「お店での対応」が28.8%で最も高くなっています。

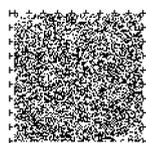


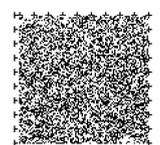
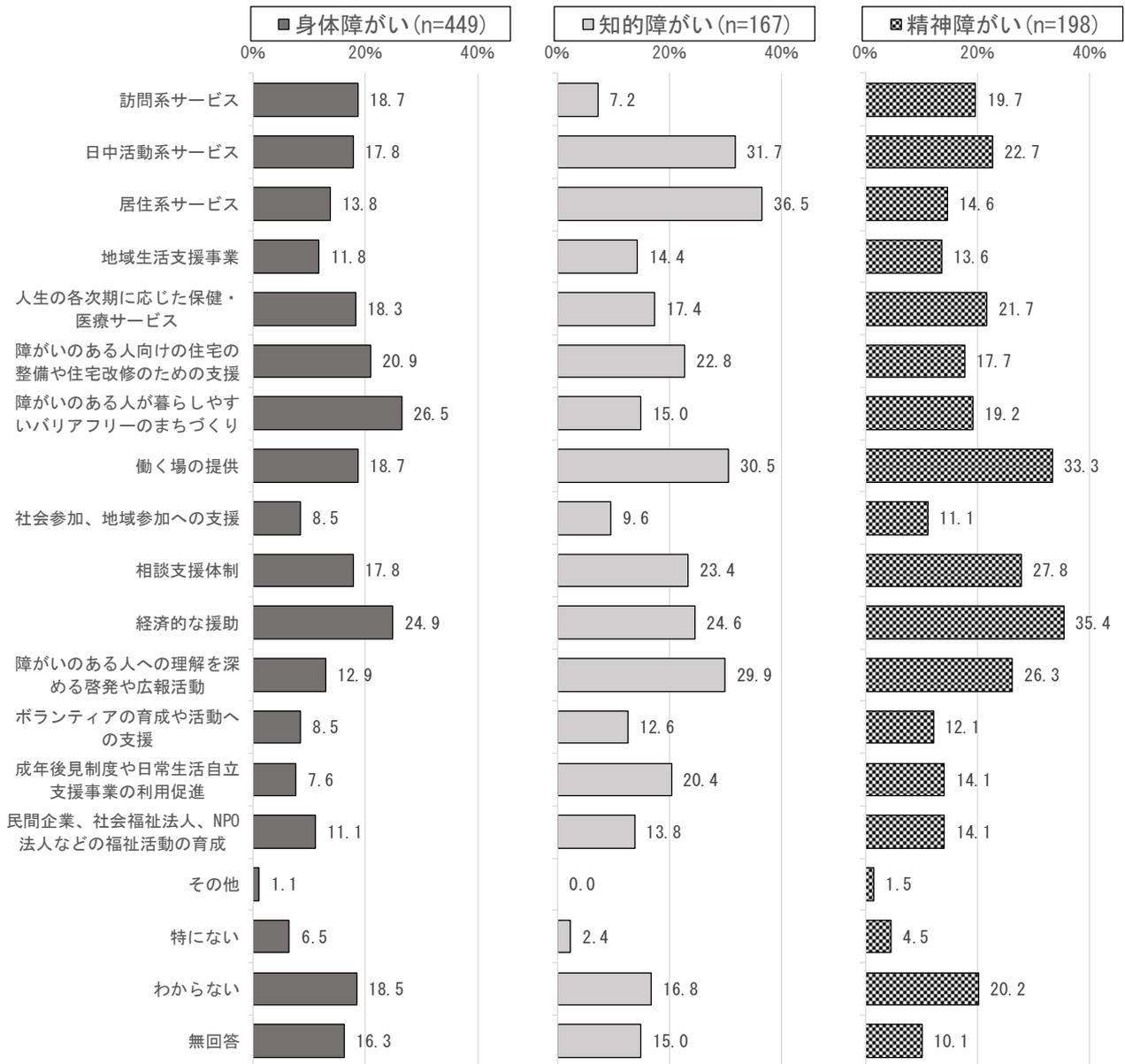
15) 市の施策として力を入れていくべきこと

市の障がい福祉の施策として力を入れてほしいことについて、上位5位としては、「経済的な援助」が27.4%と最も多く、次いで「働く場の提供」が24.7%、「障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり」が22.4%、「日中活動系サービス」が21.9%、「相談支援体制」が21.4%となっています。



障がい別で見ると、身体障がいでは「障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり」が26.5%と最も多く、次いで「経済的な援助」が24.9%、「障がいのある人向けの住宅の整備や住宅改修のための支援」が20.9%の順に多くなっています。知的障がいでは、「居住系サービス」が36.5%と最も多く、次いで「日中活動系サービス」が31.7%、「働く場の提供」が30.5%、「障がいのある人への理解を深める啓発や広報活動」が29.9%の順に多くなっています。精神障がいでは、「経済的な援助」が35.4%と最も多く、次いで「働く場の提供」が33.3%、「相談支援体制」が27.8%、「障がいのある人への理解を深める啓発や広報活動」が26.3%の順に多くなっています。





3 計画策定組織と経過

(1) 富津市障害者総合支援協議会

1) 富津市障害者総合支援協議会設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日告示第 52 号

改正

平成 25 年 3 月 29 日告示第 48 号

平成 26 年 3 月 14 日告示第 17 号

平成 26 年 6 月 23 日告示第 82 号

平成 28 年 3 月 16 日告示第 25 号

富津市障害者総合支援協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障害福祉サービスを円滑に実施するため、富津市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 障害福祉サービスの円滑な実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉サービスを円滑に実施するため必要と認められること。

(組織)

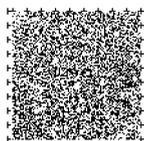
第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 障害福祉サービス利用者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 民生委員
- (5) 教育機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項の規定により委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員の任期)



第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会に、第2条に規定する事務のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(いきいきふつつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱の廃止)

2 いきいきふつつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱（平成20年富津市告示第99号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月29日告示第48号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月14日告示第17号）

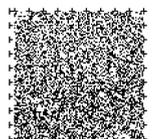
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月23日告示第82号）

この告示は、公示の日から施行する。

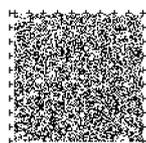
附 則（平成28年3月16日告示第25号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。



2) 富津市障害者総合支援協議会委員名簿

番号	氏名	所属	職名	備考
1	三枝 奈芳紀	医療法人社団三友会「三枝病院」	院長	
2	菊池 周一	社会医療法人社団さつき会「袖ヶ浦さつき台病院」	院長	
3	三辻 康一	富津市ろうあ協会	会長	
4	渡邊 明美	富津市手をつなぐ育成会	会長	
5	長谷川 初子	富津市あゆみの会	会長	
6	山口 誉典	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会 「君津ふくしネット」	センター長	
7	及川 和範	社会医療法人社団さつき会「ケアセンターさつき」	センター長	
8	渡邊 浩	社会福祉法人あすなろ会「どんぐりの郷」	施設長	会長
9	長谷川 八重子	社会福祉法人アルムの森	管理者	
10	森 和浩	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会 「望みの門新生舎」	施設長	
11	多田 浩司	社会福祉法人薄光会「豊岡光生園」	施設長	
12	小宮 順一郎	社会福祉法人薄光会「湊ひかり学園」	施設長	副会長
13	井戸 義信	富津市民生委員児童委員協議会	会長	
14	礒辺 雅志	千葉県立君津特別支援学校	校長	
15	秋山 直輝	木更津公共職業安定所	統括職業指導官	
16	佐久間 文明	千葉県君津健康福祉センター	センター長	
17	小熊 良	千葉県君津児童相談所	所長	
18	荒川 眞	富津警察署	署長	
19	神子 勇	社会福祉法人富津市社会福祉協議会	会長	



(2)いきいきふっつ障害者プラン検討委員会設置

1) いきいきふっつ障害者プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富津市障害者基本計画及びサービス基盤の計画的な整備を図るための実施計画である富津市障害者福祉計画を総合的かつ効果的に策定するため、いきいきふっつ障害者プラン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、富津市障害者基本計画及び富津市障害福祉計画に係る調査及び検討を行い、市長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 検討委員会の委員長は、健康福祉部長、副委員長は、健康福祉部社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

(役員職務)

第5条 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員定数の過半数以上の出席がなければ開催できない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

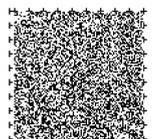
第7条 検討委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。



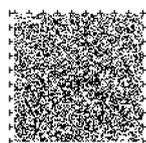
(別表第3条関係)

2) いきいきふっつ障害者プラン検討委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	部 長	島津 太	委員長
健康福祉部社会福祉課	課 長	小泉 等	副委員長
総務部総務課	課 長	前田 雅章	委 員
総務部防災安全課	課 長	小野田 隆博	委 員
総務部企画課	課 長	重城 祐	委 員
総務部財政課	課 長	石川 富博	委 員
市民部市民活動推進室	室 長	高梨 正之	委 員
健康福祉部子育て支援課	課 長	木村 美文	委 員
健康福祉部介護福祉課	課 長	坂本 秀則	委 員
健康福祉部健康づくり課	課 長	下間 節子	委 員
健康福祉部国民健康保険課	課 長	尾形 卓信	委 員
建設経済部都市政策課	課 長	中山 正之	委 員
建設経済部建設課	課 長	藤川 幸男	委 員
建設経済部商工観光課	課 長	平野 勉	委 員
消防本部総務予防課	課 長	宇山 則幸	委 員
教育部教育センター	所 長	竹谷 覚治	委 員
教育部生涯学習課	課 長	岩名 生麿	委 員

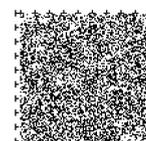
3) 事務局

氏 名	所属及び職名
鈴木 宏誌	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係長
平野 百合子	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係副主査
松本 洋人	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係副主査
羽山 大利	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係主任精神保健福祉士
茂木 伸弘	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
山田 章岐	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
榎本 大輝	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
小佐原 剛志	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
熊田 真澄	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係臨時職員
衛藤 三恵	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係臨時職員
堺 祐香	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係臨時職員



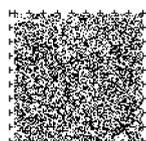
(3) 計画策定の経過

年月日	実施内容																				
平成 29 年(2017 年) 5 月 10 日	いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画策定 業務委託入札執行 (落札業者 株式会社グリーンエコ)																				
平成 29 年(2017 年) 5 月 16 日	いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画策定 業務委託契約締結																				
平成 29 年(2017 年) 5 月 26 日	第 1 回富津市障害者総合支援協議会 ・いきいきふっつ障害者プランについて ・策定の予定について																				
平成 29 年(2017 年) 7 月 13 日	いきいきふっつ障害者プラン検討委員会委員委嘱																				
平成 29 年(2017 年) 7 月 24 日	第 1 回いきいきふっつ障害者プラン検討委員会 ・いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉 計画の概要について ・今後のスケジュールについて ・アンケート調査(案)について																				
平成 29 年(2017 年) 8 月 8 日	第 2 回富津市障害者総合支援協議会 ・いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉 計画の概要について ・アンケート調査(案)について																				
平成 29 年(2017 年) 8 月 23 日	庁議への付議 ・いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画 の策定について																				
平成 29 年(2017 年) 9 月 8 日 ～ 9 月 29 日	アンケート調査の実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付</th> <th>回収</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>800 人</td> <td>449 人</td> <td>56.1%</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>300 人</td> <td>167 人</td> <td>55.7%</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>400 人</td> <td>198 人</td> <td>49.5%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,500 人</td> <td>814 人</td> <td>54.3%</td> </tr> </tbody> </table>		送付	回収	回収率	身体障がい者	800 人	449 人	56.1%	知的障がい者	300 人	167 人	55.7%	精神障がい者	400 人	198 人	49.5%	合 計	1,500 人	814 人	54.3%
	送付	回収	回収率																		
身体障がい者	800 人	449 人	56.1%																		
知的障がい者	300 人	167 人	55.7%																		
精神障がい者	400 人	198 人	49.5%																		
合 計	1,500 人	814 人	54.3%																		
平成 29 年(2017 年) 11 月 16 日	第 2 回いきいきふっつ障害者プラン検討委員会 ・アンケート調査の結果について ・いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉 計画素案の検討について																				
平成 29 年(2017 年) 11 月 28 日	第 3 回いきいきふっつ障害者プラン検討委員会 ・いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉 計画(素案)について																				



(つづき)

年 月 日	実施内容
平成 29 年(2017 年) 12 月 11 日	第 3 回富津市障害者総合支援協議会 ・ アンケート調査集計結果報告について ・ いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画(素案)について
平成 29 年(2017 年) 12 月 18 日	庁議への付議 ・ いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画(第 1 次障害児福祉計画)(素案)に係るパブリックコメントの実施について
平成 29 年(2017 年) 12 月 20 日	市議会 全員協議会 ・ いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画(第 1 次障害児福祉計画)(素案)について
平成 29 年(2017 年) 12 月 25 日 ～平成 30 年(2018 年) 1 月 18 日	パブリックコメント実施 寄せられた意見 0 件
平成 30 年(2018 年) 2 月 9 日	第 4 回富津市障害者総合支援協議会 ・ いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画(第 1 次障害児福祉計画)(案)について
平成 30 年(2018 年) 3 月 6 日	庁議への付議 ・ いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画(第 1 次障害児福祉計画)(案)について
平成 30 年(2018 年) 3 月 8 日	市議会 教育福祉常任委員会協議会報告 ・ いきいきふっつ障害者プラン第 3 次基本計画・第 5 期障害福祉計画(第 1 次障害児福祉計画)について



4 用語解説

ア行

○アクセシビリティ

年齢や障がいのあるなしに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着くことができ、利用できること。

○アスペルガー症候群

広汎性発達障害の一つで、知的障がいはないが、対人関係を築くことやコミュニケーションを図ること、想像力や創造性に困難が生じるなどの症状のある障がい。

○応益負担

受けた利益に応じてお金等を負担すること。

○応能負担

自分の能力に応じてお金等を負担すること。

カ行

○共生社会

立場や年齢、障がいのあるなし等の垣根を超えて、住民一人ひとりが主体性を持ち、誰もが安心して生活できる、互いに支え合う社会。

○グループホーム

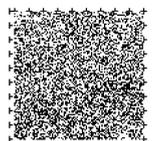
障がいのある人が、施設生活から地域生活への移行や自立を促進する目的で設置される、少人数で生活する住居。専任の世話人が配置され、食事の提供、金銭出納、健康管理、その他日常生活の助言や援助を行う。

○言語聴覚士

上手く話せない、音や声が聞こえない、食べるとむせてしまう等の問題を抱えている人を対象に、訓練を通して自分らしい生活が送れるよう支援する専門職。

○広汎性発達障害

人とのコミュニケーションや人間関係をつくること等の特徴がある発達障がい。自閉症やアスペルガー症候群等の発達障がいの総称。



○合理的配慮

障がいのあるなしに関わらず人権が保障され、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに応じてされる配慮のこと。

サ行

○児童発達支援事業所

障がいのある児童を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした施設。

○自閉症

中枢神経系の機能異常による発達障がい的一种で、他人との関わりや、コミュニケーションの障がい、特定の行動や対象への強いこだわりなどの特徴がある。

○社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの（利用しにくい施設や設備、制度等）。

○社会福祉法

社会福祉にかかわる事業・サービスの基本的共通項目を定めた、社会福祉サービスの基礎となる法律。平成12年(2000年)6月に社会福祉事業法から名称変更された。

○重症心身障害

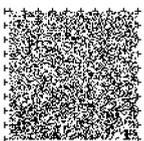
重度の知的障がいと重度の肢体不自由を重複している障がい。

○障害者基本計画

障がいのある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、国が講ずべき障害者施策の基本的方針について内閣府で定めるもの。

○障害者基本法

障がいのある人の自立と社会、経済、文化などあらゆる活動への参加の促進を目的として、日本の社会福祉における障がいのある人の定義や、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための事業・サービスの基礎的共通項目を定めた法律。この法律で精神障がいのある人も障がいのある人に位置付けられた。



○障害者週間

12月3日から12月9日までの1週間。平成16年(2004年)6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されたもの。

○障害者の権利に関する条約

平成18年(2006年)12月に国連総会にて採択された障がいのある人の権利を保障する条約で、障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加の促進を目的としている。20ヶ国が批准した段階で発効されるが、批准国は障がいのある人の権利を改善する法律を制定し、あらゆる障がいのある人への差別を禁止して、平等確保するための措置を取るなどが義務づけられる。

○職親制度

就職することが困難な知的障がいのある人に対して、一定期間事業主(職親)のもとで、社会参加に必要な生活指導や就職に必要な技能習得訓練などを行う制度。

○ジョブコーチ

職場適応のために支援を要する障がいのある人が働く職場に出向き、障がいの特性を踏まえた直接支援を行う専門職員のこと。

○生活習慣病

糖尿病や心臓病、脳卒中、がんなど、病気が発症するまでに食生活や飲酒、喫煙など、個人の生活習慣の因子が深く関係している病気の総称。

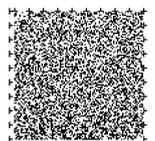
○成年後見制度

民法に規定されている制度で、自己決定を行うのに一定の支援を必要とする人(判断能力の不十分な人)がその人らしく暮らしていくために利用する制度のこと。後見人はその職務を行うにあたって、被後見人の生活に配慮することが求められている。

タ行

○短期入所(ショートステイ)

介護者の事情等により、在宅での介護が一時的に困難になった場合に、障がいのある人を短期間施設で預かり、必要なサービスを提供するもの。



○特別支援教育・特別支援学校

従来の特殊教育の対象とされる障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。従来の養護学校・盲学校・聾学校は特別支援学校に名称変更。

ナ行

○内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸などの機能障がいや、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより、日常生活が著しく制限を受けるもの。

○日常生活用具

地域生活支援事業の1つで、在宅の重度障がいのある人等に対し、日常生活の利便を図るために給付または貸与される生活用具。

○ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視せず、普通の人と同じように受入れ、ともに同じ社会の一員として生活を営んでいこうという考え方。

ハ行

○発達障がい

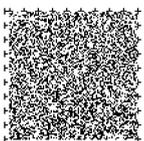
乳児期から幼児期にかけてさまざまな原因が影響し、発達の遅れや機能獲得の困難等が生じる心身の障がい。代表的なものとしては広汎性発達障がい(自閉症・アスペルガー症候群など)、注意欠陥多動性障がい(AD／HD)、学習障がい(LD)等がある。

○バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用に配慮した設計。また、障がい者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーと捉えられている。

○ピアカウンセリング

障がいのある人が自己決定、自己選択能力を培っていくことを目的とし、同等な立場の障がいのある人同士が行うカウンセリングのこと。



○福祉型障害児入所施設

障がいのある児童を入所通じて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設で、児童福祉法に基づく福祉サービス「障害児入所支援」の一つ。

○福祉ホーム

家庭環境や住宅事情のために家族との同居や住居の確保が難しい、ある程度の自活能力のある障がいのある人を対象に、低料金で居室や設備を提供する施設。

○富津市障害者総合支援協議会

市町村が設置する協議会で、障がいのある人の地域での生活を支えるため、相談支援事業などの支援システム・ネットワークづくりにおける中核的な役割を担う機関。

○富津市人口ビジョン 2040

本市人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識を市民と共有し、目指すべき将来の方向を示したもの。

○富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口の現状分析や人口の将来展望を示す「富津市人口ビジョン 2040」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法第 10 条第 1 項により、市民が幸せを感じられるまちを実現するため、市におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、基本的な施策の方向及び施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるもの。

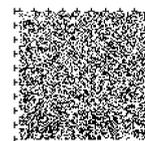
○ボランティア

自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人または活動のことで、自発性、無償性、社会性、創造性などを原則としている。

マ行

○民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて市町村の区域に配置されている民間の行政協力機関。報酬を目的としない名誉職で、市町村議会の議員の選挙権を有する者の中から適任と認められるものが、都道府県知事の推薦により厚生大臣から委嘱され、児童福祉法による児童委員も兼ねている。



ヤ行

○ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、多くの人が利用できるようデザインすること。

○要約筆記

聴覚障がいのある人に対して、人が話している内容をその場で要約し、ノート、スクリーン、パソコン等で情報を伝える方法。

ラ行

○療育

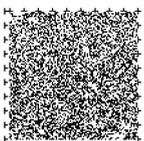
障がいのある児童に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取組み。

○療育手帳

各種支援を受けやすくするために、こども家庭相談センターまたは知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。

○臨床心理士

臨床心理学など心理学の知識や諸技法を生かして、専門的に援助する人。



いきいきふっつ障害者プラン

第3次基本計画

【平成30年度(2018年度)～平成38年度(2026年度)】

第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)

【平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)】

発 行 平成30年3月

発 行 者 千葉県富津市

企画・編集 健康福祉部社会福祉課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地

T E L (0439) 80-1260 F A X (0439) 80-1355